

令和5年2月27日 開 会

令和5年3月17日 閉 会

# 令和5年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

2月27日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	6
○開 会（午前10時00分）	7
○日程第1 会議録署名議員の指名について	7
○日程第2 会期の決定について	7
○日程第3 諸般の報告について	7
○日程第4 報第1号及び日程第5 報第2号	8
○日程第6 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	8
林市長提案説明	8
○日程第7 質 疑	9
○日程第8 討 論	10
○日程第9 採 決	10
○日程第10 発議第1号及び日程第11 発議第2号	10
武藤孝成議会運営委員会委員長趣旨説明	10
○日程第12 質 疑	11
○日程第13 討 論	11
○日程第14 採 決	11
○日程第15 議第2号から日程第43 議第30号まで	12
林市長提案説明	13
○休 憩（午前10時50分）	21
○再 開（午前11時06分）	21
○追加日程第1 発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表 として高い倫理観と強い責任感を認識することを求め る決議	21
4番 加藤裕章議員趣旨説明	21

○追加日程第2 質 疑	22
3番 寺町祥江議員質疑	22
4番 加藤裕章議員答弁	23
3番 寺町祥江議員質疑	23
○休 憩 (午前11時16分)	23
○再 開 (午前11時25分)	23
4番 加藤裕章議員答弁	23
3番 寺町祥江議員質疑	24
13番 武藤孝成議員答弁	24
3番 寺町祥江議員質疑	24
4番 加藤裕章議員答弁	25
1番 田中辰典議員発言	25
5番 古川雅一議員質疑	25
4番 加藤裕章議員答弁	25
5番 古川雅一議員質疑	25
4番 加藤裕章議員答弁	25
○休 憩 (午前11時32分)	25
○再 開 (午前11時35分)	26
9番 福井一徳議員発言	26
13番 武藤孝成議員発言	26
○休 憩 (午前11時37分)	26
○再 開 (午前11時41分)	26
11番 吉田茂広議員弁明	27
12番 石神 真議員弁明	29
○追加日程第3 討 論	30
2番 奥田真也議員賛成討論	30
8番 操 知子議員賛成討論	30
9番 福井一徳議員賛成討論	31
○追加日程第4 採 決	31
3番 寺町祥江議員発言	31
11番 吉田茂広議員発言	32
12番 石神 真議員発言	32

○休 憩（午後0時06分）	32
○再 開（午後0時18分）	33
○散 会（午後0時19分）	33

3月6日（月曜日）第2号

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	40
○欠席議員	40
○説明のため出席した者の職氏名	40
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	41
○開 議（午前10時00分）	42
○日程第1 質 疑（議第2号から議第30号まで）	42
9番 福井一徳議員質疑	42
市原福祉課長答弁	42
9番 福井一徳議員質疑	43
森健康介護課長答弁	43
9番 福井一徳議員質疑	43
森健康介護課長答弁	43
9番 福井一徳議員質疑	44
山田子育て支援課長答弁	44
9番 福井一徳議員質疑	44
安達税務課長答弁	45
9番 福井一徳議員質疑	45
安達税務課長答弁	45
9番 福井一徳議員質疑	45
市原福祉課長答弁	46
9番 福井一徳議員質疑	46
市原福祉課長答弁	47
9番 福井一徳議員質疑	47
山田子育て支援課長答弁	47
9番 福井一徳議員質疑	48

山田市民環境課長答弁	48
9番 福井一徳議員質疑	48
山田市民環境課長答弁	48
9番 福井一徳議員質疑	49
山田市民環境課長答弁	49
9番 福井一徳議員質疑	49
山田子育て支援課長答弁	50
9番 福井一徳議員質疑	50
山田子育て支援課長答弁	50
9番 福井一徳議員質疑	51
山田子育て支援課長答弁	51
9番 福井一徳議員質疑	51
市原福祉課長答弁	52
9番 福井一徳議員発言	53
3番 寺町祥江議員質疑	54
山田子育て支援課長答弁	54
3番 寺町祥江議員質疑	55
山田子育て支援課長答弁	55
3番 寺町祥江議員質疑	55
山田子育て支援課長答弁	56
3番 寺町祥江議員質疑	56
山田子育て支援課長答弁	56
○休 憩 (午前10時50分)	57
○再 開 (午前11時00分)	57
○日程第2 委員会付託 (議第2号から議第30号まで)	57
○日程第3 吉田茂広議員に対する処分要求について	57
8番 操 知子議員趣旨説明	58
11番 吉田茂広議員弁明	58
○日程第4 質 疑	59
2番 奥田真也議員質疑	59
8番 操 知子議員答弁	60
○休 憩 (午前11時18分)	62

○再 開（午前11時37分）	62
○散 会（午前11時40分）	62

3月13日（月曜日）第3号

○議事日程	63
○本日の会議に付した事件	63
○出席議員	63
○欠席議員	64
○説明のため出席した者の職氏名	64
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	64
○開 議（午前10時00分）	65
○日程第1 議第31号 山県市手話言語条例について	65
林市長提案説明	65
○日程第2 質 疑	65
○日程第3 討 論	66
13番 武藤孝成議員賛成討論	66
○日程第4 採 決	67
○休 憩（午前10時07分）	67
○再 開（午前10時30分）	67
○日程第5 一般質問	67
1. 7番 郷 明夫議員質問	67
(1) 「市発注工事等の地元企業優先等を」について	67
谷村理事兼総務課長答弁	69
郷 明夫議員質問	70
谷村理事兼総務課長答弁	70
郷 明夫議員質問	71
谷村理事兼総務課長答弁	71
郷 明夫議員発言	72
2. 9番 福井一徳議員質問	72
(1) 2014年10月発生之美山畑野地区の崖崩れ復旧について	72
大熊理事兼建設課長答弁	73
福井一徳議員質問	73

大熊理事兼建設課長答弁	74
福井一徳議員質問	75
林市長答弁	75
福井一徳議員発言	76
(2) 山県市の令和5年度からの保育民営化のスタートについて	76
久保田副市長答弁	77
福井一徳議員質問	78
久保田副市長答弁	80
福井一徳議員質問	82
林市長答弁	83
○休憩 (午前11時32分)	84
○再開 (午後1時00分)	84
○休憩 (午後1時00分)	84
○再開 (午後1時12分)	84
3. 2番 奥田真也議員質問	84
(1) ハラスメント対策について	85
谷村理事兼総務課長答弁	85
奥田真也議員質問	86
谷村理事兼総務課長答弁	87
奥田真也議員発言	88
(2) 農地の除草などについて	88
福井農林畜産課長答弁	88
奥田真也議員質問	89
福井農林畜産課長答弁	89
奥田真也議員発言	90
(3) 国道418号について	90
大熊理事兼建設課長答弁	90
奥田真也議員質問	91
大熊理事兼建設課長答弁	91
奥田真也議員発言	92
4. 8番 操知子議員質問	92
(1) 議員・職員間のハラスメント根絶について	92

谷村理事兼総務課長答弁	93
操 知子議員質問	94
谷村理事兼総務課長答弁	96
操 知子議員発言	96
5. 3番 寺町祥江議員質問	96
(1) ジェンダーにとらわれない社会、多様な性のあり方が尊重される社会の実 現にむけて	96
丹羽企画財政課長答弁	97
寺町祥江議員質問	98
丹羽企画財政課長答弁	100
○休 憩 (午後 2 時16分)	101
○再 開 (午後 2 時30分)	101
6. 6番 加藤義信議員質問	101
(1) 救命率向上に向けたAEDの使用促進について	101
森健康介護課長答弁	102
加藤義信議員質問	103
森健康介護課長答弁	104
加藤義信議員質問	104
森健康介護課長答弁	104
7. 5番 古川雅一議員質問	104
(1) 小学生の通学時の身体への軽減について	104
森川学校教育課長答弁	106
古川雅一議員質問	107
服部教育長答弁	107
○休 憩 (午後 2 時54分)	107
○再 開 (午後 2 時56分)	108
○追加日程第1 発議第4号 石神真議員に対する辞職勧告決議	108
9番 福井一徳議員趣旨説明	108
○追加日程第2 質 疑	109
11番 吉田茂広議員発言	109
○休 憩 (午後 3 時03分)	109
○再 開 (午後 3 時16分)	109



12番 石神 真議員弁明	110
○追加日程第3 討 論	111
○追加日程第4 採 決	111
○散 会（午後3時22分）	112

#### 3月17日（金曜日）第4号

○議事日程	113
○本日の会議に付した事件	118
○出席議員	123
○欠席議員	123
○説明のため出席した者の職氏名	123
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	124
○開 議（午前10時00分）	125
○日程第1 常任委員会委員長報告	125
○日程第2 常任委員会委員長に対する質疑	127
5番 古川雅一議員質疑	127
郷 明夫総務産業建設常任委員会委員長答弁	127
13番 武藤孝成議員質疑	127
田中辰典厚生文教常任委員会委員長答弁	128
○日程第3 討 論（議第2号から議第30号まで）	128
9番 福井一徳議員反対討論	128
3番 寺町祥江議員賛成討論	130
○日程第4 採 決（議第2号から議第30号まで）	131
○日程第5 特別委員会の中間報告について	137
○休 憩（午前10時48分）	140
○再 開（午前11時00分）	140
○日程第6 懲罰特別委員会の閉会中の継続調査について	140
○日程第7 発議第5号 山県市議会の正常化に関する決議	141
武藤孝成議会運営委員会委員長趣旨説明	141
○日程第8 質 疑	142
○日程第9 討 論	142
○日程第10 採 決	142

○閉　　会（午前11時05分） .....	143
○会議録署名者 .....	143

令和5年2月27日

# 山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

## 山県市議会定例会会議録

第1号 2月27日（月曜日）

- 
- 議事日程 第1号 令和5年2月27日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第2号 専決処分の報告について
- 日程第6 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 質 疑  
議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 討 論  
議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 採 決  
議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 質 疑  
発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第13 討 論  
発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第14 採 決  
発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第15 議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第4号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18	議第5号	山県市こどもサポートセンター設置条例について
日程第19	議第6号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第7号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第8号	山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第9号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第10号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第11号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第12号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第13号	山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
日程第27	議第14号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第15号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第16号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第30	議第17号	令和4年度山県市一般会計補正予算（第9号）
日程第31	議第18号	令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第32	議第19号	令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第33	議第20号	令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第34	議第21号	令和5年度山県市一般会計予算
日程第35	議第22号	令和5年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第36	議第23号	令和5年度山県市介護保険特別会計予算
日程第37	議第24号	令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第38	議第25号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第39	議第26号	令和5年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第40	議第27号	令和5年度山県市水道事業会計予算
日程第41	議第28号	令和5年度山県市下水道事業会計予算
日程第42	議第29号	第4次山県市地域福祉推進計画の策定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第2号 専決処分の報告について
- 日程第6 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 質 疑  
議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 討 論  
議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 採 決  
議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 発議第2号 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 質 疑  
発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
発議第2号 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第13 討 論  
発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
発議第2号 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第14 採 決  
発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
発議第2号 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第15 議第2号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第3号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第4号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第5号 山口市こどもサポートセンター設置条例について
- 日程第19 議第6号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議第7号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第8号 山口市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第9号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第10号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第11号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第12号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第13号 山口市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議第14号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議第15号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議第16号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議第17号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第31 議第18号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議第19号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議第20号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議第21号 令和5年度山口市一般会計予算
- 日程第35 議第22号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 日程第36 議第23号 令和5年度山口市介護保険特別会計予算
- 日程第37 議第24号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第38 議第25号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第39 議第26号 令和5年度山口市高富財産区特別会計予算
- 日程第40 議第27号 令和5年度山口市水道事業会計予算
- 日程第41 議第28号 令和5年度山口市下水道事業会計予算
- 日程第42 議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について
- 日程第43 議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について
- 追加日程第1 発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表とし

て高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議

追加日程第2 質 疑

発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議

追加日程第3 討 論

発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議

追加日程第4 採 決

発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議

---

○出席議員（13名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護課長	森正和君	子育て支援課長	山田佐知子君
農林畜産課長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
理事兼建設課長	大熊健史君	まちづくり・ 企業支援課長	服部裕司君



会計管理者 奥 田 英 彦 君 学校教育課 森 川 勝 介 君  
生涯学習課 藤 根 勝 君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書記 長谷部 尊 徳 君  
書記 山 口 真 理 君

---

午前10時00分開会

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（山崎 通君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、11番 吉田茂広君、12番 石神 真君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（山崎 通君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月27日から3月17日までの19日間とし、2月28日から3月5日まで、7日から12日まで、14日と16日を休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日2月27日から3月17日までの19日間とし、2月28日から3月5日まで、7日から12日まで、14日と16日を休会とすることに決定されました。

---

日程第3 諸般の報告について

○議長（山崎 通君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年11月から令和5年1月までに実施した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

2月2日、岐阜県市議会議長会役員会及び第289回岐阜県市議会議長会議は下呂市において開催され、加藤副議長と出席しました。会議では、会務報告及び令和5年度当初予算など4議案について、全会一致で原案どおり承認・可決されました。

2月6日、東海市議会議長会第2回支部長会議及び第299回理事会を山県市が開催地と

して、都ホテル岐阜長良川において開催し、加藤副議長と出席しました。理事会では、開催市として議事進行を務め、会務報告及び議案審議がされ、原案のとおり可決、また、協議事項では、令和5年度開催予定の定期総会の協議がされました。

次に、2月7日、令和5年第1回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員と出席しました。会議では、条例案件、令和4年度補正予算案件及び令和5年度当初予算について審議され、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第1号及び日程第5 報第2号

○議長（山崎 通君） 日程第4、報第1号及び日程第5、報第2号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件です。

---

日程第6 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山崎 通君） 日程第6、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年山県市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症のマスクの着用については、3月13日から個人の判断に委ねると政府が決定したとの報道がありました。また、5月には季節性インフルエンザなどと同じ5類に引き下げられるとの報道もございました。国内の感染が確認されてから3年が過ぎようとしておりますが、ようやくコロナ禍での出口が見えてきたところでございます。

今月6日に発生をいたしましたトルコ・シリア大地震においては、多くの人命が失われました。犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方に心からお見舞いを申し上げます。今回の大地震では、多くの建物が倒壊したことが報道されており、本市が重視して推進しておりますインフラ整備、防災対策事業等が有事の備えになることを再確認したところでございます。

さて、山県市は平成15年に誕生し、今年4月に二十歳となります。1月には、動画共有サービスで20周年を記念し、PRドラマ「おしえて！ ハタチ市長」の配信を開始しました。全4話のドラマで、タレントの山之内すずさんを起用したこともあり、現在の

ところ36万回を超える視聴回数となっております。また、この今回の企画につきましては、様々な報道機関等でも取り上げられ、山州市の認知度向上につながっているものと思われま

す。令和5年度におきましては、「ハタチの山州市」を記念し、様々な事業を実施する予定でございますので、議員各位の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日提案いたしております議案は、報告案件2件、人事案件1件、条例案件15件、補正予算案件4件、当初予算案件8件、その他案件2件の計32案件でございます。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして、御説明を申し上げます。

資料ナンバー1の3ページをお願いします。

資料ナンバー1、3ページ、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、富永にお住まいの江口弘幸氏を推薦することについて議会の意見を求めるもので、任期は3年でございます。

江口氏は地域での信頼も厚く、人権擁護の重要性を認識され、人格、見識ともに適任でございますので、2期目として引き続き推薦しようとするものでございます。議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第7 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第7、質疑。

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

質疑を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、議第1号は委員会の付託を省略す

ることに決定されました。

---

#### 日程第8 討論

○議長（山崎 通君） 日程第8、討論。

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての討論を行います。  
最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第9 採決

○議長（山崎 通君） 日程第9、採決。

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。  
お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 発議第1号及び日程第11 発議第2号

○議長（山崎 通君） 日程第10、発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第11、発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則についての2議案を一括議題とし、議会運営委員会委員長の提案説明を求めます。

議会運営委員会委員長 武藤孝成君。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成君） ただいま議長より指名を受けましたので、発議第1号、2号について説明をいたします。

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についてと、発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。

令和2年から新型コロナウイルス感染症の拡大は、議会活動にも大きな影響を与えてきました。山県市議会において、災害や新型コロナウイルス等の感染症拡大していく際

であっても、議会機能の維持をするため、委員会等会議に参集できない場合、オンラインでの会議に出席し、非常時でも定足数を満たした委員会審査等を実施することが可能とする必要性があります。また、委員会のみならず、参考人なども同様、オンライン会議に出席でき、説明、意見を述べるができるようにする必要があります。このため、オンライン委員会を実施できるようにするために所要の改正を行うものです。よろしくお願いたします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第12 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第12、質疑。

これより発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第13 討論

○議長（山崎 通君） 日程第13、討論。

これより発議第1号及び発議第2号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第14 採決

○議長（山崎 通君） 日程第14、採決。

これより採決を行います。

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議第2号から日程第43 議第30号まで

○議長（山崎 通君） 日程第15、議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第4号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第5号 山県市こどもサポートセンター設置条例について、日程第19、議第6号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第7号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第8号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第9号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第10号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第11号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第13号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第14号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第15号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第16号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第30、議第17号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第9号）、日程第31、議第18号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第32、議第19号 令和4年度山県市簡易水道事業特別

会計補正予算（第4号）、日程第33、議第20号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、日程第34、議第21号 令和5年度山口市一般会計予算、日程第35、議第22号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計予算、日程第36、議第23号 令和5年度山口市介護保険特別会計予算、日程第37、議第24号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計予算、日程第38、議第25号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計予算、日程第39、議第26号 令和5年度山口市高富財産区特別会計予算、日程第40、議第27号 令和5年度山口市水道事業会計予算、日程第41、議第28号 令和5年度山口市下水道事業会計予算、日程第42、議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について、日程第43、議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について、以上29議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 本定例会において御審議をいただきます諸議案の提案説明をさせていただきますに当たりまして、市制20年目を迎える令和5年度の市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただいた後に、令和5年度の当初予算についてから順次御説明を申し上げます。

まず、本市の財政状況についてでございますが、市債の残高につきましては、全ての会計の合計額が、令和5年度末時点で、ピーク時には368億円ございましたが、約197億円となり、発足以来初めて200億円を切る見込みでございます。

国は、基本方針2022におきまして、成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓を観点とし、人への投資と分配、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GXへの投資、DXへの投資における改革が必要であるとしております。

本市におきましても、成長と分配をともに高めるGX、DXなどの実現に向けた重点投資分野について、官民連携により実施していく必要がございます。こうした中、本市における令和4年6月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質マイナスにすることを目指しまして、カーボン・マイナス・シティ宣言を表明しております。市の面積の8割を占める森林は、二酸化炭素を吸収する大切な資源となります。行政、地域がそれぞれの役割で脱炭素化に参画し、二酸化炭素排出量削減と吸収量増加の取組を加速させてまいります。

令和5年度、山口市は市制20周年を迎えることとなります。新たなステージに向かい、活力ある地域づくりを目指していくための戦略的政策を展望していかなければなりません。未来につなぐ子供と、子供や地域を支えていく大人、そして私ども、我々行政が高いシビックプライドの下、持続可能な地域社会をつくり上げていくため、次世代を担う



子供たちへの良好な子育て環境、教育支援、市民の健康づくりを推進するとともに、官民連携したGX及びDX等の推進により、市民生活の利便性の向上、地域産業の成長を支援し、豊かな自然と活力ある都市が調和した「安心して快適な住みよいまちづくり」を目指してまいりたいと考えております。

近年、多様化する課題の中において、行政だけの力でよりよい山県市の発展を成し遂げることはできません。議会はもちろん、市内に関わりを持つあらゆる利害関係者との対話と共感を求めつつ、協働してまいる所存でございます。今後とも、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

さて、令和5年度の当初予算案につきましては、今まで申し上げてきたようなことを背景といたしまして、1つ目には包括的な子育て支援と女性の活躍、2つ目に未来を見据えた力強く豊かなまちづくり、3つ目に健康寿命の延伸と高齢者の活躍、4つ目には新たな時代に向けたGX、DXの推進、5つ目にポストコロナの経済社会に向けた成長戦略、この5つを重点施策としながら、「ハタチの山県市」未来に向けた発展型予算といたしております。

それでは、まず、資料4-2を御覧ください。

資料4-2、令和5年度当初予算の概要の1ページを御覧ください。令和5年度の当初予算案の総額は、一般会計が146億7,000万円で、対前年度3.16%の増額としております。特別会計と企業会計を合わせた総額においても、242億6,586万1,000円、対前年度5.22%の増額としているところでございます。

一般会計においては、右側の上段の表で、市税の増加に加え、地方交付税においても、保育園の民営化に伴う減少に対し、交付税財源の繰越分、地域デジタル社会推進費、地方創生推進費の拡充、光熱水費高騰に対応した算定項目の追加等を踏まえて増加を見込んでおります。

2段目、表の地方債関係では、交付税措置率の高い、有利な地方債であります緊急浚渫推進事業債、緊急防災・減災対策事業債と、来年度が発行期限となります合併特例債の活用を新たに見込みつつ、一般会計の地方債発行予定総額は9億8,790万円と、前年度より1億5,470万円減少させております。

他方、下の表の基金の繰入れでは、ふるさと応援基金繰入金を実績によりまして約1億3,800万円余り減額させ、新たに合併振興基金を追加し、実質的な財源不足を補う財政調整基金の繰入れを8億8,234万円として予算編成をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料4-3をお願いします。4-3の令和5年度当初予算案のポイント

の6ページをお願いします。

6ページ、令和5年度当初予算における歳出の主な内容につきまして、先ほど申し上げました5つの重点事項の観点によりまして、順次説明を申し上げます。

最初に、包括的な子育て支援と女性の活躍についてでございます。

重点施策の中でも、人口の減少にも密接に関わる子育て支援は、最重要課題として取り組むこととしており、安心して子供を産み育てることができ、男女にかかわらず活躍ができる環境整備に努めてまいります。

具体的には、現行の出産祝金についてを、妊娠時と出産時に計10万円相当を支給する国の子育て応援ギフト事業の創設に合わせて見直しを行い、名称を赤ちゃんほほえみ応援金として、多子の出産育児を応援するため、第2子から一子増えるごとに倍の応援金を支給する制度へと拡充し、最大で320万円を支給いたします。

また、子供が生まれた世帯に対しまして、おむつやミルクなどのベビー用品の購入支援といたしまして4万円を支給するベビー用品応援事業を新しく開始いたします。

本市独自の制度として実施しています、3歳以上の保育園児の主食費・副食費等の無償化に加えまして、ゼロ歳から2歳児、いわゆる未満児についても、給食費を含めた保育料の無償化を開始いたします。

また、子供の預かり援助の利用促進を図るため、ファミリーサポートセンターの利用料を減額するとともに、援助会員の補助制度を創設いたします。

高校生の医療費助成につきましては、これまでまちづくり振興券から現金給付に切り替え、完全な無償化となるよう、拡充を図ってまいります。

次に、7ページに入りまして、今年度2学期から施行しております小中学校の給食費無償化を、来年度も引き続き実施いたします。

また、子育てと教育の両面から、子供、保護者、子育て支援者への総合的な支援を同じエリアで一体的に行える拠点といたしまして、子ども家庭センター、こどもサポートセンターに加えまして、児童館機能を持たせた施設とするよう保健福祉ふれあいセンターの改修を実施いたします。

次に、8ページ、未来を見据えた力強く豊かなまちづくりについてでございます。

地域が元気であるためには、地域経済の振興は欠かせません。そのため、山県インター開通を契機とした市内企業の支援、企業誘致を積極的に推進してまいりました。東海環状自動車道の西回りルートが開通するまで2年と迫りましたが、本市にとってまだまだ重要な時期にあります。そのため、市内企業の持続的な経営と事業の発展、並びに市内の経済産業の活性化のため、令和2年度から3年計画で始めました中小企業等への活

性化補助金につきましては、引き続き令和5年度も計上いたしております。加えて企業誘致も推進し、武士ヶ洞、馬坂地内の基盤整備等も継続してまいります。

本市では、これまでも定住人口以外にも、交流人口や関係人口の増加を目指してきております。そのため、移住支援、空家利活用支援は継続し、条件不利地域に住み、地域協力活動を行います地域おこし協力隊の拡充も目指します。

そのほか、大桑城跡の遺跡発掘調査関連事業を継続し、観光の拠点と連携をしましてPR事業を展開してまいります。

次に、9ページ、健康寿命の延伸と高齢者の活躍では、引き続き健康増進の啓発や介護予防等を目指すとともに、新たに带状疱疹ワクチン接種費用の一部の補助を開始いたします。

また、健診率の向上を図るため、各種がん検診において節目年齢の無料クーポンの配布、国民健康保険での特定健診の無償化に加えまして、集団健診会場では受診者への粗品を進呈する予定でございます。

次に、10ページ、新たな時代に向けたGX、DXの推進と、ポストコロナの経済社会に向けた成長戦略でございます。これは項目が重なる事業が多いので、1つにまとめて御説明をいたします。

今年度に引き続き、DX支援業務を委託しまして、窓口の申請支援サービス、遠隔窓口システム、手数料のキャッシュレス決済、ウェブ口座振替受付サービス等の導入や、伊自良コミュニティセンター、公民館等には公衆のWi-Fiを設置し、市民の皆様がDXによる非接触と便利さの恩恵を享受できる環境を構築してまいります。

次に、GXに関しましては、国の重点化補助金等の活用も視野に入れまして、太陽光発電設備の設置補助を継続し、高富小学校のエアコンを省力化へ更新する予定でございます。

最後に、その他の事業について御説明申し上げます。

11ページは、デジタル田園都市国家構想交付金として再編された地方創生関連事業をまとめてございます。来年度は、新たに恋人の聖地を有する自治体が参画する広域連携事業の第4弾事業として、持続可能な交流人口の拡大をテーマに、さらなる地方創生を推進してまいります。

12ページでは、その他といたしまして、地域活性化等に資する事業を実施する団体に交付しております協働のまちづくり補助金として、20周年を共に盛り上げていただく事業を行う団体に補助できるよう、メニューを追加しております。

また、北部地域拠点整備事業は、美山支所の建築とその周辺の再整備を始める予定で

ございます。

当初予算の概要は以上でございます。

続きまして、当初予算以外の案件について順次御説明いたします。

資料ナンバー1の4ページをお願いします。

議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例は、行政組織における事務分掌の一部を見直し、効率的で効果的な市政運営の推進を図ろうとするため、改正しようとするものでございます。

次に、7ページをお願いします。

7ページの議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例は、印鑑登録証明書のオンライン申請を可能とするため、改正しようとするものでございます。

次に、9ページ、議第4号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例は、令和5年4月1日から施行されます定年延長制度によりまして、募集対象職員の年齢を従来どおりとするため、改正しようとするものでございます。

次に、10ページでございます。

議第5号 山県市子どもサポートセンター設置条例は、不登校児童生徒等の社会的自立に向けた支援等のため、山県市子どもサポートセンターを山県市保健福祉ふれあいセンター内に設置するため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、12ページをお願いします。

12ページの議第6号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、産科医療保険制度の掛金を含む出産育児一時金が現行の42万円から50万円と引き上げられたことに伴い、改正しようとするものでございます。

次、13ページ、議第7号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例は、子育て支援の一環として、3歳未満児のいる世帯の経済的負担を軽減するため、保育園の利用者負担額を3歳未満児についても無償化とするため、改正しようとするものでございます。

次に、15ページをお願いします。

15ページ、議第8号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例は、複数児童を養育する子育て世帯の経済的負担を軽減するため、山県市の出産祝金の名称を見直すとともに、額改定等の拡充するため、改正しようとするものでございます。

次に、17ページをお願いします。

議第9号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

20ページ、お願いします。

議第10号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童の安全の確保に関するものについて、国が定める基準に従うよう改正しようとするものでございます。

次に、23ページでございます。

23ページ、議第11号 山県市放課後児童保健育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、安全計画等の策定を加える等、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、25ページ、議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、子どもげんきはうすの休館日を変更するとともに、利用者の範囲を拡充するため、改正しようとするものでございます。

次に、27ページをお願いします。

27ページ、議第13号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例は、道路交通法の改正によりまして、新たに電動車椅子等の移動用小型車が定義づけられたことから、条例中の車両の定義に追加するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、28ページ、議第14号 山県市小口融資実施条例の一部を改正する条例は、市小口融資審査委員会を廃止いたしまして、融資実行までの時間の短縮と事業者の利便性向上を図るため、改正しようとするものでございます。

次に、30ページをお願いします。

30ページ、議第15号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、オートキャンプ場について使用期間を通年に変更するため、改正しようとするものでございます。

次に、32ページ、議第16号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、現在の消防団の定数を540人から445人に改め、効率的な組織運営を図るため、改正しようとするものでございます。

次に、令和4年度補正予算について御説明を申し上げます。

資料ナンバー3をお願いします。

資料ナンバー3、議第17号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第9号）につきましては、4億3,777万8,000円を減額し、総額を151億5,831万1,000円とするほか、繰越明

許費及び地方債の補正をしようとするものでございます。

今般の補正では、本年度実績見込みによる不用額等の補正が主なものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

まず、13ページをお願いします。

13ページ、総務費の財産管理費1億9,000万円の減額は、本年度実績見込みによるもので、内容といたしましては、ふるさと応援基金積立金を1億円とふるさと応援寄附金返礼品5,000万円等を減額しております。

28ページをお願いします。

28ページ、保健体育施設費は、本年度実績見込みによる減額のほか、総合運動場の敷地として借り上げている土地3,745平方メートルにつきまして、用地取得を行うため、その費用5,617万5,000円を追加しようとするもので、別途、繰越明許も設定をいたしております。

次に、9ページの歳入をお願いします。9ページの歳入でございます。

大半が歳出に連動するものでございますが、それ以外のものを御説明申し上げます。

一番上の地方交付税を御覧ください。令和4年度、国の第2次補正予算によりまして普通交付税が増額されましたので、9,548万8,000円を増額いたしております。

次に、11ページの中段、基金繰入金でございますが、これは事業費の減額等により、魅力あるまちづくり基金及び森林環境整備基金の繰入を減額させるほか、今般の補正によりまして余剰となりました財源分といたしまして、財政調整基金繰入金を2億7,823万5,000円減額いたしております。

次に、5ページをお願いします。

5ページは繰越明許費の補正でございます。表にございます11事業が年度内に完了することができない見込みとなったことから、追加をお願いするものでございます。

次に、33ページをお願いします。

33ページ、議第18号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、1億326万7,000円を減額し、その総額を30億7,747万4,000円とするものでございます。

41ページをお願いします。

41ページ、歳出でございます。上段の保険給付費の1億円の減額は、本年度実績見込みによるものでございます。

歳入につきましては、いずれも歳出に連動するものでございます。

次、45ページをお願いします。

45ページ、議第19号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、1,329万9,000円を減額し、総額を1億2,382万3,000円としようとするものでございます。

次に、51ページの歳出をお願いします。

51ページ、歳出、一般管理費1,329万9,000円の減額は、県事業の県道岐阜美山線改良事業との調整に伴いまして、配水管布設替工事を次年度以降に見送ることになったためでございます。歳入は、前のページでございますように、県の補償金と一般会計繰入金を減額いたしております。

次に、53ページをお願いします。

53ページ、議第20号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、3,854万7,000円を減額し、総額を5億1,372万9,000円とするほか、地方債の補正をしようとするものでございます。

次に、60ページの歳出をお願いします。

60ページ、歳出でございます。施設管理費3,854万7,000円の減額内容は、大桑地区の不明水調査について、補助事業の活用が見込めるため先送りによる減額と、簡易水道事業と同様に、県事業の県道岐阜美山線改良事業が先送りとなったことにより減額するものでございます。歳入は、前のページでございますように、下水道事業債、県の補償金と一般会計繰入金を減額いたしております。

56ページの地方債の補正は、歳出補正に連動して借入額の変更しようとするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

次に、その他の案件2件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー1の33ページをお願いします。

33ページ、議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定しようとするもので、山口市議会基本条例第15条第4号の規定により、議決を求めるものでございます。

次に、35ページをお願いします。

35ページの議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂は、平成30年度策定の現計画の評価も踏まえまして改訂しようとするもので、山口市議会基本条例第15条第6号の規定により議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

加藤裕章君ほか1名から、山縣市議会会議規則第14条第1項の規定によって、市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議が提出されました。

この動議を日程に追加するため、議会運営委員会を開催してください。

議会運営委員会終了まで暫時休憩といたします。

午前10時50分休憩

午前11時06分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1、発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議については、追加日程することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。

---

追加日程第1 発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議

○議長（山崎 通君） それでは、追加日程第1、発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、吉田茂広君及び石神 真君の除斥を求めます。

〔吉田茂広議員、石神 真議員 退場〕

○議長（山崎 通君） 議案提出者の趣旨説明を求めます。

加藤裕章議員、提案説明をお願いします。

○4番（加藤裕章君） それでは、提案説明をいたします。

議会は、吉田茂広議員及び石神 真議員に対して猛省を促すとともに、議員としての責務を自覚するよう強く求め、本議会において陳謝を求めるものであります。これが本案を提出する理由であります。

市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議。



山口市議会議員操 知子君からの申出によると、令和4年12月13日、パワーハラスメントとセクシュアルハラスメント根絶に対する申入れ書を議会運営委員会、武藤孝成様に提出しましたが、関係役職以外の吉田茂広市議会議員と石神 真市議会議員によって、夜半にもかかわらず呼び出され、申入れ書の取下げを強要されました。議員操 知子君は、威圧的な言動により恐怖を感じたため、申入れ書の取下げに応じた。

12月14日の全員協議会においても、申入れ書の内容に事実無根がうかがえるので警察署まで持ち込むごときの発言が吉田茂広議員からありました。以来、議員操 知子君は、体調を崩し鬱状態となり、診療を受けているがいまだ回復の兆しが見えていないとのことです。令和5年2月24日、議会運営委員会へ提出の申入れ書と診断書の提出も行われましたが、このような行為は断じて許されることはありません。よって、本会議において陳謝を求めます。

以上です。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

---

#### 追加日程第2 質疑

○議長（山崎 通君） 追加日程第2、質疑。

これより、提案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 幾つかお聞きしたいことがございますが、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントに関わる案件ということで、大変慎重に発言をするべきかと思っておりますが、この公開の本会議で質疑を行ってよろしいですか。このまま内容をお聞きすることになるとは思いますけど、質疑なので。

○議長（山崎 通君） 質疑についてですか。

○3番（寺町祥江君） はい。

○議長（山崎 通君） どうぞ。

○3番（寺町祥江君） よろしいですか。分かりました。

では、お尋ねを幾つかさせていただきたいと思います。今回提出をされました決議ですけれども、冒頭、お渡しをされました議案書の2枚目の……。

○議長（山崎 通君） もう少し大きい声でお願いできますか。

○3番（寺町祥江君） すみません。議案書の2枚目の裏面に決議の内容が書かれておりますが、一番最初の「操 知子君からの申出によると」とありますが、この申出はいつ

のどういう申入れのことを指されていますか。まず1点、お尋ねします。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） すみません、今の質問に対してですけど、ちょっと手元にいつの申出書がありませんので、ちょっとお答えすることはできません。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 操議員から、12月14日に議会運営委員長、武藤孝成さん宛てに申入れ書が提出されております。内容としては、11月16日から18日に行政視察が行われた際にパワハラ行為を受けて、威圧的な恐怖を感じた。また、12月12日に、議長より協議をしたい旨との連絡を受け、指定のあった事務局へ伺った際にも威圧的な脅威を感じて、パワハラ行為が発生したということを経験したということを経験したということで、申入れ書を提出されております。

以上です。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 12月14日に2枚の申入れ書を全員協議会、多分議員協議会だっただと思いますけど、議員協議会で協議をされたと思います。その際に、この文書の2段落目にあります「事実無根がうかがえるので警察まで持ち込むごときの発言が吉田議員からあった。」とあるんですけども、すみません、私、会議録を確認しておりませんので、持ち込むと吉田議員が発言されたのかどうか私は確認できないんですけども、この協議会の最後で、議運の委員長と操議員がお二人で警察のほうに申し出るというようなことをお話しされたと記憶しております。この点に関してちょっと事実と差があるのではないかと思いますので、その点をお伺いします。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 暫時休憩をお願いしてもよろしいでしょうか。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩をいたします。

午前11時16分休憩

午前11時25分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 先ほどの寺町議員からの御質問で、この文章、「申入れ書の内容について事実無根がうかがえるので警察まで持ち込むごときの発言が吉田議員からあった。以来、議員操 知子君は体調を崩し鬱状態となり」ということで、この吉田茂広議

員からのこの発言によって鬱状態になったのでしょうかという御質問がありましたが、この操 知子君からも聞いているところ、それ以外にも、例えば先ほどの、12月12日に威圧的な、事務局のほうで威圧的な脅威を感じたとか、またそれ以外のことも含めて体調を崩されて鬱状態になったということを知っておりますので、本人がそう感じておられるということでもあります。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） この書かれている内容についてですけれども、これまで議運で何度か話し合いをされてきたと、今発案者のほうから、先ほど冒頭説明のときにありましたが、前回の議運、議会運営委員会、私、傍聴させていただいたんですけれども、そこに石神議員と吉田議員から回答書が出されておりました。傍聴者にも、公開の場でしたので回答書は配付されたんですけれども、その内容の中身を見ると、威圧的な言動がどの部分だったのかとか、私はちょっと当事者ではないので把握することができません。

議会運営委員会のほうで、今の発議をされた方お二人が、これを発議されるまでにどういった経緯があったのかはちょっと私は存じ上げないので分かりませんが、議会運営委員会やこの発議されたお二人が、操さん御本人と、また加害者とされる当事者お二人から事情を聴取されているのかをお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 操さんからの件に関しましては、書面でそう出ておりますし、質問書を渡しまして、吉田議員、石神議員には。これをもって御回答ということで、委員長の私が言う質問に答えていないところがありましたので、それからずんずん飛躍していきました。僕が委員長で立場として、あれにも書いてあるように、私宛ての最初は議運で諮ってくださいという、この件に関しまして操さんから頂いたのに関して、それを私のところまで書類が来ないうちに両議員が払拭させたというか、もう私のところまで届かなかったことも私、いろいろ思っています。1つ質問と違いますが、すみませんが、そういう経緯もあって、次から次に、やっぱり操さんがハラスメントに対して重圧なお心持ちになってきたと思いますので、順次その都度、そういう会議は行いました。秘密会議もありましたしということで、寺町議員さんのお答えになるかどうか分かりませんが、そういうことです。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 当事者とされている加害者のほうの吉田議員と石神議員に関しては、議会運営委員会のほうで質問状を送られて、それに答えられたことを事情聴取されたということで、今把握されているという認識で、それを受けて加藤議員と田中議員が

議運の内容からこの発議をされたという理解でよろしいですか。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） そのとおりで、議運のことを受けて決議の発言をしたということになります。

○議長（山崎 通君） ほかにありませんか。

田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 加藤議員と同じで間違いありません。そのとおりです。同意見です。

○議長（山崎 通君） ほかに質疑ありませんか。

古川雅一議員。

○5番（古川雅一君） 申入れ書の取下げを強要されたとございますが、1枚目と2枚目の申入れ書があったと思いますが、1枚目の申入れ書は本人が書いたものではなく、加藤議員が操議員のところに持って行って、印鑑を押してくれということを出そうとしたと記憶しております。また、内容が違うので、このままでは操議員が後々困ると思い、吉田議員と石神議員が、出すのはやめたほうが良いと提案した。これは強要ではなくアドバイスをしたと考えておりますが、いかがですか。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 申入れ書の内容を私は操議員のところに持っていったということはありません。

もう一つ。

○5番（古川雅一君） 持ってっていないのか。

○4番（加藤裕章君） はい。

○5番（古川雅一君） 1枚目。

○4番（加藤裕章君） はい。

○議長（山崎 通君） 古川雅一君。

○5番（古川雅一君） 1枚目の申入れ書ですが、操議員は、私が書いたものではないということを認めておりますが、誰が1枚目のところを印鑑を押すように持ってきましたか。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） それについては私は分かりません。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩をします。

午前11時32分休憩

午前11時35分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの休憩中にいろいろ議論が出ましたが、休憩中のことですので議事録に載りませんが、あえて議事録に載せるためにもう一度発言される方は挙手をお願いします。  
いいですか。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 先ほどこの提案者についての説明等ありましたけど、議運のメンバーとして、私はもともと、今休憩中にも奥田議員からありましたけれども、セクハラ、パワハラをした当事者と被害者を一堂に合わせることは自身は普通やらないんですよ、絶対。それを呼び出して提案だとか何とかって話がありますけど、その行為そのものがもう既に二次パワハラ・セクハラに値するというふうに思いますし、この間、ずっとそのことを私、主張しているんですが、そういう意味ではそこはきちっとすべきだというふうに思います。

○議長（山崎 通君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結します。

吉田茂広君及び石神 真君に弁明の許可をいたしますが、委員長から弁明の許可をしていただけるといいんですけど。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成君） 弁明の意見があれば設けていただくよう、よろしくをお願いします。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩をいたします。

午前11時37分休憩

午前11時41分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

吉田茂広君及び石神 真君から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

この際、これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、吉田茂広君及び石神 真君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

最初に、吉田茂広君の入場を許します。1人ずつ。

〔吉田茂広議員 入場〕

○議長（山崎 通君） 吉田茂広君に一身上の弁明を許します。

吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） どちらで。

○議長（山崎 通君） そこで結構です。

○11番（吉田茂広君） 自席でよろしいですか。

○議長（山崎 通君） はい、そこで結構です。

○11番（吉田茂広君） それでは、議長から今、発言の許可をいただきましたので、本件に対しまして私のほうから少しお話をさせていただきたいと思います。

今回の件につきまして、いろんな動きが議会であるのだろうなというようなことは予測をしておりました。以前私が読んだ本の中で、何か自分の中で問題が起きたときに、常に最悪の状況を考えなさいと、それで最悪の状況にならないためにどうするべきかということを考えて行動しなさいということが書いてあります。私が今回のことで、最悪の事態って何だろうというふうに考えたときに、恐らく自説を曲げて、本来自分がそう思っていないにもかかわらず、例えばそれを認めてしまうというようなことが最悪の事態だろうと思っておりました。たとえそのことによって、例えば自らの地位を失うというようなことになったとしても、自分の信念を曲げては絶対いけないということを考えておりました。その上でお話をします。

この決議書にまずある文章に対しまして、いろいろと私のほうではそうではないということをお願いすることがございます。まず、12月13日に申入れ書の取下げを強要されたとあります。私と石神議員によって、夜半にもかかわらず呼出しをされというようなことがその前にありますけれども、これは議長に対して、もう既に私の要望書の中でお話ししてありますとおり、私が操 知子議員を呼び出したという事実は一切ございません。それは12月14日の申入れ書にも記載がされていると思います。威圧的な言動により恐怖を感じたため、申入れ書の取下げに応じたとありますが、私は威圧的な言動で申入れ書の取下げを強要したというようなことはありません。12月13日の申入れ書には誤った部分があって、それは議会事務局の職員にも迷惑をかけるというような可能性があるということで、このまま申入れ書を提出すれば操 知子議員にも迷惑がかかる可能性があるということをお願いして、それで、取下げをしたらどうですかということをお願いして

バイスしたという記憶がございます。決して申入れ書を取り下げなさいというようなことを言ったことはありません。

また、12月14日の全員協議会で、これは議員協議会だと思いますけれども、「申入れ書の内容に事実無根がうかがえるので警察署まで持ち込む」と私が発言したとありますけれども、私は警察署に持ち込むという発言は一切しておりません。司直の手に委ねたいというようなことは申しておりました。それは、議員協議会の場で曖昧な審査をされて事実がどうか分からなくなってしまうというようなことを恐れたために、調べる人にきちんと調べていただきたいという思いからそう申しました。

その議員協議会の最後に、武藤議会運営委員長と、そして操 知子議員本人が、これから終了後に山県署のほうへ相談に伺いますというようなことを言われ、それは私のここに当時の会議録がございますけれども、そこにきちんと書いてございます。警察署に届けなさいというようなことは、私だけではなくて、ほかの議員からもそうしやあ、そうしやあというような話もありました。

今回、私のいわゆる警察署まで持ち込むというような発言によって、操 知子議員が心をひどく傷つけたということが書いてございます。しかし、私には、とてもじゃないけれども、今申し上げましたとおりに、私が操 知子議員の心にひどく傷つけたというようなことに対しては納得がいきません。それはこの会議録の中に見ていただければ分かると思います。陳謝を求められておりますけれども、冒頭申しましたとおりに、私は自分の信念を曲げるということではできません。これが一身上の弁明になりますかどうか分かりませんが、私から皆さんに申し上げたいことは以上でございます。

また、今回行われていることはいわゆる一方的な話でございまして、12月13日に一体何があったのかというようなことは、具体的にどなたからも聞かれておりません。議会運営委員会から質問状というものが届きました。たった2点についてです。そのときどういうことがあったのかということではなくて、その質問状の内容は、皆さんにももうお配りになっているか分かりませんが、最初は、1つ目は、12月13日に1度目の申入れ書を操 知子議員が議会運営委員長宛てに提出したにもかかわらず、なぜ委員長に連絡もなく当該議員を呼び出し、取り下げさせたのかという質問です。それに対しては、私が操 知子議員を呼び出したわけでもなく、先ほど申し上げたとおり、取り下げさせたわけでもありません。

続きまして、上記1の行為はパワハラに該当すると思われませんが、それについて操 知子議員に対して謝罪をする意思はありますかとあります。それが本当にパワハラであったというならば当然謝罪する必要があると思っておりますけれども、今申しましたとおりに、

それがパワハラに該当するとは思っておりません。パワハラは3要件に該当するという  
ことは思っておりません。

いずれにしても、もう少し、加害者と被害者という言い方がされるのかもしれませんが  
けれども、加害者であるかもしれない人間の話ももう少し聞いていただかないと、一方  
的な処分に対しては当然納得がいくものではありません。

かなり長くなりました。以上、私からの皆さんにお伝えしたいことです。終わります。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

では、吉田茂広君の退場を求めます。

〔吉田茂広議員 退場〕

○議長（山崎 通君） 続いて、石神 真君の入場を許します。

〔石神 真議員 入場〕

○議長（山崎 通君） 石神 真君に一身上の弁明を許します。

石神 真君。

○12番（石神 真君） 今回、このような発議が出たことに関しては、私ながら寂しい  
思いがございますが、まずは、この前の質問状を頂きまして、真摯に質問状に対して私  
は回答をさせていただきました。また、それについて操議員がそのように感じられると  
いうことであれば、意ではありませんけど、陳謝をいたします。

また、長くなりますかも分かりませんが、吉田議員がどういうふうにご答えられたか分  
かりませんが、私のほうも、やはり議会運営委員会に回答書を出しました。その  
出しましたやつを議員協議会で話しますという、たしか前は話があったんですが、その  
ままで終わってしまって一方的な片道通行という形になっておりまして、今回このよう  
な議案が出されましたので、少し意に沿わないなと思っておりますが、この議案につ  
いては反省をするということですが、もう議長も辞職し、反省をしております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

石神 真君の退場を求めます。

〔石神 真議員 退場〕

○議長（山崎 通君） ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則  
37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は、委員会の付託を省



略することに決定しました。

---

### 追加日程第3 討論

○議長（山崎 通君） 追加日程第3、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 賛成討論の賛成という立場から討論に参加をさせていただきます。

このハラスメント、この決議文を読んでいただくと、今回、弁明の中にもありますが、そうではなく、12月13日の取下げの強要のところからハラスメント行為というのが始まっていたということが言えるのではないかということも思います。また、11月の視察の際にそういうことが発生してからずっと操議員のほうは精神的にも本当につらい思いをされていたのではないかということをおもっています。

先ほど両議員のほうから弁明をいただきましたが、そもそもそういうことではなく、12月13日に出口を塞ぐような形で両議員が座ってお話をされた、また、議会運営委員長を通さずに、このハラスメントのこの申入れ書に対して取り下げるようお話をされたということ自体がハラスメントであるということをおもっています。そういう意味からも、今回のこの決議においては、私は賛成をしたいと思えます。

以上です。

○議長（山崎 通君） ほかに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

操 知子君。

○8番（操 知子君） 先ほど石神議員から陳謝のほうがありましたので、実際には視察で起きたことがセクハラかどうか、パワハラかどうかということを知っていただきたく、説明をさせていただき予定ではおりましたが、基本的に夕食後、多数の前であり断りにくい環境であったこと、視察業務上必要がなく、私的なことを強要されたこと、人格、尊厳を害する言動であったことを受け、今回、申入れ書を議会運営委員会のほうに提出させていただきました。ハラスメントというのは、いかに皆さんに知っていただけるかというのが、二次被害を含めて、正直とても怖いものではありましたが、今回、決議と

いう形でも出していただきましたことで、私も大変安堵しております。

以上です。

○議長（山崎 通君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 先ほど奥田議員が言われたように、私もこういう場そのものがもう既に二次被害だというふうに思いますし、吉田議員は、パワハラではないというふうに言い切られました。やっぱりそこは違うと思うんですね。なかなかこういう問題は、声を上げるということがやっぱり社会の中でも大変だと思うんですね。そういう意味でいうと、操議員はやっぱり勇気を持ってそういう声を上げられた。そのことについて、私は議員として全面的に応援をしたいというふうに思います。そういう意味で、この決議案については賛成の討論をしたいと思います。

以上です。

○議長（山崎 通君） ほかに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 追加日程第4 採決

○議長（山崎 通君） 追加日程第4、採決。

これより採決を……。

寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） すみません。この採決について私は賛否を表すことができませんので、除斥させていただきたいと思います。

○議長（山崎 通君） ちょっと聞こえなかったんですけど、何とおっしゃったんですか。

○3番（寺町祥江君） この発議の採決に当たりまして、賛否を表明できる、今、ところにいませので、退席をさせていただきたいです。

○議長（山崎 通君） 退席ですか。どうぞ。

〔寺町祥江議員 退場〕

○議長（山崎 通君） 発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） ありがとうございます。着席ください。起立多数であります。本案は原案のとおり決定をされました。

吉田茂広君及び石神 真君の入場を許可します。

〔吉田茂広議員、石神 真議員 入場〕

○議長（山崎 通君） 寺町議員は。それなら3人とも入ってもらって。いいよ。

〔寺町祥江議員 入場〕

○議長（山崎 通君） 吉田茂広君及び石神 真君に申し上げます。

発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議については、起立多数で可決されましたので、お伝えいたします。

つきましては、吉田議員も石神議員もですが、先ほどの決議にありますように、陳謝を求めます。

吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） お断りします。

○議長（山崎 通君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） どの部分で陳謝をしていいか分かりませんが、操議員がパワハラ何とかというハラスメントということに関しましては、それぞれの個人的な考え方が相違が違ったということでありましたけれども、そういうことであれば私は操議員に陳謝をさせていただきますが、市民に対して高い倫理と、これに関しましては、しっかりと私ながら議員として仕事をしていると思っておりますので、これに関しましては陳謝はいたしません。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

石神 真君から陳謝の発言がありました。吉田茂広君からは発言がありませんので、暫時休憩といたします。

午後0時06分休憩

午後0時18分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの石神 真君から陳謝がありました。吉田茂広君からは陳謝がありませんので、議会運営委員会に諮っていただきましたが、議会運営委員会では継続審査となりましたので、引き続き継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、この件につきましては継続審査とさせていただきます。

---

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、3月6日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時19分散会

令和5年3月6日

# 山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

## 山県市議会定例会会議録

第2号 3月6日（月曜日）

○議事日程 第2号 令和5年3月6日

日程第1 質 疑

- 議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市こどもサポートセンター設置条例について
- 議第6号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第18号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第19号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 議第20号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第21号 令和5年度山口市一般会計予算
- 議第22号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第23号 令和5年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第24号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第26号 令和5年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第27号 令和5年度山口市水道事業会計予算
- 議第28号 令和5年度山口市下水道事業会計予算
- 議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について
- 議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について

日程第2 委員会付託

- 議第2号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市こどもサポートセンター設置条例について
- 議第6号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例について

議第16号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第9号）

議第18号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第19号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議第20号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議第21号 令和5年度山口市一般会計予算

議第22号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計予算

議第23号 令和5年度山口市介護保険特別会計予算

議第24号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計予算

議第25号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計予算

議第26号 令和5年度山口市高富財産区特別会計予算

議第27号 令和5年度山口市水道事業会計予算

議第28号 令和5年度山口市下水道事業会計予算

議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について

議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について

日程第3 吉田茂広議員に対する処分要求について

日程第4 質 疑

吉田茂広議員に対する処分要求について

日程第5 懲罰特別委員会委員長報告

吉田茂広議員に対する処分要求について

日程第6 懲罰特別委員会委員長報告に対する質疑

吉田茂広議員に対する処分要求について

日程第7 討 論

吉田茂広議員に対する処分要求について

日程第8 採 決

吉田茂広議員に対する処分要求について

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第2号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について



- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市こどもサポートセンター設置条例について
- 議第6号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第18号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第19号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第20号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第21号 令和5年度山県市一般会計予算
- 議第22号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第23号 令和5年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第24号 令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第26号 令和5年度山県市高富財産区特別会計予算

- 議第27号 令和5年度山口市水道事業会計予算
- 議第28号 令和5年度山口市下水道事業会計予算
- 議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について
- 議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について

日程第2 委員会付託

- 議第2号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市こどもサポートセンター設置条例について
- 議第6号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第18号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第19号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第20号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 議第21号 令和5年度山口市一般会計予算  
 議第22号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計予算  
 議第23号 令和5年度山口市介護保険特別会計予算  
 議第24号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計予算  
 議第25号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計予算  
 議第26号 令和5年度山口市高富財産区特別会計予算  
 議第27号 令和5年度山口市水道事業会計予算  
 議第28号 令和5年度山口市下水道事業会計予算  
 議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について  
 議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について

日程第3 吉田茂広議員に対する処分要求について

日程第4 質 疑

吉田茂広議員に対する処分要求について

○出席議員（13名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 田中辰典君 | 2番  | 奥田真也君 |
| 3番  | 寺町祥江君 | 4番  | 加藤裕章君 |
| 5番  | 古川雅一君 | 6番  | 加藤義信君 |
| 7番  | 郷明夫君  | 8番  | 操知子君  |
| 9番  | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君  |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君  |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- |            |       |             |        |
|------------|-------|-------------|--------|
| 市長         | 林宏優君  | 副市長         | 久保田裕司君 |
| 教育長        | 服部和也君 | 理事兼<br>総務課長 | 谷村政彦君  |
| 企画財政課<br>長 | 丹羽竜之君 | 税務課長        | 安達俊樹君  |
| 市民環境課<br>長 | 山田正広君 | 福祉課長        | 市原修二君  |
| 健康介護課<br>長 | 森正和君  | 子育て支援<br>課長 | 山田佐知子君 |

農林畜産 課長	福井 淳 君	水道課長	大西 義彦 君
理事兼 建設課長	大熊 健史 君	まちづくり・ 企業支援課長	服部 裕司 君
会計管理者	奥田 英彦 君	学校教育 課長	森川 勝介 君
生涯学習 課長	藤根 勝 君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井 義弘 君	書記	長谷部 尊徳 君
書記	山口 真理 君		

---

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第1、質疑。

市長提出議案、議第2号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂についてまでの29議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、質疑を11点到わって行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、1点目です。

議第17号の令和4年度山口市一般会計補正予算（第9号）、資料は資料3の16ページのところをよろしくお願ひします。

社会福祉総務費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の清算が2,250万、計上されています。この支援先と内容、それから、なぜこれだけの金額が余ったのかについてお尋ねを福祉課長にします。

○議長（山崎 通君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る2,250万円の減額補正につきましては、支援先、いわゆる対象者は令和4年度の住民税が非課税の世帯などに対して実施したものでございます。

内容といたしましては、令和4年9月に国の物価・賃金・生活総合対策本部の方針決定によりまして、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響の大きい低所得世帯、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付することとなりました。

不用額が生じた理由につきましては、対象世帯数の見込みが多かったこととなります。令和4年11月の臨時会において補正予算をお願いいたしまして、対象世帯を3,000世帯と見込んでおりましたが、実給付世帯は2,550世帯ほどとなり、450世帯ほど見込みが多か

ったということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 中身については分かりました。予定した以上に申請がなかったということで、これが実際の暮らしが守られたということであればいいかなというふうに思いますが、内容については確認しました。

次、2点目で、同じく第17号のところです。

資料3の同じく16ページと41ページにあります。

要介護給付費の負担金の減額についてお尋ねをします。

老人福祉費の介護保険特別会計繰出金の減額が1,312万9,000円となっています。介護給付金が予定した予定額より少なかったことだというふうに思いますが、介護の現場で介護度の改善といいますかね、よくなるというような実績というのがあるのかどうか。例えば、要介護2から1とか、要支援に変わるというような、そんなような事例が山口市の中にあるかどうかということも含めてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の要介護給付費負担金減額に対する介護度の改善については、令和4年度、令和4年4月1日から令和5年3月2日に実施しました認定審査会、合計42回において1,032人の方を審査し、新規の認定申請者264名を除いた768名のうち、介護度の改善が見られた方は全体の76名の10.2%になっています。そのうち、議員の御質問の要介護2から要介護1へ改善された方は6名、また、要介護2から要支援に改善された方も同じく6名でした。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 1割ぐらいの方が介護度が改善をしているという結果だというふうになりました。これは参考にしたいというふうに思います。

実際に介護度がよくなるということは、認知が元に戻るとか、あまり想定、ちょっと実感としてよく分からないんですが、自分の親もそうでしたので、どのような具体的な事例があるんでしょうか、よくなるという。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問に、再質問にお答えします。

改善の見られる方は、認定審査会を受けたときには、例えば、けがをされたりだとか、

そういう方がいて、家に介護なしでは過ごせないという方が申請された場合であって、けが等の改善が見られた場合には、やはり更新のときには介護度が下がるということが現状で起きていると思います。

以上で御答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ありがとうございます。

次、3つ目です。

同じく補正予算の第9号で、資料3の18ページをお願いします。

保育園費の会計年度任用職員の雇用見込みによる減額分として4,935万6,000円が計上されています。何人分で、何か月分に相当する減額か。

それからまた、保育士の配置基準って50年間変わってなくて、今見直しとかいろいろ議論があるんですが、これだけ減額になるということは、配置基準との関係でどういうふうに確保されてきたのかという中身についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 質問にお答えします。

予算見込みのほうでは、保育士は当初50名、そして、調理員を17名見込んでおりました。実際採用状況を見ますと、保育士が38名、調理員が15名ということで、減額分、14人分で1年分となります。

また、御質問の2点目ですが、保育士の配置基準につきまして、令和4年度の園児数は530人で見込んでいましたが、令和5年1月現在、実園児数は438人で92人の減少であったため、3歳児以上児クラスは余裕のある配置、未満児クラスは国の配置基準に沿って保育を行っておるという状況です。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） よく分かりました。

今回の中には未満児の無償化とかいろいろ積極的な予算が出されていて私はいいいことだと思うんですが、現場のところで人の、保育士の確保ができないというようなことも含めていろいろあったので、今の状況としては、見込みが92人減ったので体制としては取れたという中身でしたので、了解をいたします。

じゃ、続いて4つ目なんですが、令和5年度の一般会計、山口市一般会計予算の資料4-2です。18ページのところをお願いいたします。

鑑定評価委託料が913万8,000円というふうになっていまして、前年の51.37%の増加と

いうふうになっています。令和6年度の資産評価替えとの関連で、この委託費の増加分がどのような内容でこれだけの増額になるかということについてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 安達税務課長。

○税務課長（安達俊樹君） それでは、資料4-2、18ページの鑑定評価委託料がなぜ前年対比51.37%増加したのか、御質問にお答えいたします。

鑑定評価委託料として計上する業務としては、不動産鑑定士に委託し、毎年の土地の下落率を評定する時点修正業務と、もう一つは、3年ごとに見直しを図ることとなっている土地評価替えの一連の作業を令和3年度から令和5年度までの3段階に分けて実施される令和6年度土地評価替え業務の2本立てとなっております。

増額した理由といたしましては、令和4年度に実施した令和6年度評価替えの中間年度に当たる業務の内容が標準宅地の選定見直し、価格形成要因データシート、土地価格比準表の作成でございまして、これは主に道路の幅員や改良状況、水道管の普及状況、店舗の出店等、つまり、土地の価格に直接影響を与えるインフラ整備状況や地域の熟成度を調査する業務として359万2,000円を計上いたしました。

それに対し、令和5年度に実施する業務が令和6年度の評価替えの最終年度として実施される詰めの業務でございまして、山県市内の土地の評価をする上で評定の基礎となる時価路線価の評定、標準宅地図、路線数、路線価価格評定書の製本作成で669万3,000円を計上いたしております。特に時価路線価の評定は、不動産鑑定士に山県市内にある1,370本の路線価を評定し、さらに、おのおのの路線価格が面をつながるよう修正や見直しを重ね、山県市資産税担当とも複数の協議を得た上で最終的に路線価を決定するという、時間と労力が大変かかる作業でございます。ただいま説明させていただいた、前年度に対し、令和5年度が時価路線価の評定を含んだ作業量が重い業務であることが増加計上の理由でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 路線価の見直しを3年ごとにやるということで、これはそういう意味でいうと、路線価を決める前年には、ほぼこのような形で業務があつて、そのように出しているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山崎 通君） 安達税務課長。

○税務課長（安達俊樹君） そのとおりでございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 次、6点目です。



4-2の19ページのところですが、山口市の人材シルバーセンター補助金の予算が100万円の増額になっています。買物支援事業というのは中止をされていたとかということがあると思うんですが、この間、毎年のように補助金が増額をされているので、補助の増額になっているサポート事業の、どういう意味でこの増額になっているかという内容についてお尋ねをします。

そしてまた、人材シルバーセンター、インボイス対応問題でいろいろ課題になっているかというふうに思うんですが、そういうこととの関連があるかどうかという点についてもお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

山口市シルバー人材センター補助金の増額につきましては、企業に対する国の高齢者雇用対策による70歳までの就業機会確保や定年制の廃止、継続雇用制度の導入などにより、シルバー人材センターの会員数の減少が続いていると聞いております。そのため、会員確保に向けた対策として嘱託職員を1名増員して新たな事業を実施するに当たり、シルバー人材センターから補助金の増額要望があり、今般100万円増の1,300万円の予算を計上させていただきました。

具体的には、1つとして、新規会員の確保、既存会員の長期継続を目的に、健康に関する教室やデジタル時代に対応したスマートフォンなどの各種アプリケーションの講習会の開催、2つとして、健康づくり、仲間づくりの各種サークルの開設、3つといたしまして、技術向上や未経験の職種にチャレンジするための技術講習会の開催などといった講習会やサークルを企画して、友達づくりから入会につなげる新規会員の獲得、魅力アップ事業を実施する予定となっています。

また、インボイスについても関連があるかにつきましては、令和5年10月からのインボイス制度の開始に伴い、会計事務処理が複雑化するなどにより現在の職員体制では新規事業を実施する余裕はないとのことですので、関連はあるものと思われれます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 会員の確保というのは、これはかなり大変になっているということとは分かるんですけども、その中で人材確保のためにということですが、全体の会員と事業がそんなに伸びていない中で、従来の人々の体制でやれるのではないかという気がしないでもないんですが、そこの辺りはどうなんでしょうか。

○議長（山崎 通君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 再質問にお答えいたします。

実際に事業をしているのはシルバー人材センターのほうでございますので、人数が足りないというところは具体的にはどうかということとはなかなか申し上げづらいところがございますけれども、各種事業を実施していくに当たってはやっぱり人がいないと難しいところがございますので、その辺は必要かというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 了解をしました。

シルバーセンターだけじゃないんですが、いつも事業報告書について、議長を通じて議員に配っていただいていますので、またそれをよろしくお願ひしたいと思います。

すみません、私、1つ5番を飛ばしてしまいましたので、よろしいですか。

○議長（山崎 通君） よろしいですよ。

○9番（福井一徳君） 資料4-2の18のところです。

結婚相談・婚活イベント事業に昨年同様の169万4,000円の予算が計上されているんですけども、これは9月の質疑のときに私は高熱を出して質疑ができなかったものですから後で若干聞いたんですが、あまり、ずっと同じようなことをやられているけどなかなかうまく成果に結びついていないというようなこともあったので、5年度のところでは、具体的に新しい改善だとか新たな取組等々を含めて、見直しの中で成果を出していくというようなことをお話ししたかと思うんですが、そんなようなことも含めてこういう予算が計上されているということがあれば、少し内容について紹介をお願ひしたいと思います。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

今年度ですが、山口市マリッジサポートセンターへの会員登録がオンライン登録が可能になりまして、令和4年4月の時点では40名であったのが今般1月では45名ということで、5名の会員が増えておるということを聞いております。

こちらの事業は、出会いの機会が少ない独身男女の方が結婚相談窓口があることを広報やホームページ等で周知しているところなんですけど、商業施設等にも山口市マリッジサポートセンターのリーフレット等を設置して、広く周知できるように努めてまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） オンラインで申込みをしてということで、今年、1月の時点で45名ということなので大いに期待したいと思うんですけど、結婚してから、結婚するときに山口市から出ていってしまうというのも福祉計画の中に数字で出ていましたけど、そんな辺りはちゃんと山口市に残るといえるのか、その辺を含めて何か総合的にやっていただけたらというふうに思います。

じゃ、続いて7点目です。

資料4-2のこれも19ページのところです。

福祉医療費助成費の高校生等医療費助成費が1,325万5,000円増額になっています。市長の具体的な提案の中では、高校生の医療費を地域振興券から窓口負担ゼロに切り替えるという説明がありました。これについては私も議会の中でこういうことを要望してきましたので、いいことだというふうに思うんですが、その際に、地方交付税ではなかったんですが、小学生以上に自治体が助成すると、その自治体に対して国が国民健康保険の国庫負担を減額するという罰則措置というのを取っていると思うんですけども、全国知事会はこういう罰則措置を全廃してほしいとか、それから、国に対して高校生までの医療費を無料化してくれとかという要望なんかもずっと出していると思うんですけども、それに関わって今回はまだそういうのは具体的に決まっていないので、こういう罰則措置による減額分というのは実際に山口市の場合は幾らぐらいになっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山崎 通君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えします。

高校生等医療費の助成につきましては、来年度予算の中では償還払いで実施する予定でございます。実施する予定であることから、国民健康保険の国庫負担の減額にはならないため、予算計上はいたしておりません。先ほど議員さんがおっしゃられましたように、この罰則措置につきましては、償還払いは該当いたしておりませんので、今回の予算の中には計上はいたしておりません。対象外ということでお願いします。

以上です。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今の説明ですと、補正予算の中には含まれていないという理解で、ただ、年間を通して見ると清算のときにその中に含まれているという意味なんですか。

○議長（山崎 通君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 再質問にお答えします。

この高校生等の医療費助成につきましては、子育て支援事業の一環として一般会計のほうの福祉医療で行います。

国民健康保険の中には、先ほど議員さんのほうから御質問ありました国の罰則措置につきましては、受給者証を交付して現物給付した場合には罰則措置というのが適用されます。ですから、今回の場合は償還払いで行うという計画をいたしております。そのために予算計上は、処置に対する罰則はないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 支払い方法が違う、財源が違うので、その分の罰則にはかからないという、そういう、何というか、努力をしているというようなことでいいんでしょうか。

○議長（山崎 通君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 再々質問にお答えさせていただきます。

今の議員さんがおっしゃられるとおり、償還払いの場合はこの罰則措置は対象外となりますということで、令和5年度途中で、例えば受給者証を交付するとなった場合、これは補正予算とかが必要になってきます。その場合には、資料4-2の、これは国民健康保険のところにあるんですが、33ページ、国民健康保険の歳入の繰入金のところ、一般会計繰入れ分、ここが一番上に波及増分とあります。この波及増分というのは、受給者証を交付したことによって医療機関にかかりやすい体制が地方の事業として行われると。それに対しての罰則措置というのは今国が言っているものです。ですけど、先ほど申し上げたように、償還払いの場合は対象外になりますので、現段階では、当初予算には計上いたしておりません。

ただ、年度途中で受給者証を交付して現物給付となった場合には、ここの波及増医療分、要するに、一般会計から国保財政が圧迫しないようにということで、その点については一般会計の繰入れが入れられるということで補正予算をお願いすることになりますので、御理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ありがとうございました。

じゃ、続いて8点目、これも、資料4-2の20ページのところです。

施設型の給付費等負担金が2億2,010万7,000円計上されています。高富保育園、富岡保育園それぞれに、この積算根拠の金額をお尋ねします。

また、私立保育所等事業補助金315万8,000円の事業内容についても具体的にお尋ねをしたいと思います。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

高富保育園、富岡保育園、それぞれの積算根拠の金額についてですが、内閣総理大臣が定めます基準により算定した費用の額、いわゆる公定価格を保育園の定員区分等により算出した額となります。高富保育園につきましては、利用定員を184人ということで1億2,643万3,000円です。富岡保育園は、利用定員140人としまして9,367万3,000円となっております。

御質問2点目にお答えします。

私立保育所事業補助金は、保育環境の向上等を図るために補助をする保育環境向上事業として、1施設上限102万9,000円を2施設分、そして、コロナ感染症対策支援事業としまして、延長保育事業で25万円を2施設分、そして、一時預かり事業としまして30万円を2施設分で、合計315万8,000円を計上させていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 中身はよく分かりました。

それでは、9点目に、質問します。

22ページのところです。

子育て世代包括支援センター事業ということで、体制強化のための増額予算というのが計上をされています。この事業の具体的な補強内容と、補強というふうに書いてあるんですが、補強内容について、その内容と、それから、どのように包括支援が進んでいくのかという中身についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

子育て世代包括支援センター事業の具体的な補強内容につきましてですが、第2次補正予算で、さきに、12月なんですけれども、創設されました出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援の充実を図るために、専門職、保健師の人件費を計上ししまして、妊娠から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じられるような体制を整えるものとして計上させていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 幾つか子育て支援の策を練られているということで、いいことだなと思います。

では、引き続き10番、資料4-2の22ページです。

母子保健事業（経常・臨時）2,845万1,000円が計上され、様々なメニューが用意されています。これらの対策を市内の該当者だけでなく子育て移住というような形でのようにつなげていくのかという点についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

山口市では、不妊に悩む方への不妊治療の助成をはじめ、産後ケア事業は気楽に利用していただけるように負担軽減を行ってまいります。また、地域の特色の木育を取り入れまして、きめ細やかな乳幼児健診、そしてベビー用品応援事業等、母子保健事業の充実を図っていくため、出産・子育てするなら山口市というような形で議員のおっしゃられる子育て移住につなげていけるように、ホームページ等で周知を行ってまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 以前もこの問題を取り上げたと思うんですけど、いろんな施策はすごく山口市、頑張ってるやうなふうには私は思っているんですけど、そういうことがきちっとやっぱり移住につながってくるような意味では非常に重要な中身だと思うので、ぜひ今言われた施策について強化を進めていただきたいというふうに思います。それでは、最後になります。

議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定についてということでお尋ねをします。

これは資料5ですけれども、支え合い、誰もが健やかに安心して暮らせるまちというサブタイトルで推進計画案が上程されました。この中で、20ページには、地域福祉の現状、課題整理の項目で市民アンケートの結果に触れて、地域の課題を解決するに当たって、支え合い、助け合いが必要だというふうに言っている人が56.5%、それから、少子高齢化により、地域の担い手、高齢者が不足している46.6%、地域の人たちの付き合いが希薄になっているというのが29.0%というふうに書かれています。

また、第4章を見ますと、施策の展開の中では、施策の1というところで福祉についての学びの機会として、現状と課題に、社会構造が大きく変化する中、地域活動やその運営における役員の負担が増加しており、役員の引受け手がなくなることが懸念をされ

るというふうに記述され、現状の課題を挙げられています。

そこで、行政の役割と本来の自治会等の役割の整理について、負担の増加解消も含めた施策として、どのように改善、解決しようとしているか。今回の第4次山県市地域福祉推進計画に即して内容をお尋ねしたい。

また、課題解決の模索の意味で、68ページ、このところに市民アンケートの住みやすい理由の主な自由記入というのが書いてあるんですね。これを全部ずっと見たんですけど、具体的にやっぱり状況だとか改善策というところがここに1つ、大きなヒントがあるかなというふうに思うんですが、これの伊自良地域とか、美山地域とか、高富地域という地域別の集約と、それに基づく特徴というようなものについての分析内容がされていたら、中身についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（山崎 通君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

この第4次山県市地域福祉推進計画の策定に当たり地域福祉に関する市民アンケートを実施し、その結果を本計画書、資料5の最後に掲載をさせていただいております。

70ページのところを御覧いただきたいんですが、70ページの間23では、地域課題についてお尋ねをしたところ、最も多かったのが少子高齢化により地域の担い手、後継者が不足しているとのことでした。

また、隣の71ページの間24では、地域の問題や困り事をどのような方法で解決するのがよいかお尋ねをしたところ、半数近くが住民同士で協力して解決したいという回答をされています。

さらに、その下の間25では、地域の見守りなどに関する課題解決では、支え合い、助け合い（共助）の必要性の有無をお尋ねしたところ、必要だと思う、どちらかといえば必要だと思うを合わせて9割強の方が共助が必要と回答されております。

このアンケート結果により、共助による取組が必要であるとの認識はあるものの、それを担う人が不足している地域課題があると認識されていると思われまます。

これを受けまして、23ページの施策を策定いたしました。ここでは、人づくりの柱の下、福祉についての学びの機会とした施策を掲げています。困ったときはお互いさまの意識の向上、地域福祉への関心、参加などの機運を高めるため、市民や地域、団体などに期待される取組、そして、市とか社会福祉協議会の取組を掲げました。市民や地域の方などの意識を高めることは大変容易ではないと思っておりますが、取組を進めることが課題解決につながるものと考えております。

続きまして、2点目の御質問でございますが、68ページでございます問21の自由記載に係る地域別の分析に関する御質問にお答えいたします。

問21では、住んでいる地域の住みやすさについてお尋ねをしました。住みやすい、どちらかといえば住みやすいを合わせますと、回答者のうち5割強の方が住みやすいと回答されています。住みやすいと回答された方からその理由について123件の自由記載をいただき、その内容をそのまま掲載させていただいております。市内全体で見ますと、自然が豊か、静か、災害がないといった自然に関することが一番多く31%、次いで、買物や医療、交通の利便性を掲げられた方が30%、次に、御近所付き合いのよさを書かれた方が23%と、上位3つに集約することができました。

地域別に見てみましても上位3つに変わりはございませんが、地域によって順序が入れ替わってまいります。例えば高富地域では、多い順番に、買物等の利便性が36%、自然の豊かさが30%、御近所付き合いが23%、伊自良地域では、自然の豊かさが27%、買物等の利便性と御近所付き合いがそれぞれ18%、美山地域では、自然の豊かさが36%、御近所付き合いが24%、買物等の利便性が12%になっています。

住みやすさの感覚というのは個人ごとに捉え方が違ってくると思われませんが、この計画の基本理念として、支え合い、誰もが健やかに安心して暮らせるまちを掲げているように、人と人とのつながり、支え合いは、地域福祉にとって最も重要なポイントであると考えております。次回のアンケートでは、住んでいる地域が住みやすいと回答していただける方が増えますように、この計画を推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 具体的な課題の中身について報告をいただきました。

それで、今、地域で見ると、なかなか役員の成り手がないとか、いろんな問題が現実に出ているんですね。しかも、定年が延長されるということもあって、今までだと定年後に地域でいろいろ若い人にやってもらおうということがあったんですけど、それがなかなか状況としては厳しいようなこともあったりするので、今、地域別の課題で見ると、やっぱりそれぞれの違いがあると思うんですけど、そういう、山口市全体広いんですが、地域ごとに小まめな対応をしながら、こういう問題についてどういうふうに解決したらいいかという辺りを相当、皆さんの知恵を出してやっていく必要があるというふうに思いますので、こういう課題について市民にも投げかけながら、中身をさらに強化していくということで頑張っていたいただきたいと思いますが、以上で、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。



○議長（山崎 通君） 以上で、福井一徳君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位 2 番 寺町祥江君。

○3 番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、質疑を 2 件行いたいと思います。

1 件目です。ゼロから 2 歳児保育料無償化について御質問いたします。

関連の議題が多くございますので、資料ナンバー 1 の 13 ページ、議第 7 号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、そして議第 21 号 令和 5 年度山県市一般会計予算、資料 4 の 92 ページ、資料 4-2 の、すみません、こちら 21 ページとありますが 20 ページと 21 ページ、資料 4-4 の 1 ページについて質疑をさせていただきます。

ゼロ歳児から 2 歳児までの子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る無償化事業とされています。以下 4 点御質問をさせていただきます。

対象となる園児・見込み園児数はどのようなか。園数ですね、すみません、対象となる園数・見込み園児数はどのようなか。

2 点目、無償化による影響を鑑みた人員配置、施設環境は整っているか。

3 点目、民営化と同時に無償化をスタートさせ、現場に混乱は生じないか。

4 点目、入園の必要性をはかる基準に変更はないか、以上 4 点を子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

ゼロ歳から 2 歳児までの子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る無償化事業として、御質問の 1 点目です。対象となる園数・見込み園児数はどのようなかということですが、こちら、御質問のほうですが、高富地域に高富保育園、富岡保育園、梅原保育園、大桜保育園、そして小規模保育園のねっこ園がございます。伊自良地域に伊自良保育園、美山地域に富波保育園と美山保育園がありますので、8 園ということになります。そして、見込み園児数は、利用定員がゼロ歳児が 41 人、1 歳児が 91 人、2 歳児は 116 人の合計で 248 人を見込んでおるというところです。

御質問の 2 点目、無償化による影響を鑑みた人員配置、施設環境は整っているかへの御質問ですが、こちらのほうは、保育士の配置基準は、ゼロ歳園児 3 人に対して保育士 1 人、1 歳児、2 歳児の園児 6 人に対し保育士が 1 人となります。令和 5 年 4 月より、高富保育園、富岡保育園の民営化によりまして民間の力もお借りして保育の運営を行えることから、保育士の確保及び施設環境も整っておるということでございます。

そして、御質問3点目ですが、民営化と同時に無償化をスタートさせ、現場に混乱は生じないかとの質問ですが、民営化により2法人に保育園を移管していきますが、保育の質の低減につながらないように民間後も三者協議会を開催していきます。また、ゼロ歳児から2歳児の無償化につきましては、保育の認定事務と利用調整は子育て支援課にて行ってまいりますので、現場での混乱は生じません。

そして、御質問4点目、入園の必要性をはかる基準に変更はないかとの御質問ですが、こちらは、保育の必要性の認定は従来どおりとなりますので、基準に変更はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） この件につきましては、これまでの流れでお聞きをしたかったことを聞かせていただきましたので、ここまでとさせていただきます。

次のファミリーサポートセンター事業補助金について御質問をさせていただきます。

こちら資料が少し行き渡りますが、議第21号 令和5年度山口市一般会計予算、資料4の95ページ、資料4-2の21ページ、資料4-4の1ページ目になります。

こちらの資料4-4のほうに内容の説明があるんですけども、ちょっと理解に苦しむ点がありましたので、補助内容の内訳を担当課長にお尋ねいたしたいと思います。子育て支援課長をお願いします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

ファミリーサポートセンター事業とは、子育てを援助してほしい人、こちら、依頼会員となります。そして、子育てを支援したい人、提供会員からなりまして、保護者に代わって育児支援を提供する相互援助の仕組みとなっております。補助の内訳ですが、1時間400円を補助するというところで、利用が2時間、例えばなんです、利用見込み人数を150人として12万円を見込みました。内訳となります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） お聞きしたいことをと少し違ったのかなと思うので、お聞きしたいことといたしましては、こちらの今回の補助に関しましては、もともとの利用料を恐らく値上げされまして、そのうち、補助が今までなかったんですけども市の補助をされるということで、利用料が上がり、援助会員の方への料金も増えて、さらに利用される依頼会員の方は市の補助を受けることができるので利用の負担が少なくなるという補

助だと思っんですけれども、すみません、内訳とお聞きしてしまったのでそのような今御回答だったのかと思っんです、内容といたしましては、そういう理解でよろしいでしょうかということをお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えします。

従来ですと、現在ですが、子育てを依頼される方が700円の1時間の利用料をお支払いしているところなんですけれども、今回この補助金を創設することによりまして、支援をしていただく方は1時間500円という形になります。そして、子育てを援助する側の方は、従来700円頂いていた、そのまま報酬として700円の報酬というふうになっておりましたが、こちらのほうを援助会員さんは、子育てをお願いする方からの500円と市からの400円を補助させていただきまして、1時間900円という形で補助させていただくというような形になります。

すみません、お分かりにくい説明で申し訳ありませんでした。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 現状から援助会員の方には200円多く、依頼会員の方には200円少なく利用していただけるようになるということで、双方にとってメリットがある補助であることは理解しました。

その上で、御質問、再々質問になります。1点お尋ねをいたします。

平成28年の第3回定例会でこのファミリーサポートセンター事業について一般質問をさせていただきました。そのときに対象年齢の引下げや利用料金の補助制度を設ける考えをお聞きしているんですけれども、その中で御答弁されました内容といたしましては、まずは援助会員を増やして支援体制を整えた後に制度内容を精査し、補助制度についても検討されるとお答えをいただきました。

それで、ちょうどこのファミリーサポートセンター事業を子どもげんきはうすから指定管理のほうへ移される、その後、流れがあったんですけれども、今回、この補助に踏み切られた経緯としまして、どのような実績があったかということをお尋ねして質疑を終わりたいと思います。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再々質問にお答えいたします。

現状、実績のほうなんです、依頼会員の方は、令和2年度は88人、令和3年度70人、令和4年度72人となっております。そして、援助会員のほうにつきましては、令和2年が27人、令和3年度21人、令和4年度24人という実績となっております。

このファミリーサポート事業の課題は、今議員さんがおっしゃっていただきましたように、援助会員さんの御協力がないと成り立たない事業となります。そのため、この補助制度の周知を図りまして、育児支援に携わっていただける方の募集を募っていきたいというような思いもありまして、地域の方からの子育て支援への御協力をお願いしたいという補助制度となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

再々質問にお答え、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 分かりましたかね。

○3番（寺町祥江君） はい。

○議長（山崎 通君） ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時から再開いたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど質疑はありませんでしたので、これをもちまして、議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第30号 第2次山県市環境基本計画の改訂についてまでの29議案に対する質疑を終結いたします。

---

日程第2 委員会付託

○議長（山崎 通君） 日程第2、委員会付託。

議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第30号 第2次山県市環境基本計画の改訂についてまでの29議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第3 吉田茂広議員に対する処分要求について

○議長（山崎 通君） 日程第3、吉田茂広議員に対する処分要求についてを議題とします。

操 知子君から、地方自治法第133条の規定によって、吉田茂広君に対する処分の要求が提出されています。地方自治法第117条の規定により、吉田茂広君の除斥を求めます。

〔吉田茂広議員 退場〕

○議長（山崎 通君） 提出者の趣旨説明を求めます。

操 知子君、説明をお願いします。

○8番（操 知子君） 令和5年3月1日、山口市議会議長、山崎 通殿。山口市議会議員、操 知子。

処分要求書。2月27日の会議において下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

侮辱を与えた者の氏名、吉田茂広議員。

侮辱の事実または事情、心身ともに疲れ、侮辱を受けたので、速やかに陳謝を要望する。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

吉田茂広君から本件について一身上の弁明したい旨の申出があります。

お諮りいたします。

この際、これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、吉田茂広君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

吉田茂広君の入場を許します。

〔吉田茂広議員 入場〕

○議長（山崎 通君） 吉田茂広君に一身上の弁明を許します。

吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） それでは、議長から発言の許可を頂戴いたしましたので、申し上げます。

まず、この処分要求書に、侮辱の事実または事情というところで、心身ともに疲れ、侮辱を受けたのでというようなことがございました。私のいつの発言、また、私のいつの行いが操議員にとって侮辱に当たるのかというようなことは私には分かりませんが、手元に申入れ書の資料がないとちょっと分かりにくいと思いますけれども、前回2月27日に私及び石神議員に対する陳謝の決議がされました。それに対して、12月13日の申入れ書に誤った記載があったということ、翌日12月14日に提出をされた申入れ書は、その誤りの部分が訂正をされています。操 知子議員によって訂正をされた申入れ書が提出をされています。

このことから、12月13日に私が操 知子議員に対してお話しした内容が誤りではな

いということ、正しいというか、私の指摘が誤りでなかったということのその裏づけになっていると思います。

ただ、結果として申し上げますが、12月13日に操 知子議員が議会事務局にいらっしゃったときに、男性が5人、女性が1人という、状況としてはそうした状況の中でお話をしました。そのことによって、もし操議員が圧迫感を感じて、恐怖を感じたというようなことはお書きになっていらっしゃいますけれども、そうした感覚をお持ちになったとしたならば、それはやはり私も配慮が足りず申し訳なかったなというようなことは思います。

また、議会運営委員会の委員長に宛てて出された文書ですけれども、この文書が議会運営委員会の委員長に伝わらなかったということ、これに関しては、私を含め、そのときの関係者の配慮も足りなかったと、そういうようなことは思います。

ただ、いずれにしましても、今回のことで、先ほども申しましたが、そうしたシチュエーションに対しては申し訳なく思います。

以上、私からの一身上の弁明といたします。

○議長（山崎 通君） 吉田茂広君の退場を求めます。

〔吉田茂広議員 退場〕

---

#### 日程第4 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第4、質疑。

これより、提案に対する質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

奥田真也君。

○2番（奥田真也君） それでは、1点、質問のほうをさせていただきたいと思いますが、質問させていただく前に、操議員におかれましては、大変、ハラスメントということで非常に苦しい答弁になる可能性もありますので、暫時休憩を入れながら話していただいてもいいと思いますし、議長のほうから顔色等々がよく見えると思いますので、ちょっと危ないなと思いましたがぜひ休憩を入れていただくようお願いをいたしまして質問をさせていただきます。

27日の会議においてということで書かれております。27日発議第3号で、市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議案が出され、その可決において、石神 真議員におかれましては陳謝をされましたが、吉田議員におかれましては陳謝をしなかったということで侮辱を受けた

ということが認識はできるんですが、やはり一度、操議員のほうから、今までの経緯、どうしてこういう形になってきたのかという経緯のことを少しお話しいただきたいということと、あと、12月の13日に、先ほど吉田議員の弁明にもありましたが、5人の男性が取り囲んだというときの操議員のそのときの心境と、あと27日の発議のときに陳謝をしなかったときのお気持ちというのを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 今回、経緯ですね、議会行政視察において元議長である石神 真議員からのセクハラということで12月13日に申立書を提出させていただきました。その際に、元議長が当事者ということで議会ではなく議会運営委員会、諮問機関でありますので、議会運営委員会の委員長へ提出しました。しかし、その当日の夜8時頃、元議長の石神議員から呼出しを受けまして、電話のほうは17時台と19時台と2度、留守電のほうをいただいております、私の勤務の都合で夜8時、市役所の議会事務局で協議をすることとなりました。

今回、セクハラにおいて申入れ書提出させていただいたんですが、実際、元議長の石神議員から呼ばれた事務局室へ行きますと、吉田議員と、あと市の職員の方、事務局の方を含め計5名がその場におりまして、実際、私がセクハラで提出をした申入れ書を手に持っておられまして、吉田議員からは、こちら吉田議員の、令和5年2月24日に私が提出した申入れ書にも記載があるんですが、その際、石神議員からは、悪かった、取り下げてもらえんかという旨の話、あと吉田議員からは、マスコミに出るといことがどういことか分かっていますかと、この文書はあなたが書いたものですかなどとお話を受けました。

やはり私1人で事務局室という現場へ向かったもので、正直、驚いた旨と、あと不安になってしまったこともあり、また、申入れ書の内容においても、私は実際、行政視察の際に電話を受けて、手をつなぐという現場に向かったんですが、その電話を受けたときのかけてきた側の方の状況などは全く分かりませんので、ちょっとその点、間違えもありまして、一度、取下げという形に至り、14日に再度、今回は吉田議員と石神議員からのハラスメントも追加させていただきまして提出をさせていただきました。

これまで、私が12月13日、14日の申入れ書を提出したことによって、議会運営委員会からは1月10日に当事者となる2名に質問書が出されまして、1月20日と2月7日に2回に分けてお二人から回答書の提出を受けました。

そちらにも記載はあるんですが、2月27日の決議の際に吉田議員もお話をしてみえたと思うんですが、呼び出した事実はなく威圧的な言動もしていない、アドバイスをした

ことはありますが申入れ書を取り上げるようには言っていないという御発言があったかと思うんですが、1月20日、吉田さんの回答書では、石神議員の回答に詳しく述べられていますので、そちらを御覧いただきたい。実際に1月20日の石神議員の記載のほうには、議会事務局職員から副議長を通じて申入れ書が提出された旨の連絡があったため、石神議長ですね、私は同申入れ書の内容を知りました。直接、操議員御本人に事実関係を確認する必要があると感じ、操議員に御連絡をしたところ、議会事務局で面談することになった。吉田議員にも相談し、石神議員から同席を依頼したということも記載されています。市の職員である方は残業のため残っていた。話には加わっていないという旨、話は主として吉田議員と操議員でしていたということ、あとは取下げをお考えになってはどうですかという提案をしたという旨の記載があるとおりであります。

実際、議会事務局職員から議会運営委員長へ渡さず、当事者である石神議員へ見せたことにより私は呼出しを受け、私に対して吉田議員からは取下げをお考えになってはどうですかという提案がされました。この事実に対して、2月27日の決議では、吉田議員は陳謝を拒否なされました。私はそのことが侮辱であると感じ、今回、処分要求書を提出させていただきました。

以上です。

○議長（山崎 通君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。

お諮りします。

懲罰の動議については、その提出とともに委員会条例第6条第1項の規定により、懲罰特別委員会が設置されます。また、会議規則第154条の規定により、委員会の付託を省略して議決することができないことになっております。したがって、本件については、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、5名の委員で構成する懲罰特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本件を懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選出については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長によって、田中辰典君、奥田真也君、加藤裕章君、郷 明夫君、福井一徳君を指名したいと思います。

直ちに懲罰特別委員会を開催しますので、第1委員会室にお集まりください。



暫時休憩をいたします。

午前11時18分休憩

午前11時37分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま吉田議員は退場しておられますので、吉田議員の入場を許可します。

〔吉田茂広議員 入場〕

○議長（山崎 通君） それでは、先ほどの懲罰特別委員会の委員長を報告させていただきます。

委員長に福井一徳君、副委員長に奥田真也君。

本案については継続審査として、本日はこれ以上の議事はいたしません。

---

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

9日木曜日は総務産業建設委員会、10日金曜日は厚生文教委員会をそれぞれ午前10時から開催します。なお、いずれの常任委員会ともに第2委員会室としますので、御承知を願います。

13日月曜日は、午前10時より会議を再開いたします。なお、会議を再開するときに、手話言語条例は、本日、本当は上程する予定でしたが、諸般の事情により、当日1番に手話言語条例についてを審議させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時40分散会

令和5年3月13日

# 山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和5年第1回

## 山県市議会定例会会議録

第3号 3月13日（月曜日）

- 
- 議事日程 第3号 令和5年3月13日
- 日程第1 議第31号 山県市手話言語条例について
- 日程第2 質 疑  
議第31号 山県市手話言語条例について
- 日程第3 討 論  
議第31号 山県市手話言語条例について
- 日程第4 採 決  
議第31号 山県市手話言語条例について
- 日程第5 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議第31号 山県市手話言語条例について
- 日程第2 質 疑  
議第31号 山県市手話言語条例について
- 日程第3 討 論  
議第31号 山県市手話言語条例について
- 日程第4 採 決  
議第31号 山県市手話言語条例について
- 日程第5 一般質問
- 追加日程第1 発議第4号 石神真議員に対する辞職勧告決議
- 追加日程第2 質 疑  
発議第4号 石神真議員に対する辞職勧告決議
- 追加日程第3 討 論  
発議第4号 石神真議員に対する辞職勧告決議
- 追加日程第4 採 決  
発議第4号 石神真議員に対する辞職勧告決議

---

○出席議員（13名）

1 番	田 中 辰 典 君	2 番	奥 田 真 也 君
3 番	寺 町 祥 江 君	4 番	加 藤 裕 章 君
5 番	古 川 雅 一 君	6 番	加 藤 義 信 君
7 番	郷 明 夫 君	8 番	操 知 子 君
9 番	福 井 一 徳 君	10 番	山 崎 通 君
11 番	吉 田 茂 広 君	12 番	石 神 真 君
13 番	武 藤 孝 成 君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	久保田 裕 司 君
教 育 長	服 部 和 也 君	理 事 兼 総務課長	谷 村 政 彦 君
企 画 財 政 課 長	丹 羽 竜 之 君	税 務 課 長	安 達 俊 樹 君
市 民 環 境 課 長	山 田 正 広 君	福 祉 課 長	市 原 修 二 君
健 康 介 護 課 長	森 正 和 君	子 育 て 支 援 課 長	山 田 佐 知 子 君
農 林 畜 産 課 長	福 井 淳 君	水 道 課 長	大 西 義 彦 君
理 事 兼 建 設 課 長	大 熊 健 史 君	ま ち づ くり ・ 企 業 支 援 課 長	服 部 裕 司 君
会 計 管 理 者	奥 田 英 彦 君	学 校 教 育 課 長	森 川 勝 介 君
生 涯 学 習 課 長	藤 根 勝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土 井 義 弘 君	書 記	長谷部 尊 徳 君
書 記	山 口 真 理 君		

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第31号 山口市手話言語条例について

○議長（山崎 通君） 日程第1、議第31号 山口市手話言語条例について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま追加上程をいたしました案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー10の1ページをお願いします。

議第31号 山口市手話言語条例につきましては、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられております。こうした中、市民の手話及び障害のある人に対する理解の促進と、地域社会全体における手話の普及を図ることを目的として、山口市手話言語条例を定めようとするものでございます。十分なる御審議をお願い申し上げます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

---

日程第2 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第2、質疑。

議第31号 山口市手話言語条例について、質疑を行います。

質疑を許します。質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第31号 山口市手話言語条例についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第31号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、議第31号は委員会の付託を省略す

ることに決定されました。

---

### 日程第3 討論

○議長（山崎 通君） 日程第3、討論。

議第31号 山口市手話言語条例についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 議第31号 山口市手話言語条例の制定についての賛成の立場から討論を行います。

この条例の上程に当たっては、聾者の皆様の御意見ももとより、多くの関係者の皆様の御尽力があり、本日上程に至ったとお聞きしております。皆様には敬意を表するものであります。

市長の提案説明でもありましたとおり、障害者の権利に関する条例や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられており、この認識を正しく市民に啓発し、理解を深めることが必要と考えます。

過去には、口話による教育がされたり、聴覚障がい者の方々の運転免許を取得することができなかつたりと、様々な苦勞を強いられたとのことでした。

全国では400を超える自治体で手話言語条例が制定されており、加速しているようですが、岐阜県では2つの自治体のみと、まだまだ手話言語及び障害に対する理解と地域社会全体における手話言語の普及が進んでいないことを実感したところです。

今般、山口市は、言語条例の制定より、多くの皆様が手話言語に対する理解を深め、障がい者全体の理解につながるものと考えます。既に山口市では各種事業を実施しておりますが、ただ、条例ができればいいというものではなく、本日お越しくくださっています障害者協会の皆様、関係の皆様の協力を得ながら、今後さらなる取組を期待し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた

します。

---

#### 日程第4 採決

○議長（山崎 通君） 日程第4、採決。

議第31号 山口市手話言語条例についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時07分休憩

午前10時30分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程第5 一般質問

○議長（山崎 通君） 日程第5、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告のとおり、市発注工事等の地元企業優先等について質問してまいります。

この質問については、2016年12月議会において、発注業務での地元優先と発注方法と題して一般質問したところであります。そこでは、市発注のほとんどが指名競争入札で実施されておりますが、幾つかの工事で市外業者が落札している状況でありました。もっと地元業者を優先して指名選定すべきであると質問したところでした。

近隣市での工事等の発注を見ると、指名競争入札案件は、業者は当該市内の業者で構成されているものがほとんどを占めている状況であります。また、近隣市では、岐阜県で実施されている入札業務の一層の透明性を確保する目的から、地元業者が優先されることとなる、地域要件をつけた事後審査型制限つき一般競争入札が既に導入されているところであります。

本市においても、事後審査型制限つき一般競争入札を導入されていないことから、こ

の方式による一般競争入札をも導入すべきと一般質問したところでは。

答弁では、指名競争入札案件については、地元業者を優先的に選定している。今後は、事後審査型制限つき一般競争入札も含め、よい方法を目指すと答弁されました。

岐阜県では、指名競争入札案件より多くの入札案件について、地元要件をつけた条件付、あるいは制限付きの一般競争入札案件のほうが既に多い状況となっております。

ところで、本年度工事ですが、私が住んでいます近くで行われている高富本町通りの舗装打換え工事や、武士ヶ洞工場用地へのアプローチとなる道路における改良工事等の施工者は、岐阜市に会社のある市外業者により請負工事が行われている状況となっております。また、市役所南側の市民広場の芝生管理業務についても、ここ数年間を見ても、岐阜市に会社のある市外業者により、継続的に施工されている状況であります。これらの案件は、指名競争入札により業者の選定が行われているところでは。

舗装工事や道路改良工事をはじめ、芝生管理などの業務を執行できる業者は、市内に数多く存在しております。確かに十数年前には、舗装工事については路面切削機、フィニッシャー、ロードローラー等を保有している市外の舗装専門業者に多くの舗装工事の入札案件を指名していたときもありましたが、現在のように舗装機械の多くをリースされている現状では、市内の一般土木業者にも入札の参加ができる状況となってきています。同様に、芝生管理の業務においても、造園関係の機械もリースで対応できる状況となっており、市内業者で業務を施工できる状況となっております。実際、近隣市では、指名競争入札については、ほとんどの工事、業務等が当該市の市内業者が指名選定されている状況となっております。

また、市内業者による落札により、工事に必要な資材の購入、市内人材の雇用、市税の増加、災害時等で頼りになる市内業者の健全育成などを通じて、本市の経済活動に多くのメリットを生み出すことが期待されます。このようなことから、本市発注の工事等の入札については、市内業者優先で選定することが肝要であります。

そこで、入札発注業務を担当している谷村理事兼総務課長に、以下、5点についてお尋ねをいたします。

1点目、市外業者が落札した500万円以上の土木工事等の総数は、どのようになっているのか。

2点目、どのような理由から、舗装工事、一般土木工事、造園関係業務等の入札について市外業者を指名選定しているのか。

3点目、なぜ市内業者を指名しないのか。

4点目、2016年12月議会で、私の一般質問に対して地域要件を規定した事後審査型制



限つき一般競争入札を含め、よい方法を目指すと答弁されていますが、現在までに近隣市で既に導入されている入札行為の透明性を確保する方式である事後審査型制限つき一般競争入札を導入した事例はあるのか。

5点目に、岐阜県が実施している、8,000万を超える土木、建築等の工事について総合評価方式による一般競争入札としている状況ですが、本市においては、この方式による一般競争入札を行う考えについて、どのように考えているのか。

以上、5点についてお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、市外業者が落札した500万円以上の土木工事等の総数についてでございますが、過去3年度分の実績についてお答えいたします。

まず、令和元年度に契約した500万円以上の工事は、全部で44件ございました。そのうち、市外業者との契約は、空調設備工事、橋梁耐震補強工事、同報無線更新工事、プールのろ過装置取替工事の4件でございます。

同様に、令和2年度は、全44件中、10件が市外業者との契約で、情報関係の工事が2件、設備工事が5件、機械工事が1件、橋梁耐震補強工事が1件、公園工事が1件でございます。

令和3年度は、全34件のうち、6件で、トンネル・橋梁の補強工事がそれぞれ1件、情報関係の工事が2件、設備工事が1件、除草工事が1件でした。

参考までに、本年度については、現時点でございますが、43件中14件で、設備工事が7件、建築・橋梁の補強工事がそれぞれ1件、交通安全施設工事が1件、下水工事が1件、一般土木工事が3件でございます。

御質問の2点目、市外業者を指名選定している理由についてでございますが、1点目の答弁にもございますように、一部、専門的な技術などが必要な工事については、実績をお持ちの市内事業者が少ないことのほか、一般土木工事については、冬期における市民の交通の安全を確保するための除雪作業に協力いただける隣接自治体の事業者について、一定の条件をクリアできる事業者について選定しているのが現状でございます。

御質問の3点目、なぜ市内業者を指名しないのかについてでございますが、市内業者のみの指名選定としていないのかという理解でよろしければ、2点目の答弁で申し上げたことや、市内業者のみの選定では、山県市建設工事指名競争入札参加者選定要領の基準選定業者数を満たすことができないことなどによるものでございます。

御質問の4点目、事後審査型制限つき一般競争入札を導入した事案の有無についてで

ございますが、令和元年度に防災無線更新事業において事後審査型制限つき一般競争入札を実施いたしました。

御質問の5点目、総合評価方式による一般競争入札についてでございますが、今後、7億円以上の土木工事、10億円以上の建築工事、5億円以上の設備工事の発注が必要となった場合には、総合評価方式のみに限らず、一般競争入札について可能な方式を検討することといたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 再質問を谷村理事兼総務課長にさせていただきます。

1点目、令和4年度に市外業者が落札した500万円以上の土木工事が3件との答弁でありました。これらの一般土木とは、私が指摘しました武士ヶ洞工場用地へのアプローチの道路の改良工事と、高富本町通りでの舗装打換え工事等であると考えます。これらの一般土木については、市内において施工可能な業者は多数存在しており、指名競争入札にて必要な業者数を確保することが可能であることから、市内業者の指名で十分であると思います。

また、除雪作業については、業者に除雪費用を、その対価を払っております。除雪作業に協力をしていただけることをもって市外業者を選定する必要はないと考えます。

再度、市外業者を一般土木工事で指名選定する理由について、明確な答弁を求めます。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、災害時など応急対策や復旧活動など、地域の安全確保や活性化に市内の企業の経営強化は重要なポイントだと認識しております。そのためにも、公共工事などにおいては地元業者を優先的に指名選定するなどして、少しでも多くの工事を行っていただき、実績を積み上げていただきたいと思います。

先ほど御答弁いたしましたが、積雪時の市民の皆様の生活道路を確保するための除雪計画路線は、総延長で約115キロございます。委託業者は、除雪作業に必要な建設機械等を有し、降雪予測があるときには待機、積雪が20センチに達すれば、24時間体制で作業に従事していただくなど、かなり厳しい労働環境が強いられることとなります。

しかしながら、近年、市内の建設業者においても、従事する職員の年齢層は高年齢化し、さらには、従業員の確保も難しくなっていることなどのことから、委託業者の確保が困難な状況になっており、道路管理を担当しております建設課としても検討を重ねた結果、一部、市外の事業者のお力をお借りすることとなったものでございます。

そんな中、本年2月21日に、市内に事業所等を構えていらっしゃる土木系の事業者で組織された山県防災協力会と災害応援協定に関する協定の変更を取り交わしたところがございます。山県防災協力会のメンバーは、全社が除雪作業に協力していただける事業者で、市内の除雪計画などについても責任を持って協力していただけるとのことでした。

来年度の選定委員会では、土木関係の工事の指名業者の選定については、今まで以上に市内業者が優先的に選定されることとなると思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 再々質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で、7億円以上の土木工事について一般競争入札を検討するとの答弁でしたが、現在、制限つき事後審査型一般競争入札、岐阜県ほか、関市など近くの近隣市でも、これが多く実施されております。これは、指名競争入札案件の金額とほぼ同様のものを、会社が地元にあるという制限をつけて、市内業者に対して一般競争入札をする方式ですので、これは、かなりもう近くでやっております。むしろ指名よりも多いようなところもございます。先ほども質問したように、岐阜県ではこの方式がもう主流ということです。市の中には、指名競争入札で金額をある程度勝ち割り、少し校区を割ったりして、学区を減らしながら指名競争入札の案件を複数準備して対応しているところもある状況です。

この事後審査型の地域要件をつけた一般競争入札でありますので、本市においてもこの方式の一般競争入札の導入についてどのようにお考えなのか、これについても再度答弁を求めます。

以上です。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再々質問にお答えします。

事後審査型制限つき一般競争入札につきましては、平成24年度に試行的に3件実施して以来、令和元年度の防災無線の更新工事まで実施しておりませんでした。この入札方式では、入札前に参加申請手続を行っていただくことになり、入札参加者には若干の御負担をかけることとなりますが、地域要件などの条件を付すことで市内業者の皆様には有利に働くことが予想されます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、来年度の業者選定は、市内業者がより優先的になる見込みでございますので、今後は、その有効性について研究し、市内業者の皆様の意見なども参考にしながら、導入に関する検討を行ってまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○7番（郷 明夫君） 以上で終わります。

○議長（山崎 通君） 以上で郷 明夫の一般質問を終わります。

通告順位2番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名いただきましたので、一般質問、2つ行いたいと思います。

まず、第1番目、2014年10月発生的美山畑野地区の崖崩れ復旧について、理事兼建設課長にお伺いをします。

平成29年8月29日、日本共産党地方議員団と岐阜県知事への平成30年度岐阜県予算要望に向けての県交渉が行われました。私は交渉の場で、平成26年10月の集中豪雨による土砂災害復旧工事を一日も早くと交渉をしました。この年の5月31日には、岐阜土木事務所道路維持課の技術主任や、山県警察署交通課長の立会いで現地調査があり、私も同席をして要望を伝えました。

この場所は、美山中学への自転車通学路でもあります。議会でも教育委員会に対し危険な通学路問題を取り上げ、PTAからの要望を受けて適切に対応したいとの課長答弁がありました。当時は、用地買収による道路拡幅など折衝が進められていましたが、この年の秋には、丸3年、崖崩れのまま放置される現状も県に説明をしました。私の要望に対して岐阜県の担当者は、水害による崖崩れの復旧に際し、川側の地権者の同意が得られず、山側の地権者さんと協議をし、用地買収を進めている、早急に復旧できるように努めますとの回答を得ました。当時、この災害の現状に対して、平成29年5月29日に発行、山県市民報46号にて現状を伝え、一日も早い復旧を呼びかけました。そして、同年12月25日発行の山県市民報49号では、岐阜県予算要望も踏まえて、市長が前面に出て土砂災害復旧の解決に全力をと訴えました。

その後、山側の地権者との用地買収の交渉が成立して、国道418号の道路を山側に拡幅しました。川側の崖崩れののり面はブルーシートで覆い、5年ほどは大丈夫とのことでした。現地は当時からこの5年ほどで、さらにブルーシート下の川側の崖崩れののり面が水流によってえぐられ、この雨季にはさらに崖がえぐられることにより、道路側に設置された20トン近くの礎石のガードレールが危険な状況にさらされています。

そこで、理事兼建設課長にお伺いをいたします。

1、崖崩れののり面工事の今後の計画はどのようにされているのでしょうか。

2点目、バイパス道路完成により、ここの国道道路は山縣市道に払い下げられましたが、この災害復旧の予算措置について県の災害予算の確保等はどのように手当てをして

いるか。

以上2点、お伺いします。

○議長（山崎 通君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、崖崩れののり面工事の今後の計画はどのようになっているかについてでございますが、2014年（平成26年）10月被災を受け、同年に災害認定され、当時の道路管理者、岐阜県により災害復旧計画が立てられました。しかし、川側隣地土地所有者の承諾を得られなかったことから、工事着工できず、2017年（平成29年）に廃工、すなわち、当該箇所での災害復旧事業がやむなく取りやめとなったものです。

なお、災害復旧事業が取りやめとなったことから、被災後、応急復旧として設置されていたブルーシートは、同年10月には、より耐久性の高い土木シートに取り替えられております。

その後、国道418号バイパスが開通し、2021年（令和3年）4月1日には、当該箇所を含む旧道部分、約0.6キロが岐阜県から山県市に引き継がれました。山県市としましては、他の道路と同様に、通常の状態、常態管理と異常時確認を実施し、変状把握に努めております。今後も市民の安全・安心を担保できるよう、道路管理者として努めてまいります。

御質問の2点目、災害復旧の予算措置について、県災害予算の確保はどのように手当てしているかについてでございますが、当該箇所の県の予算措置は、2017年（平成29年）に廃工となっていること、また、2021年（令和3年）4月1日に当該箇所を含む国道418号の旧道部分は山県市に引き継がれたため、県としての予算措置はされておられません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 経過について今、御報告をいただきました。災害復旧の認定を受けて工事を進めるということでしたが、川側の地権者の同意が得られなくて、そこについては、現状、建設用のシートというふうにおっしゃいましたけど、土木シートがやっである状態だということなんです。

それで、道路を山側に拡幅して、道路幅について確保するという工事は行われました。そこは私も現場で見に行って、いろいろ県にも要求したときに、そういう状況も含めて対応をされてきました。ただ、川側のところが崩れているので、そこを復旧しないといけないんですけども、そこに地権者の同意が得られないということで、実際には、現状、見守るだけというふうに言われました。

実は、具体的な個人名等々は挙げることはできませんが、地元の自治会では、この地権者に対する要望とか、市に対する要望、それから、県に対しても具体的な要望が出されています。これは、起きてから、この秋、もう10年になるんですね。

そういう中で、先日、私も現地を見させていただきました。ちょうど川がずーっと水が流れてきて、この崖崩れしているところに水がどんっと当たって回っていくようなちょうど場所にあるんですね。ですから、だんだん下から崩れていく。案内していただいた方によれば、トラックで1台、2台分ぐらいがえぐられていくというふうになっているんです。そうすると、道路幅は拡張したんですけど、川側のところの道路の下がだんだんだんだんえぐれていくという状況になっています。

この間、いろいろ出された地権者のところの回答文のようなのも見ますと、協力するのは当然のことと考えているというような文書を自治会に出されているんですね。ですから、この具体的なやっぱり用地、地権者との話合い、それに基づく同意を得てこの工事をやるという努力が今現状、どうなっているかという点を再度御質問したいのと、それから、もう一つは、県のところで、これ、県が管理する最中に、最終的には地権者の問題で解決をしなかった。解決をしなかったうちにバイパスが出てしまって、国道だったんですけど、それ、山縣市道になっちゃうんですね。普通で言えば、山崎市がお金を出して、これを復旧しないといけないということになるわけですけれども、でも私は、もともと要するに県で災害の認定をされて、そこをやるということで、地権者との関係で合意が得られなくて、道路幅は拡張したけれども、そこは残ったままということなので、ここについては具体的にやっぱり要望を県に上げて、何らかの要するに財政的な措置、100%かどうかは別にして、そういうことも必要じゃないかと思いますので、その2点について具体的にお尋ねをしたいと思います。

○議長（山崎 通君） 大熊理事兼総務課長。

〔「建設課長」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 失礼しました。建設課長やね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 建設課長です。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 再質問にお答えいたします。

現場は、現状として、本来、災害復旧をしなければいけないところ、仮復旧の状態であるというふうに認識をしております。

1点目として、地権者の方にどのように対応しているかということですがけれども、これまでも累次、私が着任した今年度になってからも複数回面談をして、現状確認のため

の立入りをお願いして、承諾いただくよう申入れをしているところでございます。この経年変化があるという、先ほどもありましたけれども、まず、現状確認することが必要だというふうに考えております。

2点目ですけれども、岐阜県に対してどのようなかということでございますが、この旧道部分約0.6キロについて市道移管される前段として、県と市で現地立会いをしておりますけれども、こちらの仮復旧でしかないところについても、当時、道路構造が不十分であるということで要望はさせていただいておるというところでございます。

今後も様々な機会を捉えて協議していきたいというふうに考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 再々質問を市長にいたしたいというふうに思います。

これ、現物、市民報ですけど、46号、49号ということで、実は、本当にひどいなという状況で、いろいろ県も仮復旧をしてくれたとかというような経過があります。ただ、私、起こってからもう10年になるんですね、この秋で。そういう意味でいえば、先ほど現状確認と言われましたけれども、実際にやっぱり見に行けば分かるというふうに思います。

これ、実は、私だけではなくて、去年、2022年5月27日に、市長、副市長、それから、今、御答弁いただいた大熊理事兼建設課長等々、担当者の方も含めて、現地を確認されております。そのときに地元の方にお伺いしたんですけれども、これはひどいということも市長さんも実際に現場を見られておっしゃって、そのときに強制執行するというようなお話をされたということを聞いております。それからなかなか動きがないというようなことも情報としては寄せられています。

確かに話合いの中できちんとやっぱりうまく解決をして、それでこれが完成すればいい。あそこはやっぱり通学路にもなっているので、何か事故が起こったら、これは、もう本当に市の責任、市長の責任になるわけですよ。そういう意味でいうと、私は、ここまでずっと話合いをして10年も来ているので、市長がおっしゃった強制執行すると、そういうことについて、やっぱりそれはぜひ実行すべきじゃないかというふうに思いますので、最後に市長の御決意をお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

先ほどのお話にございましたように、5月ということで、1年ほど前、現場を見させていただいて、そこでの現場での認識は、今のその地権者の土地という認識で、それならば、今まで山県市ではあまり強制執行という制度は取ってこなかったんですけれども、

大熊理事にそういった形で進めるように現場で指示をした記憶がございます。そして、今回、この一般質問で、実際にその地権者の方の土地ではなしに、地権者の方の土地の隣で工事に支障があるから、そこを使わせていただかないことにはできないということで、そうしますと、この強制執行という手段がどうなのかなということ、この一般質問で知りました。

そういうことから、今後、状況を確認するだけでは、河川ですので、水位が上がりますと崩れますので、そういったことを踏まえて、担当課、今、あまりそうした具体的な答え方はしなかったんですけども、もう少し市役所としましても、どういうことが具体的に今の状況を進めることができるのかを確認しながら、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2問目に移りたいと思います。

山県市の令和5年、来月からですが、保育の民営化がスタートをします。今年の4月から山県市の高富保育園、富岡保育園の民営化がスタートします。児童福祉審議会の答申を得て、山県市は、令和2年8月に山県市保育園民営化指針（案）を策定し、民営化の準備を進めてきました。私は、保育園の民営化問題について数度にわたり市議会に取り上げ、山県市の保育の質の維持と保育ニーズの確保には、保育民営化の道ではなく、正規保育士の確保こそ最重要課題であると問題提起をしてきました。

今回の民営化スタートに向けて事業運営方式が検討され、指定管理方式では、更新時に市のチェックができるが、運営側の継続性、安定性の面から、指定管理方式ではなく、民設民営方式を採用し、高富保育園、富岡保育園が社会福祉法人同朋会と学校法人春日学園に運営を移管することになりました。移管に当たり、土地は10年間無償貸与、建物、高富保育園は築52年、富岡保育園は築49年という建物です。これと備品、工作物は無償譲渡する。公定価格に基づいた金額を委託料として支払う。内訳は国が2分の1、県が4分の1、山県市が4分の1と、地方交付税普通交付金で措置をされると、この内容を議会の議決を経て移管の準備が進められてきました。

そこで、副市長に4点お伺いをいたします。

1点目、協定締結後、代表保護者、事業者、山県市による三者協議の場を設けるとのことでしたが、今日までの具体的な協議の回数や内容についてお尋ねをいたします。

2点目、会計年度任用職員等が対象施設へ継続的に就業を希望する場合は、事業者は



積極的に雇用するように努める（努力義務）となっていますが、今年度からの山県市の未満児保育の無償化政策の影響も含め、移管保育園と残る山県市5園の正規職員、会計年度任用職員の体制及び保育園児の措置人数について、現状はどのようになっているか。

3点目、民営化後の1か月から3か月程度、市の職員と民営化対象保育園の職員による引継ぎ保育の実施が指針で示されていますが、この準備状況と体制はどのようにされていますか。

4点目、民営化後の運営について、市は、民営化後の保育園に対し、保育内容等の移管条件が守られているか、逐次確認する。また、民営化後、当分の間は三者協議による定期的な話し合いを継続して行うとありますが、当分の間とはどのくらいで、協議の回数ほどの程度、考えられているか、お尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の三者協議会につきましては、適宜、要点会議録というものを山県市のホームページに掲載しているところではございますが、その概要につきまして御説明を申し上げます。

同協議会は2園、高富と富岡別々に開催をしております。令和3年度には、前年度ですが、各2回、本年度は各3回、延べにしますと10回を開催いたしておるところでございます。その主な内容としましては、最初には、まず、この三者協議会の設置要綱が決定をされました。その後は、園児や保護者の方の混乱を避け、不安等を軽減させるための引継ぎ保育ですとか、合同保育等のことにつきまして具体的な話し合いが続いてきておるところでございます。

なお、高富保育園につきましては認定こども園となるため、保育園との違いなども説明をさせてきていただいております。また、富岡保育園につきましてはアンケートが実施されておりますけれども、この概要につきましては山県市のホームページに掲載しておるところでございますし、全保護者の方、現在の、の方にはICTシステムをしまして配信をさせていたおるところでございます。

2点目の職員体制等につきましてはですけれども、端的に申し上げますと、引き続き就業を希望する方に対しましては、いわゆる雇い止めというものはしていないという認識でございます。

また、次年度以降の配置基準につきましては、2法人の保育園を含む全7つの保育園全て、園児数に対する配置基準は満たす予定でございますし、当面につきましては、民間の方のお力もお借りして、これまで以上の配置ができるのではないかとというふうにも

考えておるところでございます。

3点目の準備状況についてでございますが、令和4年4月から、今年度の最初、4月から随時、引継ぎ保育を実施してきているところでございます。本年1月に入りましたから合同保育を実施してきており、3月末まで、この合同保育は実施する予定でございます。引継ぎ保育は、2人程度が見えていたり、それから、今、合同保育は、園によって2人から4人とか、2人から7人がお越しにいただいているという状況でございます。特に重要なイベント行事なんかがあるときなんかには、適宜来ていただくような調整をしているようでございます。

4点目、民営化後の協議等についてでございますが、三者協議会というものにつきましては、令和5年度末、来年度末までは存続させるということにしております。具体的には、6月に開催するなど、来年度、2回程度の開催を予定しておりますが、具体的なことにつきましては、今後、この三者協議会において回数とか、時期とか、具体的に協議していただきたいなというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、三者協議等も含めて具体的な協議を進めているというようなことで御報告をいただきました。この三者協議会については、令和5年度末まで存続すると、2回ぐらいやりたいという話でした。

私は、平成30年9月、一般質問で取り上げたときに、市長の御答弁の中では、後でずっと見てみると、民営化も1つの方向性という中で、施設の今後の在り方を見直す中で検討したいと、民営化ありきではないという話でした。その後、何回か、いろいろ議論をしているんですけども、保育の質はという中で、保育士の資質、保育内容、保育ニーズの確保、健やかな成長に至る全ての環境を確保することだという、それが保育の質を維持するという中身だというふうにおっしゃっていました。

保育士の育成や確保問題については、現状の問題点課題、今後の方向性について、現状は保育士の配置基準を満たしているけれども、女性の社会進出や女性の働きやすい職場環境の整備がされてくる中で、ゼロ歳から2歳の入所の増加が見られるし、今後、どんどん増えていくと。ゼロ歳児は子供3人に対して保育士1人と。1歳から2歳までは、保育士が6人に対して1人という配置基準で、それ以降のところはいろいろ加算も含めてあるんですけども、ただ、ここの保育士の確保というのは非常に大きな課題だということでした。

私は、こういう議論の中で、正規のやっぱり保育士が少ないということが、正規の保

育士さんにたくさん負担を与えていて、現場で保育園の園長さんにもお尋ねしてきたんですけど、やっぱりそういう姿を見ていると、なかなか会計年度任用職員の方、長時間やってみえる方でも、正規になるのはやめておこうかというような声が多いんだというようなことをおっしゃっていました。

それと、もう一つ、ずっと論点であったのは、先ほども紹介したように、かなり施設が老朽化していると。これをどういうふうにするかといったときに、私立の保育園にしたときは国から補助金が出ると、市は出ないという話でした。市は出ないというのは、直接的には出ないんですけども、これもこの間の市議会の議論の中で、課長さんの答弁であったんですけども、これは、令和2年1月の議会です。この中で、公立の施設については無償化前と同様に一般財源の運用ということと併せて、地方交付税の基準財政需要額に算入される。施設の問題についても、基本的に交付税で措置されるという意味では全く要するに出ない、表面の広域みたいなのも出ないですけども、事実的な要するに負担はされるということも確認をしてきました。

これ、実際に答申書がここにありまして、山県市の児童福祉審議会、三輪会長さんから市長宛てに出されている中身です。これをずっと読んでいくと、かなりウエートが高いのは、これからゼロ歳児がどんどんどんどん増えていくということによって、本当に保育士の確保が難しいんだと。もうここは、保育士の確保は難しいので、民間の力を借りるということで、これが民営化という中身にもなっているんですね。

今回の議会の質疑の中で私も聞きましたが、同僚議員も尋ねた中で、そういうふうにして今年4月からゼロ歳から2歳までの保育料を無償化にする。私、これ、すばらしいことだと思うんです、先駆けてやるという意味では。市長もおっしゃっていました。そういうふうにしたら、もっと増えるはずなのに、保育基準を満たしていますと言われるのは、私、ちょっとえっというふうに思いました。

何でだろうというふうに思ったときに、これ、実は、ゼロ歳児からの保育ニーズは高まっていくんですけど、それ以上に、少子化で子供の絶対数が減っていく。減っているんで、この答申の中では確保できない、確保できないと私もそのことをずーっと言われてきたんですけども、確保するというのは、要するに子供が減っていくから。実質、実際にいろいろデータで調べてみたんですけども、本当にどんどんどんどん子供が減って行って、だからゼロ歳から2歳まで無償化して増えてきたにしても、それでもカバーできちゃう。

そうすると、また、原点に帰って、何で要するに民営化したのか。この4月から始まります。私はもともと社会福祉法でいえば、しっかり自治体が福祉の実施のやっぱり責

任があるんだ、そこに責任を持っていくということでしたので、そういう角度でいうと、保育園の建て替えもそういう制度があるし、それから、少子化、残念ながら、子供が減っていったら、そういう中で、ゼロ歳児の人たちを預ける人たちが増えると思うんですけど、絶対数が減っているのでカバーできてしまうという状況になったときに、果たして民営化の根拠は何だったのかなということ、これ、副市長にお尋ねしているのは、もともと子育て支援課長でいろいろ、これ、やってみえて議会で議論した関係もあるので、副市長にお尋ねしているんですけど、その辺りのところについていかがでしょうか。

○議長（山崎 通君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

私も、おっしゃられたように、令和2年、3年前のときに子育て支援課長を拝命しまして、そちらへ行って、保育現場を目の当たりにさせていただきました。行く前までは、福井議員と全く一緒です。自分も正規保育士を確保するのが本来であるということは当然思っておりました。

私は4月に配属されてから、タイミングは悪かったんですが、真っ先に保育士を確保する保育士の養成学校の就職支援センターみたいなところ、何か所か行こうとしたんですが、コロナ禍やから来てくれるなど。学生もまた来ないというんです。ですが、タイミングを見て、ゴールデンウィーク明けぐらいから、足は何か所かのキャンパスに運びました。何とか応募してくださいと。山県市の保育士を一生懸命育てようとする環境はいいところですよという、ちょっとオーバーぎみに宣伝もしながらやったんですが、なかなか保育現場が、保育士の確保、少なかったというのが現状です、応募はしていただきましたけど、その反応として。

もう一つ、福井議員がおっしゃられた会計年度任用職員さんが正規になったらどうかと、当然、私も思いました。特に若い若年の人なんか、正規になったほうがいいやないかと。ただ、当時の現状としては、つらいことに半分以上が下手すれば会計年度任用職員さんで、会計年度任用職員さんは、家庭の事情を踏まえて都合のいいときにお力を貸していただけるというのが多いのが現状ですので、7時間就労という方が一番多いです。時間外も、ちょっとごめんなさいねということになると、最後、子供さんを預かって責任を持つのは正規職員ということになりまして、結局は、正規職員の負荷が大きいというのがネックです。だからその最後の正規職員さんが何かいろんなことをやって苦労してみえてる姿を会計年度さん、見てみえるので、私はあんなふうにはごめんなさいというのが現場ではありました。

ですので、今回、民営化しますと、多分、正規職員が七、八割になってくるものです

から、正規職員が仕事を職務を分担しちゃえば、もっといい、ああ、ああいうふうに正規保育士になるといいんじゃないかなということを見ていただけるんじゃないかなという希望感を持っております。

それと、未満児保育について私も、市長が無償化、まだまだ宣伝不足です、まだ議会で御審議中ですので、十分宣伝できないんですが、宣伝して増えたときに、ひょっとしたら、入りたいんだけど入れないという人が出てくる、もしくは、入りたいんだけど入れないのは、それは保育士さんの確保ができないからということは、当然、市長ともお話をしております、懸念しておったんですが、今のところは充足できる見込みであるということですが、今後、無償化を踏まえて、各御家庭のほうで、それを踏まえた家庭の在り方を考えたときには需要が高まってくれば、ひょっとしたら、一時期、大変になることがあるかもしれませんが、今、議員おっしゃられるように、少子化もなってきたので、今のところは対応していけるのではないかなという見込みではございません。

そもそも論で、何で民営化を目指したかということで、前にも議会、こちらで私は答弁しておりますが、いろんな視点があるんですね。

1つには、私は、子育て支援課へ行っておったときにやりたかったのは、先ほど言いましたように、やっぱり3歳までは家庭でなんていう考えもありますが、今は、やっぱり女性の活躍とか、多様な価値観がありますので、早くから預け入れたい親御さんに対しては、預けを受け入れられるように、中には、いや、ちょっと語弊あるかもしれませんが、核家族化して、昔は3世代で、おじいさん、おばあさんが面倒を見ておったけど、今は、お母さんとか、お父さん、一人で見ると、なかなかいららきちゃって、子供にも八つ当たりになって、下手したらDVにもいきかねないということがあって、なかなか大変な家庭については、やっぱりせめて日中は専門のプロの方にお任せしてということになって、未満児保育も需要が増える、もしくは、そのことはいいことではないかなというふうに思っておりました。

それをやりたいんですが、公立の保育園、7つの保育園では、10か月からということで、要は、すなわちどういうことかということ、離乳食からしかできないよということ、それが現状、調理員さんの現状と保育士の対応というのが現状でした。私、この4月からいよいよ民間さんのお力を借りられて、やっと願いがかなうなというのが、やっぱり1つは、6か月からですね、富岡は6か月から、高富保育園に至っては、五十何日目から預かっていただけるということを提案いただいておりますので、やっとそういったお子さんを預けたい親御さんのニーズに対してお応えできるようになるなというのがまず1

つです。

それと、先ほど来言っておりますように、保育士の充足なんですけど、悪の循環みたいになっていまして、保育士が大変やから、あんなのにはなりたくない。なりたくないから人が減って、ますます保育士の負担がつかくなる。保育士の負担がつかいというのは何かというと、私は現場で見えていたけど、保育士が大変になると、それがまさに子供に反映しちゃう。コロナ禍で行事を縮小しました。行事を縮小したときには、保育士に心に余裕が生まれて、それが子供にとっても、とってもいいということは大変学習になりました。

ですので、正規保育士を確保するというのは、もちろん本論ではあると思いますが、現状を見た中では、やっぱり民間のお力をお借りしてやっていくのがいい。保護者の方にとっても、公立保育園だけではなくて、場合によっては医療のある民間さんに行くこともあるんだという選択肢を増やすことはとてもいいことだと今でも私は思っております。

あと、経費面に関しましては、私は、保育所の統合することが経費節減だなんていう単直的なことを言う方ありますけど、私はもうずっと言っておりました。経費節減は全く目的じゃないので、ただ、イニシャルコストで、先ほど言われましたように、施設整備する場合には、民間のほうが有利な場合があるかもしれません。経常経費についてもどうなっていくかは分かりません。ただ、経費節減というのは最後の段階でありまして、やはり、今、少子化の中にあって、子供目線、そのための保育士の就労環境を確保していくというのが第一義的であるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） これも市長にお尋ねをしたいというふうに思います。

今、副市長から御答弁あったように、10か月からスタートというふうに山口市はやっているけれども、もう民間になって、6か月とか、56日目ですか、ということで改善をすると。確かに改善するんですけど、私は基本的に、それは私立だからできる、公立だからできないという話ではないというふうに基本的に思っています。

それから、保育士の補充の問題についていうと、全国的にもやっぱり単価を上げて、環境条件をやっぱり増やさないといけない。岐阜市もこの間ずっと調べたときに、今でいう会計年度任用職員だけではなくて、一般の職員もそうですけど、民間の場合は、10年ぐらいたつと、やっぱり本当に差がつくんですよね。やっぱり、これ、本当に国の政策としても、やっぱりきちっと直していく必要があるし、山口市のところも強化する必

要があると。私は、保育料が無償化が今度全国的に進んで、1億700万という額、要らなくなったので、正規保育士にという話をずっとしたと思うんですが、今、副市長がお話しされたように、7割ぐらい、七、八割の人が残った保育園5園で正規の保育士になるというお話を聞きました。ここは非常に期待したいというふうに思っています。

市長にお尋ねしたいのは、この福祉審議会の中にまさにあるように、子供の最善の利益という立場に立ってこれを考えるという答申が出されているんですね。私、ずっと考えて、何で要するに民営化の話が進んでここまで来たんだけれども、根拠薄弱だし、おかしいなというふうに思ったのは、公共施設等総合管理計画、その中で、この2つの保育園がなくなることによって、もともと管理計画で2026年までに全体の床面積を2割に削減するという計画があります。私は、こういうことと連動していないかなという一面で不安を持っています。というのは、答申の中にそのことが書かれているから。

それはやっぱり子供の要するに最善の利益という立場に立つと、ちょっとそれは角度が違うというふうに思いますし、もう一つは、これ、ずっと減って行って、数字を見ると、残された5園というのがだんだんだんだんお子さんが減っていく可能性があるんですよね、これからね。そのときに、じゃ、もう少なくなっちゃったから、地域から5つの保育園、今度、1つ減らそうとかということもできかねない。でもやっぱりそこにあるから、そこにあるから助かっているというのがあるわけですよ。

だから、ぜひ市長に最後、再々質問でお聞きしたいのは、今後の流れの中で、やっぱり残された5つの保育園についても、しっかり市として保育義務を履行するという立場で進めていく、これを統合とか、廃止をすることかというふうではなくて、そこはやっぱり頑張ってやっていくという点についてどのようにお考えか、ぜひそういう立場に立ってほしいということが1点と、もう一つは、三者協議です。

これ、協議会は、令和5年度で終わりというふうになるんですが、山口市にとっては、公立だけではなくて、私立と一緒にというのは初めてのことだと思うんですね。私は、せっかくそういうことであれば、もともと民営化に反対していますがけれども、三者協議の場を令和5年度終わりにするのではなくて、要するに公立と私立のところで、お互いがやっぱり情報交換とか、交流をしながら、お互いに山口市の保育をよくしていくというようなことの何か制度をつくっていく。お互いにやっぱりいい面を学びながら、子供のために中身を向上させるような組織をつくっていくことはできないか、その2点について市長に再々質問をいたします。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

私ども、子供たちにとって最大の利益という考え方でずっと進めておりました。福井議員は、私立と公立を、お話を聞いていますと、本当に公立が100%いいというような思いで発言をしてみえますが、これは、私学も含め、学校も含めてそうですけれども、それぞれにいいところがあって、十分そういった状況の中で、現在まで、学校でもそうですし、保育園でもそうですが、公立と私立とあるところですか、例えば、羽島市や美濃市のように、全て私立になっている保育所もございます。そうした中で、まず、利用者の方にとって一番いいのは、やはりどちらがいいか選択肢ができる。全て公立ではなく、私立もあって、公立もあって、そういった選択肢ができるということが非常に大きなメリットの1つではないかということをおもいますし、そして、また、先ほどから総合管理計画に連動していないかということで、施設をなくすことは全くもう目的ではございませんので、その点は十分御理解をいただきたいとおもいます。

そして、2つの御質問でございますが、残りの5園につきましては、今後の状況を見ながら判断していきたいとおもっておりますし、三者協議につきましては、どういった状況になっていくのか、少し状況を見まして、実態を見まして、検討していきたいということをおもっております。

以上でございます。

○9番（福井一徳君） 以上で終わります。

○議長（山崎 通君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で13時より再開いたします。

午前11時32分休憩

午後1時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど一般質問のことについて、議運に諮ってほしいとの申出がありましたので、暫時休憩をいたします。

午後1時00分休憩

午後1時12分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。奥田真也でございます。私からは、3点質問をさせていただきます。



す。よろしくお願いをいたします。

それでは、まず、1点目、ハラスメント対策について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

令和4年1月6日から7日にかけて、6名の同僚議員にて、千葉県にあります市町村職員中央研修所へ市町村議会議員特別セミナーを受講いたしました。その中で、高嶋直人人事院公務員研修所客員教授による自治体のハラスメント対策と議会の講義の中で、公務員には民間と違い、高い倫理観が求められており、特化したハラスメント防止対策が必要となり、それは、自治体組織の性格や人事管理の実態に即した対策を講じることと同時に、公務員全てがルールに沿った内容の研修を行うことが重要になってくることでした。ちなみに、憲法15条には、公務員の定義の中には議員も含まれております。

2月1日に埼玉県朝霞市では、40代課長補佐級職員が部下を30分以上立たせたまま、叱責するなどのパワハラ行為を繰り返したとして戒告の懲戒処分に、また、2月2日に千葉縣市原市では、30代男性職員が、先輩の50代男性や後輩の20代男性に顔などを殴ったり、威圧的な言動を繰り返し、肉体・精神的な苦痛を与えたとして停職1か月に、このようにハラスメントがニュースにて話題となることも多くなっておりませんが、人事院は、ハラスメントにおける処分方針を出しており、一番重い処分で免職となるなど、ハラスメントにおける処分も整備されてきています。

そこで、理事兼総務課長に2点お伺いをいたします。

1点目、職員のハラスメントについての理解を深めるため、どのような研修などを行っているのか。

2点目、ハラスメントにおける相談があったかどうか。

この2点について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、ハラスメントについてどのような研修を行っているかについてでございますが、直近では、令和4年2月に外部事業者に委託しましてハラスメント防止研修を実施いたしました。内容については、ハラスメントの基本的な知識や法律の確認、ハラスメントの原因、未然防止、対処方法などで、課長補佐級以上の職員を対象にして、31名の職員が受講いたしました。今後においては、2年から3年に1度程度、同様の研修を実施するよう計画しているところでございます。

次に、御質問の2点目、ハラスメントにおける相談についてでございますが、過去4年間で申し上げますと、職員から正式にハラスメントとしての相談を受けた事例はござ

いませんでした。しかしながら、総務課人事秘書室が行った面談において、上司の心ない言葉でストレスを抱えたり、人間関係がうまくいかないといったパワーハラスメントに近い内容のものが2件ほどございました。その事案に関しましては、適切かつ迅速に対処するよう、相談者の所属長と対策を講じたり、人事配置などにより、早期に解決を図ることができました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 理事兼総務課長から答弁をいただき、ハラスメントに近い事案が2件あり、これらについては早期の解決を図っていただけているとのこと、迅速に対応いただいております、大変安堵をいたしました。

さて、山口市議会においては、議員同士によるハラスメント行為があったとして、2名の同僚議員に対し、市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議や、懲罰特別委員会が設置されるなど、今後、ハラスメントがないよう動き始めております。

このように訴えることができればいいのですが、公務員は免職とならない限り、加害者が処分を受けても、いつかは戻ってくると考えると、なかなか相談しにくい環境にあるのではないかと考えます。

公務員のハラスメントが表面化されにくい理由としては、1点目は、上司に見えないようにハラスメント行為を行う。2点目は、加害者がハラスメント行為をしている自覚がない。3点目は、事実確認を被害者が求めない。4点目は、周囲の職員が証言しないため、事実確認ができなかった。この4点が大きな要因となるのではないのでしょうか。

こうした中、三重県志摩市では、3月2日のNHKのニュースによると、全ての職員約1,200人にアンケートを取ったところ、20.6%に当たる211人が何かしらのハラスメントを受けたと答えたとのこと。これにより、志摩市総務課では、職場環境の改善を図りたいとしております。

また、愛知県江南市は、令和4年8月19日に江南市議会議員から市職員に対するパワーハラスメント等の防止に関する申入れ書を市長が議長に申入れをしております。ここでは、江南市議会議員からのパワハラ等に関する職員アンケートを行っており、その結果が、この申入れとなっております。

さきの質問でも申しましたが、憲法15条には、公務員には議員も含まれるとあり、このようなハラスメント行為は議員であっても許されるものではないと思います。

また、ハラスメント発言において、分かりやすい証明としては録音があると思います。

職員一人一人が自分を守ることは精神的にも落ち着くことができ、業務におけるやりがいも生まれ、作業効率も上がるのではないのでしょうか。

そこで、理事兼総務課長に再質問として2点お伺いをいたします。

1点目、ハラスメントを受けた、また、見た際に録音できる体制を、それぞれの部署において対策を講じてはどうか。

2点目、三重県志摩市や愛知県江南市のように、ハラスメントについてアンケートを取ってはどうか。例えばですが、市民からハラスメントを受けた、されているのを見た、職員同士でのハラスメントを受けた、されているのを見た、山県市議よりハラスメントを受けた、されているのを見た、山県市議以外の議員からハラスメントを受けた、見たというようなアンケートを職員に匿名で行えば、隠れハラスメントを見つけることができ、対策を講じやすくできるのではないかと考えます。

以上、この2点について、理事兼総務課長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、ハラスメントを受けた、もしくは、目撃した際の対策として、その場の会話を録音できる体制の構築についてでございますが、録画や録音できる機器の導入による体制の整備は、ハラスメント抑制効果も見込め、万が一、発生した場合には証拠として残すことができることから、その後の対応にも有効な手段であると思われま

す。しかしながら、現在は、ほぼ全員がスマートフォンを所有しており、録画や録音をしようと思えば、すぐに実行できるような状況となっていることから、現時点では特別な機器の導入については検討しておりませんので、御理解いただきたいと思います。

御質問の2点目、職員へのアンケート調査についてでございますが、山県市では、令和3年3月に山県市職員のハラスメント防止に関する要綱を定め、総務課人事秘書室がハラスメントの相談窓口となっており、職員にはその旨を周知しているところでございます。

先ほどもお答えしたとおり、近年、ハラスメントに関する人事秘書室への相談はございませんでしたが、露呈していないハラスメントが全くないとは言いきれません。議員御発言のとおり、職員にアンケート調査を行うことは、隠れたハラスメント等を掌握する有効な手段と考えられますので、実施に向けて具体的な方法などを検討してまいりたいと思

います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 理事兼総務課長の答弁にて、スマートフォンにてすぐに録音の対応ができる状況であるとのことでした。ぜひ職員の皆さんで事案が発生した際には録音をしていただき、また、アンケートを実施した際は、結果をぜひホームページ等にて公表していただくことにより、ハラスメントのない、働きやすい山縣市をこれによりアピールできるものと考えますので、早期のアンケートの実施と、職員への録音の周知をお願いし、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次は、農地の除草などについて、農林畜産課長にお伺いをいたします。

耕作放棄地などによる荒廃農地については、農林水産省の令和2年の都道府県別の荒廃農地面積によると、岐阜県は1,850ヘクタール、5年前のデータを見ますと、1,632ヘクタールとのことですので、耕作放棄地が増えていることが分かります。

田畑が野生動物との緩衝地帯となっていたものが、雑草などが生い茂れば、緩衝地帯ではなくなってしまい、野生動物のすみかにもなりかねません。また、それにより、人家に野生動物が下りてきてしまい、獣害被害にもつながってしまうのではないかと考えます。

農地は耕作を行って管理されている状況の場合、治水機能や浄化機能を有しているため、台風や大雨などの際の洪水を防いだり、水質の浄化をしてくれるようになっていきます。しかし、耕作放棄地だと、その治水機能における機能が低下してしまっている状況であることから、災害時の被害が大きくなる可能性があります。

また、荒れ果てた耕作放棄地の場合、人の目にも届きにくくなることから、ごみや廃棄物を不法投棄されやすくなると考えます。

そこで、農林畜産課長にお伺いをいたします。

農地における耕作放棄地などの除草について、農林畜産課として取り組んでいることや対策、また、それらの効果についてお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

農地における耕作放棄地対策についてでございますが、現在、農業委員会と連携し、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施しており、その結果、耕作放棄地として認められる場合、また、隣地等からの苦情があった場合に、農地所有者に対して除草依頼の通知をお送りしております。通知により、多くの方が依頼に応じて、除草などの対応をしていただいております。

また、耕作放棄地で担い手に貸付けが見込まれるような農地につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地所有者宅への訪問活動を行っており、農地中間管

理事業を活用し、担い手への貸付けが行われ、より適切に農地として管理されるに至ったケースもございます。

今後とも、続けて農業委員会と連携し、適切な農地管理をしていただけるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 農林畜産課長の答弁により、農業委員や農地利用最適化推進委員の皆さんの御尽力で、適切な対応を取っていただいていると理解できました。

さて、今後、超高齢社会などの影響や、人口減少社会により、農業従事者の減少、また、耕作放棄地が今後さらに増えていく可能性が高いと考えます。

本巢郡北方町においては、北方町あき地の環境保全に関する条例を制定しており、第2条、適用区域には、空き地の定義があり、宅地及び農用地となっており、農地も対象となった条例となっております。この条例は、第7条、除草の実施には、町長は、所有者等の申請により、環境保全上必要があると認めたときは、当該空き地の雑草の除去を行うことができる。この場合において、その費用は所有者負担とするとあり、このような条例があることも除草がスムーズに進む一助となるのではないのでしょうか。

そこで、農林畜産課長に再質問をいたします。

今後、さらに、耕作放棄地が増えていくことが予想される中、本巢郡北方町のような空き地の環境保全に関する条例を山口市においても制定することや、ホームページなどを活用し、農地の除草について市民に分かりやすく説明をしてはどうかと考えますが、農林畜産課長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

農地の適正管理につきましては、農地所有者等御自身で除草を行っていただくことが基本となります。しかしながら、諸事情により土地所有者自身で除草ができない相談があった場合は、シルバー人材センターを御案内し、除草を実施していただいております。現在のところ、山口市シルバー人材センターでは、除草依頼の繁忙期においても、除草実施までに期間を要さず、スムーズに除草が実施されており、市が所有者に代わって除草を実施する必要が少ないことから、条例の制定は今のところは考えておりません。しかし、土地所有者自身で除草ができない場合、シルバー人材センターに除草依頼ができることを市のホームページ等で啓発していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 農林畜産課長の答弁により、ホームページ等で啓発いただけるとのこと、今までも一般質問の中で鳥獣害対策について何度も質問をさせていただいております。この耕作放棄地の雑草の除去についても、それを防ぐことにつながっていくと思いますので、農林畜産課の皆様におかれましても、今後も御尽力をお願いいたします。それでは、次の質問に入りたいと思います。

国道418号について、理事兼建設課長にお伺いをいたします。

葛原・谷合地区国道418号建設促進委員会が令和2年10月に発足し、役員会や市長に対しての事業要望を毎年行っております。

また、今年度は、国道418号山県市（美山地域）・本巢市（根尾地域）地元議員推進連盟という、両地域の市議会議員による議員連盟が結成され、令和4年9月に市長と本巢市長に要望書を提出させていただきました。

各市に提出した要望書には、1、地域が真に必要とする道路整備が着実に実施できるよう、十分な道路予算が確保されるよう働きかけること。2、国道418号の早期整備を積極的に推進すること。3、特に冬期通行困難な尾並坂峠区間においては、冗長性確保のため、行政間連携して計画を策定すること。4、安全・安心な暮らしを実現するため、道路の防災・耐震対策や老朽化した道路施設の維持管理、修繕が計画的に実施されるよう働きかけること。この4点を要望しております。

そこで、理事兼建設課長にお伺いをいたします。

国道418号について、現在までに対応している状況と今後の展望についてお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

現在までの対応している状況と今後の展望についてでございますが、令和3年度と令和4年度に、葛原・谷合地区国道418号建設促進委員会から市長に対し事業要望を受け、市長から事業実施機関である岐阜土木事務所長に、令和3年11月8日、令和4年11月17日に、山県市佐野から谷合地内における2車線化整備及び葛原地内における待避所の増設を積極的に促進することとして要望をしております。

さらに、令和4年11月、国道418号山県市（美山地域）・本巢市（根尾地域）地元議員推進連盟からの要望を受け、山県市長、本巢市長と合同で、岐阜土木事務所長に対し、緊急輸送道路の機能が十分発揮され、安全・安心な暮らしが実現できるよう、国道418号の整備計画を策定し、整備拡充を強力的に推進するよう要望いたしました。

今後も、地域で活動されている方々の声を真摯に受け止め、関係機関に対して働きかけてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 理事兼建設課長の答弁により、地域で活動されている方々の声を真摯に受け止めていただけるとのこと、今後も建設課の皆様には御尽力のほど、よろしく願いをいたします。

さて、現在の国道418号の谷合・葛原地内においては、各所に退避所が造られ、車の走行が少し楽になったと感じております。また、雪が降った際には、この待避所に除雪した雪をためることができ、車の走行に支障が出ることもなかったとの話も聞いております。

しかし、この国道418号は、山口市と本巢市境にある尾並坂峠などの隘路が多いことから、日本3大酷道と言われ、この国道はひどい道と書いて酷道と読むわけですが、キング・オブ・酷道とも呼ばれており、マニアには有名な道路となっております。東濃地域において廃道などの通行止め区間があることから、このような不名誉な名前がついていると思いますが、動画配信サイトには、山口市内の国道418号を走っている動画も配信されているという状況です。

そこで、理事兼建設課長に再質問をいたします。

山口市内の国道418号には、まだまだ隘路が多いところでもあります。日本3大酷道と言われていることから、興味本位で走ってみようという方や、ツーリングやドライブで自然を感じたい方など、地元以外の方が走行して事故を起こしては、さらにイメージダウンにもつながりかねません。ホームページなどを使用し、隘路など、注意が必要な箇所を分かりやすく示し、注意喚起をしてはどうかと思いますが、理事兼建設課長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 再質問にお答えします。

現在、国道418号で発生している交通事故の多くは市内の方で、物損事故と承知しておりますが、時期によって観光目的の訪問者が多いこと、また、擦れ違いが困難であったり、見通しが悪い箇所が幾つかあることから、市外の方の人身事故も懸念される場所です。

議員御指摘のとおり、市外からの訪問者などを対象とした注意喚起などが効果的と考えられることから、道路管理者である岐阜県とどのような形を取り得るかについて、時

期を捉えて検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 生活道路である国道418号でありますので、また、緊急道路にもなる道路ということになりますので、ぜひ周辺に住まう市民の皆様が大規模災害などで孤立しないよう、細心の注意を建設課の皆様をお願いし、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

通告順位4番 操 知子君。

○8番（操 知子君） 立憲民主、操 知子です。

議長の許可を得ましたので、議員・職員間のハラスメント根絶について一般質問を行います。

令和4年11月16日から18日にかけて行われた議会行政視察において、多数の議員が集まる場にもかかわらずセクハラ行為が発生した事案について、私は、12月13日にセクハラ被害における申入れ書を提出しました。しかし、この提出によって、その日の夜、当事者である石神 真元議長からは、協議を要請する旨の呼出しを受け、指定場所である山県市役所4階の議会事務局へ出向いたところ、石神 真元議長を含む2名の議員から、申入れ書に関して幾つかの質問や言葉を受けました。そのため、私は、その場でセクハラ被害に関する申入れ書を取り下げることとなり、翌日の12月14日に、議会行政視察中の11月17日に受けた石神 真元議長からのセクハラ被害、そして、申入れ書を提出した夜の12月13日に受けた、石神 真元議長と石神 真元議長に呼ばれて同席した吉田茂広議員からのパワハラ被害に関して、再度申入れ書を提出しました。

本来ならば、議員によるハラスメントは、ハラスメント防止のための管理上の措置を考える主体として議会が考えられるものでありますので、議長へ提出するものでありますが、今回の事案は、相手が当時の議長となりますので、諮問機関として議会運営委員長へ提出しました。

12月13日の申入れ書の提出から始まり、12月14日の再提出を経て、諮問機関である議会運営委員会において協議が図られ、1月10日には、議会運営委員長から当事者である石神 真元議長と吉田茂広議員の2名に対して質問状が出され、1月20日と2月7日に2名からの回答書の提出を受けましたが、その回答内容は私が受けた行為と違ったため、2月24日には、ハラスメント被害によって私が受診することとなった心療内科の診断書とともに、2名に対して事実を認めて陳謝することを求める申入れ書を提出しました。



それにより、2月27日には、令和5年度第1回定例会において、提出者、賛同者として、ほかの2名の議員から、山県市議会議員提出議案として発議第3号 市議会議員吉田茂広君と石神真君に対する市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求める決議として、陳謝を求める発議が提出され、賛成多数で可決されました。石神真元議長は陳謝し、吉田茂広議員は陳謝を拒否する結果となりました。

その後、3月1日には、陳謝を拒否したことによる侮辱として、吉田茂広議員に対して私は処分要求書を提出し、理由として、心身ともに疲れ、侮辱を受けたことに対して速やかに陳謝を要求する旨を述べたところであります。

12月13日の申入れ書の提出から本日3月13日までの期間は3か月にも及ぶものとなり、その間にも議会運営委員会では委員長を中心に何度も協議を重ね、私も何度も何度も被害を受けた状況を説明してきました。3か月という期間は意外にも長いものであると、心身の疲れとともに強く感じております。それだけではなく、セクハラ、パワハラ of 被害者として提出するまでの期間や、提出後の協議を重ねる間にも、常に言葉の暴力や威圧的行為による二次被害を恐れ、何度も申入れ書の提出をちゅうちょし、訴えの継続を悩んだものであります。

地方議会の議員及び議員候補者に関するハラスメントの根絶は、民主主義による住民福祉の向上を活動の目的とする地方議会にとって喫緊の課題であります。

また、令和6年4月には、山県市議会議員選挙が行われることもあり、性別にかかわらず、公職を目指すことができる環境を早期に整備する必要があります。山県市議会ではどのような形で体制整備を行っていくのかも何も決まっていない現状であります。山県市における議会関係ハラスメントを根絶するためには、研修や外部有識者による相談窓口の設置を規定することはもちろんのこと、山県市議会議員と多くの関わりを持つ山県市職員とのハラスメント防止として、相談などにも対応していくことが必要であります。議員と職員の間が生じた問題について、先進的な自治体では、ハラスメント防止へ向けた条例として単独条例を設置している場合もあります。

そこで、山県市職員のハラスメント防止に関する要綱などを踏まえて、議員と職員間に生じた場合における方針を理事兼総務課長へお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

奥田議員への答弁にもございました令和3年3月に定めた山県市職員のハラスメント防止に関する要綱では、誰からのという限定はしておらず、ハラスメントを職員の人格、もしくは尊厳を害し、職員に精神的、もしくは身体的な苦痛を与え、職員に不利益、も

しくは勤務意欲の低下をもたらす言動の総称と定義しております。

したがって、職員に対するハラスメントはあってはならないと思っておりますが、万が一、職員がハラスメントと感じるような事象が発生した場合には、いつでも相談できるよう、人事秘書室に相談窓口を置き、相談者と同性の職員が相談を受け付けられるようにするなどして、相談しやすい環境を整えております。

今後も、現相談体制を維持しつつ、全ての職員がハラスメント防止に関する意識を持ち続けられるよう、研修や啓発を行ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 御答弁では、人事秘書室の相談窓口では、相談者と同性の職員を配置するなどの相談体制の整備を行っていただいているとのことですが、相談者の状況に合わせて体制を変更し、その都度、相談しやすい環境づくりへと配慮いただいているかと思えます。

2月21日に、人事秘書室の担当者から職員のハラスメント状況を確認しましたが、今のところ、山県市における議員と職員間のハラスメントは相談事例がないとのことでした。しかし、ハラスメントは、被害者が心身に支障を来し、最悪の場合は自死を選ぶ場合もあります。被害を受けたときには早めに相談していただきたいと願います。

さて、1月23日に、山県市議会に関する要望として、山県市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例制定を求める要望書を山県市議会議長へ提出しました。山県市議会では、令和6年4月に市議会議員選挙を控えております。政治分野におけるハラスメントは、セクハラ、マタハラ、パワハラ、モラハラ、票ハラが想定されますが、それは、今回のハラスメント事案でも訴えさせていただいていることでもありますが、ハラスメントは、相手の人格や尊厳を侵す人権問題であり、加害者は刑事上、民事上の責任を問われる場合もあります。また、組織である議会は、ハラスメントを防げない組織として信用が失墜し、評判をおとしめる場合もあります。

現在、山県市議会議員に占める女性の割合は15%ですが、平成30年5月に施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律では、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れており、男女問わず立候補や議員活動をしやすいするための環境整備が必要であることを背景として、令和3年6月には改正されております。

この改正では、国及び地方公共団体や政党、その他の政治団体などにおける取組や施策が強化されましたが、そのうちの地方公共団体においては、政治分野における男女共

同参画の推進に資するよう、セクハラやマタハラなどへの防止を図り、問題発生を防ぐための研修の実施や相談体制の整備が義務づけられ、女性の立候補は妨げられないように施策が強化されました。

また、地方公共団体の議会においては、適切な役割分担の下で積極的に取り組むことが基本原則として明記されています。

今回、山縣市議会では、起こってはいけないハラスメントが発生しました。私は、セクハラ、パワハラ被害を受け、訴えの声を提出し続けております。しかし、これは、私個人の問題ではありません。私個人として捉えるのではなく、もっと大きな問題として捉えています。ハラスメントの問題は、女性が議員としてしっかりと声を上げていく道が塞がれてしまいます。私は、市民の声が活かされる政治の実現へ向けて、女性が議員としてしっかりと声を上げていくために取り組むことへの一助になると考え、身体的にも精神的にも苦しみながら、議会にて取り組んできました。その声をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

それは、政治分野だけではなく、公務員である職員にも該当することであり、民間よりも厳しい人事院規則の内容に準じた内容で整備されてはおりますが、ハラスメントの被害を受けることによって、職場全体の雰囲気が悪化し、働く意欲の低下による生産性の低下や人材不足、損害賠償問題となる場合もあり、ハラスメントが起こった場合には、山縣市は、ハラスメントを防げない自治体として信用は失墜し、評判をおとしめることにもなりかねません。

そこで、議員と職員間のハラスメントを含めた山縣市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定することが必要と考えますが、その場合、条例には、制定する上での目的、ハラスメントの定義、議員などの責務、ハラスメントの啓発・研修、発生したときの相談体制の整備、相談事案への対応、調査協力義務、相談事案関係者の義務、ハラスメント再発への防止措置、職員との連携、取組状況の公表などを規定していくべきであるかと考えますが、その中で、議員と職員間に関して規定するに当たって、2点お尋ねします。

1点目、相談体制の整備について、議員と職員間において相談体制を整備する場合、新たなハラスメントを生むことや、また、新たに刑事上、民事上の責任を問われることのないように、ハラスメントの被害者である申立人と加害者である被申立人は、相談事案に関して相談員を介さず直接交渉したり、また、申立人、もしくは非申立人を威迫するなど、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならないことを規定することが必要であるかと考えます。

また、たとえ議会であっても、あらゆる政党や会派、議員やその他の関係者からの干渉、または影響を排除することが必要であり、中立かつ公平に業務を行うことが必要であると考えます。

そこで、弁護士やその他ハラスメント事案に関する専門的な知識、または経験を有する人、数名を相談員に委嘱し、相談員の補助として、業務には議会事務局や総務課人事秘書室の職員などを指定することが考えられますが、実際に議員と職員間のハラスメント相談を受けた場合には、指定職員としてはどのような職員が想定されますでしょうか。

2点目、ハラスメントの啓発・研修について、ハラスメントを根絶するためには、議員と職員が連携して根絶のための活動の支援や協働、連携に取り組むことが必要ですが、共同で研修を実施してはいかがでしょうか。

以上2点について、理事兼総務課長へお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

1月23日に議員が議長に提出されました要望書の内容等については存じておりませんが、御質問の指定職員というものが、第三者的な相談員を補助するための市職員のことを想定しているというものならば、議員と職員、職員間にかかわらず、職員に係わるハラスメントに関する相談等については、人事秘書室職員が窓口になり得ると推察されます。

御質問の2点目、議員と職員が連携して共同で研修を実施してはどうかという質問についてでございますが、これは、全ての議員、職員がそれぞれの立場でハラスメント根絶に向けて努力する必要があるという認識の下、研修などの合同開催も議会事務局を通じて協議してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○8番（操 知子君） 以上です。

○議長（山崎 通君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位5番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり、一般質問を行います。

ジェンダーにとらわれない社会、多様な性の在り方が尊重される社会の実現に向けて。

現在、日本では、大会理念にダイバーシティ&インクルージョン（人種、性別、障害の有無といった多様性を互いに尊重し、認め合い、誰もが活躍できる社会づくり）を掲げた東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、どのような性別の人を好きに

なるかといった恋愛感情や性愛の感情の方向を表す性的指向、自分の性をどのように認識しているか、心の性とも言われる性自認に関する取組が進展しつつあります。

令和2年6月施行の労働施策総合推進法の改正により、性的指向や性自認、SOGIと言われておりますが、こちらに関する企業の対応が法律上の義務ともなりました。これを背景に、令和12年度末までの基本認識並びに令和7年度末までを見通した施策の基本的方向及び具体的な取組を定める第5次男女共同参画基本計画において、第2分野、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和や、第5分野、女性に対するあらゆる暴力の根絶には、性的指向や性自認に関するハラスメント防止が盛り込まれ、同計画では従来と同様に、第6分野、男女共同参画の視点に立った貧困等、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備にて、性的指向、性自認に関することなどについて、さらに複合的な困難を抱えることがあるため、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要であるとしています。

また、教育の分野では、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてを基に、学校生活での支援などが行われています。

日常生活において、男性と女性といった2つの枠組みでいろいろなことを考えがちですが、実際の性、セクシュアリティはもっと豊かで多様。ジェンダー（社会的性別）の平等、男女共同参画に取り組む際には、多様な性の在り方が見落とされぬ施策の推進が必要であると考えます。

山口市では、平成27年に山口市男女共同参画基本条例を制定し、平成29年からは男女共同参画プランによる総合的、計画的な施策が実施されてきました。昨年2月には、第4次山口市男女共同参画プランを策定し、SDGsのゴール5、ジェンダー平等を実現しよう、国の女性活躍推進法に規定される女性の職業生活における活躍についての市町村推進計画が盛り込まれています。

プランの期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間、多様な価値観を認め合い、あらゆる分野において男女がともに活躍できる山口市が基本理念とされています。

3つの基本目標、それぞれの具体的目標や施策の項目に、固定的な役割分担意識や、性別にとらわれないなどの表現が含まれていますが、この1年実施した施策の進捗、成果はどのようでしょうか。企画財政課長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

本市では、昨年2月に第4次の山口市男女共同参画プランを策定し、その中で、LG

B T等、男性、女性に限らない多様性への理解について新たに盛り込んでいるところでございます。

プランの基本理念として、多様な価値観を認め合い、あらゆる分野において男女がともに活躍できる山田市を掲げ、その理念の達成に向けて、1、男女共同参画社会に向けた意識づくり、2、男女がともに多様な活躍ができ、個々の価値観に配慮した施策の充実、3、誰もが安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくりの3つを基本目標として、各種施策を実施しているところでございます。

御質問の、この1年で実施した施策の進捗、成果につきましては、今年度が第4次プランの1年目に当たり、各課で展開しております事業ごとの成果につきましては、来年度の6月頃に取りまとめる予定となっておりますので、現時点でお答えすることはできませんが、施策の1つであり、当課で実施しております女性活躍推進事業、山田市さくらカンパニー認定制度におきましては、計画を上回る6社を今年度、新たに認定いたしました。

この事業は、本市の大きな課題の1つである生産年齢人口の減少や地域の担い手不足に対して、性別に関わりなく、仕事や地域など、様々な分野でその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向け実施しているもので、市内事業者がワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に積極的に取り組める環境づくりを支援しているものでございます。

議員御発言のとおり、ジェンダー平等、男女共同参画に取り組む際は、多様な性の在り方が見落とされないように、各種施策を進めていく必要があります、このことは、第4次プランの理念にも重なるものと認識しております。プランが浸透し、成果が上がるまでには時間を要するものであると考えますが、各課の事業においても引き続き多様性を意識して取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

第4次男女共同参画プラン1年目の今年度では、女性活躍推進事業のさくらカンパニーが、計画を上回る6社認定されたとお答えをいただきました。令和元年度から継続して取り組まれてきた事業の大きな成果であると考えます。家庭内での家事、育児、介護の負担割合の多くが女性過多になっている現状、それを解消する取組や、女性のキャリア形成において必要な支援をさらに広げていただきたいと思います。

また、プランには、男性、女性に限らない多様性への理解についても盛り込まれ、各

課の事業でも引き続き意識をして取り組んでいかれるとのことでした。

ジェンダー平等や男女共同参画は、身体の性、心の性、好きになる性、表現する性に関わりなく、個性と能力が発揮できることという視点に立ち、性の区別によって抱える生きづらさをなくしていく取組が必要であると考えます。

差別やいじめ、就職、昇進、福利厚生などへの影響、医療、社会保障における格差などの課題を解決しようと、2015年11月、渋谷区が全国で初めて導入したパートナーシップ制度、こちらは、2021年には、同性パートナーシップ証明制度を導入している東京都内の12市区が情報交換や制度の利便性向上を図るための自治体ネットワークを結成されました。

2023年1月現在では、全国で255の団体がパートナーシップ制度を導入しています。自治体によっては、同性に限らず、事実婚パートナーなどを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを宣誓するものもあり、255団体のうち、13団体が条例を根拠とし、それ以外の団体は規則、要項等を根拠としています。

内閣府の調べでは、2021年12月31日時点で、全国の交付件数は2,537組に上りました。

また、本人の意思に反して、第三者が性的指向または性自認を公表するアウティングと、自らの性的指向または性自認を公表するカミングアウトの強制・禁止を禁止する規定を置く条例が約20自治体、性的指向、性自認及び性的少数者に対する差別的な扱いをすることを禁止することなどを規定している条例も全国に多く、その理解や問題意識が広がりつつあります。

今年2月20日、全国23県の知事が緊急共同声明を発表しました。声明は、前首相秘書官の発言を受けたもので、性の多様性が尊重される社会の実現に向けて、あらゆる政策分野における取組をさらに進めるよう求めるもの、代表知事らは、日本全体が多様性を尊重する社会となり、活力に満ちた日本になるよう、地方から頑張りたいと述べられたと報道されていました。

山口市では、そのプランにその意識が盛り込まれたところ、今後、具体的な取組が進められることと思いますが、以降、3点をお尋ねいたしたいと思います。

- 1、パートナーシップ制度導入について。
- 2、アウティング、カミングアウト強制・禁止の禁止規定の必要性。
- 3、いま一度、男女共同参画推進条例自体を多様な性の視点に立って見直す必要性。

以上の3点につきまして、山口市の見解と姿勢を明確にお答えいただくことを求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、パートナーシップ制度導入についての見解についてでございますが、議員御発言のとおり、現在では全国250以上の自治体で導入されており、県内でも1市が導入しております。これは、同性婚が認められていない中で、性的マイノリティーの方の心のよりどころとなるものであり、この制度自体は、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではないものの、結婚に相当する関係とする証明書を発行し、自治体によっては、結婚祝い金を受領できたり、市営住宅の申込みができたりと、異性同士の結婚と同じ利益を享受できる場所もございます。

本市では、昨年策定した第4次プランに多様性への理解などを盛り込んだところでございますが、その際行った市民アンケートの結果や、あるいは、市の窓口、電話等などにおいても、そういった制度を求める御意見はなく、現時点では導入は検討しておりません。

しかしながら、日本における性的マイノリティーの人数は、平均すると全人口の約3%から10%程度という調査結果もございますので、アンケート等への実回答はないとしても、本市においても、少数とはいえ、おみえになると考えられます。そういった状況下にあるとした上で、誰もが住みやすい環境づくりが大切であると考えておりますので、実際に制度を導入しております先進自治体の動向、または、その自治体の制度下において性的マイノリティーの方々がどのような環境になったか等についても研究しつつ、本制度導入に関しては慎重に進めていく必要があると考えております。

御質問の2点目、アウティング、カミングアウトの強制・禁止の禁止規定の必要性への見解につきましては、新たに規定等を追加することは検討しておりませんが、アウティングは、特にプライバシーの侵害、重大な人権侵害となり得るため、基本的な人権意識として備えておくべきものとして理解を深めるために、ホームページ等での啓発に努めてまいります。

御質問の3点目、男女共同参画推進条例自体を多様な性の視点に立って見直すことについてどう考えるかについてでございますが、条例第9条の各号により、市民の意見や山県市男女共同参画推進審議会での審議を経て策定した基本計画（プラン）に基づき、各種施策を実施していること、また、現条例は、多様性という文言はないものの、第3条で定める基本理念は、男性、女性というくくりではなく、全ての人が性別による差別等を受けないことや、各場面で平等な扱いを受けること、または、参画することをうたっていることから、条例を見直すのではなく、市民や有識者の意見を反映させた現行プランを基に、多様な性の視点を大切に各種施策を進めてまいりたいと考えております。



いずれにしても、議員のおっしゃるとおり、多様性の視点が今まで以上に重要になってきていることは十分に認識しているところでございますので、引き続き、プランの基本理念である多様な価値観を認め合い、あらゆる分野において男女がともに活躍できる山田市を目指して、市全体で各種施策を推進していくとともに、性の多様性について正しく理解し、認識を深められるよう、啓発活動への取組も努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で2時30分より再開いたします。

午後2時16分休憩

午後2時30分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、救命率向上に向けたAEDの使用促進について伺います。

平成30年第1回定例会において、人命救助という緊急時にAEDが早く、正しく使用できる環境にあるのかという観点で質問をさせていただきました。その後、市内公共施設、公民館や小中学校等で、当時、屋内に取り付けてあったAEDの設置場所を屋内設置から24時間、誰でも緊急時に使用できるよう、屋外に設置がされました。この前年の平成29年に、私もAEDの救命処置講習なども受け、防災士の資格も取得し、AEDの重要性を実感したところでした。

今回は、救命率の向上に向けたAEDの使用促進についてお伺いをします。

もう今では皆さんが御存じのように、AEDはけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。平成16年7月より、医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになりました。

例えば、AEDの救命効果として、日本では毎日多くの方が心臓突然死で命を失っています。その原因の多くは心室細動と呼ばれる重篤な不整脈です。心室細動になると、心臓は震えるのみで、血液を送り出せなくなります。数秒で意識を失い、数分で脳をはじめとした全身の細胞が死んでしまいます。心室細動からの救命には、迅速な胸骨圧迫、心臓マッサージと、電気ショックが必要です。電気ショックが1分遅れるごとに、救命率は10%ずつ低下すると言われております。いち早くAEDを使用することが、救命率を

上げる効果的な方法であるとされています。

新たな課題として、報道で民間企業の調査結果によると、男性の4割が、女性が倒れていた場合にAEDの使用をためらってしまうとの調査が示されました。これは、女性の衣服や体などに触れたりすることに対しての戸惑いが重要な救命行為を妨げている可能性があるということからです。傷病者に対する配慮も重要です。

AEDを女性に使用しないことで起こる深刻な問題も起きています。例えば、スポーツ大会で、突如、意識を失った女性は、すぐに心肺蘇生法を実施しましたが、AEDがあったにもかかわらず、倒れていたのは女性で、助けに行ったのが男性だったからという理由で使用されませんでした。救急車が到着したときにAEDが必要だと判断され、電気ショックが行われ、女性は一命を取り留めたものの、重い意識障害が残ることになりました。到着前にAEDを使用しなかったことが脳への酸素不足が長く続く原因になった可能性もあるとされています。適切なAEDの使用が命を救うきっかけになります。

そこで、健康介護課長にお聞きをします。

1点目に、AEDについての救命講習はどの程度開催されているのか。

2点目に、市が管理するAEDの設置台数。

3点目に、AEDの使用実績はどのようなか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、AEDについての救命講習の開催についてでございますが、新型コロナウイルス蔓延前には、消防署職員を講師に招き、市役所や公民館での防災訓練などと同時に実施しておりました。このAEDを使用した救命講習は、市職員や公民館などを利用する人が、万が一の場合に遭遇しても、落ち着いて対処できるようにするためのものであり、本当に大切なものだと考えております。

しかしながら、コロナ禍であるということで、訓練の実施回数は以前より少なくなっております。本年度においては、公民館関係は美里会館のみ、消防署の指導により消防訓練の一環として実施しました。また、小中学校においては、教職員、生徒、保護者を対象に訓練を実施しております。

今後については状況を勘案しつつ、防災訓練等に組み込んで、再度実施していきたいと考えています。

御質問の2点目、市が管理するAEDの設置台数についてでございますが、市が管理する庁舎、小中学校、保育園、公民館等において、屋外26台、屋内19台、合計45台を設

置しております。

御質問の3点目、AEDの使用実績についてでございますが、令和2年4月から令和5年2月末までですが、使用実績はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） AEDの救命講習も、コロナ禍により本来のような救命講習もできませんでした。また、この約3年間も、コロナ禍により公民館や施設等の閉館や利用の縮小により、学校においても児童・生徒自体が制限されていたこともあったのかも分かりませんが、減少しているということで、幸いにも使用実績はないということでした。これからは、桜の開花などとともに、外へと動きは広がるのではないかと感じています。

先ほども例を紹介しましたが、令和元年5月には、京都大学等の研究グループから報告がなされました。全国の学校の校内で心停止となった子供232人に対して、救急隊が到着する前にAEDのパッドが装着されたかどうか調べたところ、小学生と中学生では、男女に有意な差はありませんでしたが、高校生のパッドの装着を受けていた人数では、女子が56%、男子が83.2%で、高校生になると大きな男女差が出ていたとのことです。研究グループによると、女性へのAEDパッドを貼る行為などの抵抗感から、AEDの使用率に男女差が生じているのではないかと分析をされていました。そうした戸惑いが重要な救命行為を妨げている可能性があるということです。

また、電気ショックが行われても、容態に変化がない場合、救急隊が到着するまで電極パッドを貼ったまま、AEDの解析に従い、胸骨圧迫と電気ショックを繰り返さなければなりません。心肺停止機能が目撃された時点から救急隊が心肺蘇生を開始するまでの時間が10分以内の場合の生存率は12.3%から15.2%ですが、10分を超えると10.9%、15分以上が経過すると5.6%と大幅に減少します。心肺停止機能への救急対応は1分1秒を争いますので、性別に関係なく、傷病者に対してためらわず、すぐさまAEDを使った処理を行うことが大切です。女性に対してちゅうちょせず、AEDが少しでも使用しやすい方法が求められています。

そこで、健康介護課長に再質問ですが、現在、市に設置してあるAEDを女性に対して使用するときの認識についてどのように考えてみえるのか、お聞きをします。

また、2点目に、AED使用の際に、女性のプライバシーにも配慮し、三角巾などをAEDケースの中に設置してはどうかと考えます。三角巾などは上半身を覆い隠すことができるほかにも、止血時や骨折の対応、また、ぬれている体を拭くことも可能です。女性にもちゅうちょなくAEDを使用し、迅速な処置が行えるように、市が管理する全

てのAEDケースに入れて使用する三角巾などの設置の必要性についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、AEDを女性に使用する際の認識についてでございますが、AEDを使用しなければならないときは、男性、女性関係なく使用しなければならないと思っております。しかしながら、中には異性に対して、特に女性相手の場合には、ためらう方もおみえになるのではないかと考えます。

再質問の2点目、三角巾などの設置についてでございますが、議員御発言のように、様々な場面で使用が考えられると思っておりますので、県内での設置もまだ少ないと思われませんが、山縣市として管理するAEDに女性に配慮した三角巾などの設置については、早急に準備していきたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 早急に準備をしていきたいということでした。AEDの必要性和重要性が広く認知されるようになった今、コロナ前の生活スタイルに戻りつつある現状と、高齢化がさらに進む中であって、大切な命を守るためのAEDの使用についても万全の備えが必要だと考えます。ただ、備えはあったとしても、この三角巾は何なのか、何のためにあるのか、どのようにいつ使用するのが救急時、使用される方にきちんと周知をされていないと、絵に描いた餅となってしまいます。

最後に、健康介護課長にお尋ねします。

どのように周知をされるのかお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 再々質問にお答えします。

この三角巾に対してどのように周知するのかについてでございますが、議員御発言のように、この三角巾が何なのか、どのように使用するかなどを分かりやすく説明書的なものを、目に留まりやすいようにAEDのそばに設置していく予定にしています。

また、救命講習などのときにも、三角巾を使用した訓練にいただき、三角巾の使用意義を利用していただくようお願いしていきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

通告順位7番 古川雅一君。

○5番（古川雅一君） 議長の許可をいただきましたので、学校教育課長に小学生の通学

時の体への軽減について質問いたします。

小学生のランドセルの使用は、法律や教育委員会で決められているものではありません。中には、入学準備品としてランドセルを指定している学校や、指定のランドセルがある学校もあります。しかし、通学に使うバッグは、本来、どんなものでもよいとされています。それでもランドセル文化は根強く、水泳用品メーカーF社の小学入学時に使用するかばんの意識調査によれば、小学校入学時には約90%の御家庭でランドセルを購入しています。ランドセルを購入した理由は、ランドセルを買うものだと思っていた、小学校の指定だと思っていた、周りも皆、ランドセルだからなどが主な理由です。

一般社団法人日本かばん協会ランドセル工業会によると、2022年の平均購入額は約5万6,000円と、年々高くなっています。このうち、4万円未満のランドセルを買っている割合は18.7%で、6万5,000円以上の27.8%よりも少ないという結果です。ランドセルの支払い者の約53%は祖父母、両親は42.8%です。経済的に負担を感じる保護者さんもいるのではないのでしょうか。

子供の体への影響も考えなければなりません。一般的なランドセルで1.2キロから1.4キロ程度、教材と合わせると、小学1年生で約5キロ、6年生で約7キロのものを背負っていることとなります。小学1年生、6歳の平均体重は約21キロです。つまり、自分の体重の約40%のものを背負っていることとなります。これが、大人の70キロの人だと、約28キロの荷物を背負っているのと同じです。そう考えると、学校まで行く子供の体への負担が心配になります。

最近では、積極的にランドセルからリュックサックやリュックサック型のかばんに移行している自治体があります。リュックサック型の通学かばんとは、ランドセルの特徴であるかぶせ型の蓋を採用するなど、見た目はランドセルに寄せてあり、カラーバリエーションも豊富です。撥水加工や反射材つきはもちろん、メーカーによっては、内側にタブレット端末を収納するポケットや、荷物を固定するストラップを設けるなど、機能面も充実しており、暴雨災害を想定し、水に浮く仕様になっている製品や、体への負担を軽減させるために、ウエストベルトをつけたり、背当てに通気性のよいメッシュ素材を施したりした製品もあります。気になる価格は1から2万円です。一般的なランドセルより安価で軽いのが特徴です。

既にリュック型の通学かばんが一般的になっている地域もあります。高岡市立能町小学校では、1973年からリュック型のナイロン製ランドセル商品を利用、5,500円と安価で、ランドセルを選ぶこともできますが、大半の児童がナイロン製ランドセルを使っているといいます。近隣市の本巢市でも、ノーランドセル登下校が行われています。

また、ランドセルの中身の軽減では、文科省が宿題に使わない教科書を学校に置いて帰る置き勉を認めています。タブレット端末普及によって、置き勉が進むことを期待します。

そこで、学校教育課長に3点質問いたします。

1点目、通学時間の平均時間、長い児童の通学時間はどれくらいなのか。

2点目、現在の通学時の体への軽減の対策、今後の対策はあるのか。

3点目、ランドセルに限らず、リュックサック等でもよいという通知はなされているのか。今後のリュックサック等の移行の考えはあるのか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（山崎 通君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、通学時間の平均時間、長い児童の通学時間についてでございますが、国の基準では、公立小学校の通学距離について、おおむね4キロ以内と定めています。

本市においては、どの小学校も徒歩通学距離はおおむね2キロ以内、通学時間は40分以内です。美山地区の遠距離通学児童は、スクールバスを利用しております。

また、通学時間の平均時間については全数調査はしておりませんが、おおむね15分から20分程度と見込んでおります。

御質問の2点目、現在の通学時の体への軽減の対策、今後の対策でございますが、いわゆる置き勉の取組について、平成30年9月6日付文部科学省初等中等局の事務連絡文書、児童・生徒の携行品に係る配慮についてを受け、教育委員会といたしましては、児童の身体的発達に負の影響が生じないように具体的な改善を図るよう指示をしております。現在、市内全ての小学校で置き勉を認めており、主に国語、算数の宿題のために使用する教科書、ドリル、ノートのみ持ち帰るよう指導しております。しかしながら、通学時の児童の体への負担については、コロナ禍における水筒の持参や、タブレットの持ち帰りなど、まだ課題も残ります。

今後は、引き続き置き勉の取組を継続しつつ、通学用かばんの見直しを含め、負担軽減について検討していきたいと考えております。

御質問の3点目、ランドセルに限らず、リュックサック等でもよいという通知はなされているのか、今後のリュックサック等への移行の考えはあるのかについてでございますが、教育委員会から小学校長へ通学用かばんの指定に関する通知は発出しておらず、各小学校に委ねております。現在、市内9小学校中、新入生入学説明会資料で通学用かばんをランドセルと明記している学校が2校、肩に背負うタイプのかばん（ランドセル

等)と明記している学校が1校、残り6校は記載しておりません。

先ほども答弁いたしました。今後はリュックサック等への移行について、令和6年度をめどに、児童の体への影響や、登下校時の安全を配慮しながら、校長会と協議を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(山崎 通君) 古川雅一君。

○5番(古川雅一君) 再質問します。

今後のリュックサック等の意向について、ただいま学校教育課長より、保護者の理解にできる限り違いが出ないために、校長会との協議を進めるという答弁をいただきました。コロナ感染対策を機に、1人1台のタブレット端末の整備や、国が進めている児童・生徒用デジタル教科書への移行も踏まえ、タブレット端末の持ち帰りなど、児童の体へのさらなる影響を無視することはできません。

このことについて、教育長の見解を求めます。

○議長(山崎 通君) 服部教育長。

○教育長(服部和也君) 再質問にお答えします。

学校現場で見られる子供の体の変化としては、頭痛や肩凝り、腰痛や背中を丸くする姿勢など、これまでは大人の症状と思われてきたものが低年齢化している現状にあります。児童の発育発達への十分な配慮が必要であることは、議員御指摘のとおりです。

重過ぎる通学かばんを長時間背負うことによる体への負担を低減させる対策としては、かばんの種類もその1つだとは思いますが、直接的に影響するのは、いわゆる置き勉に対する学校の柔軟な対応や、体力差を踏まえた個別の対応を保護者に理解していただくことが重要かつ有効であると考えます。

併せて、運動不足や、スマホを見たり、ゲームをやったりする時間が増えている実態からも、児童自身の生活習慣そのものへの改善意識が必要であると考えます。

議員御提案のリュックサック等への移行については、体への負担のみならず、保護者の経済的負担や多様な価値観など、総合的な検討が必要であり、これまでの慣例や決まりといった固定観念に縛られることなく、具体的な問題を具体的に解決していく道筋こそが今の教育現場には必要であると思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(山崎 通君) 以上で古川雅一君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後2時54分休憩

午後 2 時 56 分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

追加日程第 1 発議第 4 号 石神真議員に対する辞職勧告決議

○議長（山崎 通君） 追加日程第 1、発議第 4 号 石神真議員に対する辞職勧告決議を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、石神 真君の除斥を求めます。

〔石神 真議員 退場〕

○議長（山崎 通君） 議案提出者の趣旨説明を求めます。

福井一徳君。

○9 番（福井一徳君） 石神 真議員に対し、辞職勧告決議を提案したいと思います。

去る 3 月 10 日付で操 知子議員から、私、懲罰特別委員長の福井一徳宛てに文書を出されました。これを私は受け取りました。見て、もうショックで、驚きでした。この中身について懲罰特別委員会では審議の中身ではありませんので、暫時休憩をして、皆さんに見ていただきました。

提案理由は、議会は石神 真議員に対して自らの責めを負って、社会的・道義的責任を感じ、議員としての責務を強く自覚し、自らの意思により直ちにその職を辞することを強く求める、これが本案の提出する理由です。

この間の経緯でいいますと、操議員が、具体的に何度も申入れ書等と出されて、議会でも今、対応しています。しかし、この間、パワハラ問題についても、吉田議員は謝罪を拒否されておりますし、中には、ちょっと手をつないだぐらいだろう、心ない発言をする方もいるというようなお話も聞いています。先ほどの一般質問では、この 3 か月間、操議員は、このままではささいなこととして片づけられてしまうのではないか、そうした危機感から、やはり全容を伝えて、この中身についてハラスメント撲滅に向けてやるということが一般質問の決意の中でも出ていたのではないかというふうに思います。

この中身については極めて深刻な中身であり、この議会としては、絶対許せない、そういう立場から提案をしたいと思います。

決議案について読みます。

石神 真議員は、去る 11 月 16 日から行われた行政視察において、2 日目の夕食後において、女性同僚議員に対して、手をつなぐ行為を強要しただけでなく、宿泊所の玄関にて、後で部屋へ来いと強要する行為、なかなか……。



○議長（山崎 通君） 福井一徳君、暫時待ってください。

傍聴席の方、録画していらっしゃるんですか。違いますか。大丈夫ですか。失礼しました。

福井一徳君、すみません、続けてください。

○9番（福井一徳君） なかなか部屋へ来ない女性同僚議員に対して、携帯電話にて部屋へ来いと何度も言う行為、部屋へ行くと、試したい薬があるから、ぜひ試させてくれという行為、逃げ帰ろうとしたところ、ベッドに押し倒しただけでなく、その後、2回繰り返しベッドへ押し倒す行為と、女性同僚議員に対する行為は市議会議員として極めて悪質であります。

また、同じく行政視察先に向かう新幹線内から飲食を続け、令和4年12月7日に、石神真議会議長に対する辞職勧告決議を可決しているが、このような度重なる行為は、市民の信頼を著しく失墜させるばかりでなく、本市議会の名誉と品位を著しく傷つけたことは議員としてあるまじき行為と言わざるを得ない。

このことは、議会基本条例第6条に反し、市民の信頼を大きく損なうものである。よって本市議会は、石神真議員に対して、自らの責めを負って、社会的・道義的責任を感じ、自らの意思により直ちにその職を辞することをここに勧告する。

令和5年3月13日。

山田市議会。

以上です。

○議長（山崎 通君） 議案提出者の趣旨説明が終わります。

---

## 追加日程第2 質疑

○議長（山崎 通君） 追加日程第2、質疑。

これより、提案に対する質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） ちょっと非常にびっくりしておりますので、大変恐縮ですけれども、ちょっと暫時休憩をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩をいたします。

午後3時03分休憩

午後3時16分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの質疑は途中でありましたので、質疑を行います。

質疑に対しての発言をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） よろしいですか。

質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結します。

石神 真君から本件について一身上の弁明をしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

この際、これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、石神 真君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

石神 真君の入場を許します。

〔石神 真議員 入場〕

○議長（山崎 通君） 石神 真君に一身上の弁明を許します。

石神 真君。

○12番（石神 真君） 今、出された文章を読ませていただきました。先日、議会運営委員会で議案に陳謝をしろということでありましたので、弁護士を通じて、質問書に対して、操議員に陳謝するものは陳謝しますということで、議会運営委員会の委員長のほうに出させていただきました。その後に発議として陳謝の議案が出ましたので、陳謝をさせていただきましたが、またこうして次から次へと出てきたということではありますが、あのときに、個人的にきちっと陳謝をする場面をつくっていただければ、なかったのかなと思っておりますが、私としては、これ以上、何も申すことはございません。発議に対して議会運営委員会の指示に従っただけでございますので、以上でございます。

○議長（山崎 通君） 石神 真君の退場を求めます。

〔石神 真議員 退場〕

○議長（山崎 通君） ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

---

### 追加日程第3 討論

○議長（山崎 通君） 追加日程第3、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

### 追加日程第4 採決

○議長（山崎 通君） 追加日程第4、採決。

これより、採決を行います。

発議第4号 石神真議員に対する辞職勧告決議について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

石神 真君の入場を許可します。

〔石神 真議員 入場〕

○議長（山崎 通君） 石神 真君に申し上げます。

発議第4号 石神真議員に対する辞職勧告決議については、全会一致で可決されたのでお伝えいたします。

つきましては、石神議員におかれましては、決議にありますように、辞職を求めます。

石神 真君、発言はありますか。

○12番（石神 真君） ありません。

○議長（山崎 通君） 発言もないということですので、これをもちまして、追加日程第

1、発議第4号 石神真議員に対する辞職勧告決議についてを終了いたします。

---

○議長（山崎 通君） これで本日予定の議事日程は全て終了いたしました。

17日金曜日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時22分散会

令和5年3月17日

# 山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

## 山縣市議会定例会会議録

第4号 3月17日（金曜日）

○議事日程 第4号 令和5年3月17日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第2号 山縣市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山縣市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山縣市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山縣市こどもサポートセンター設置条例について
- 議第6号 山縣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山縣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山縣市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山縣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山縣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山縣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山縣市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山縣市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第18号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第19号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 議第20号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第21号 令和5年度山口市一般会計予算
- 議第22号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第23号 令和5年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第24号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第26号 令和5年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第27号 令和5年度山口市水道事業会計予算
- 議第28号 令和5年度山口市下水道事業会計予算
- 議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について
- 議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について

日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

- 議第2号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市こどもサポートセンター設置条例について
- 議第6号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例について

- 議第16号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第18号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第19号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第20号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第21号 令和5年度山口市一般会計予算
- 議第22号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第23号 令和5年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第24号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第26号 令和5年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第27号 令和5年度山口市水道事業会計予算
- 議第28号 令和5年度山口市下水道事業会計予算
- 議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について
- 議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について

日程第3 討 論

- 議第2号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市こどもサポートセンター設置条例について
- 議第6号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を



	定める条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議第17号	令和4年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第18号	令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第19号	令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第20号	令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第21号	令和5年度山県市一般会計予算
議第22号	令和5年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第23号	令和5年度山県市介護保険特別会計予算
議第24号	令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第25号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第26号	令和5年度山県市高富財産区特別会計予算
議第27号	令和5年度山県市水道事業会計予算
議第28号	令和5年度山県市下水道事業会計予算
議第29号	第4次山県市地域福祉推進計画の策定について
議第30号	第2次山県市環境基本計画の改訂について
日程第4	採 決
議第2号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第3号	山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
議第4号	山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
議第5号	山県市こどもサポートセンター設置条例について
議第6号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第7号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第 8 号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第 9 号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 令和 4 年度山県市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議第18号 令和 4 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第19号 令和 4 年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第20号 令和 4 年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第21号 令和 5 年度山県市一般会計予算
- 議第22号 令和 5 年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第23号 令和 5 年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第24号 令和 5 年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 令和 5 年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第26号 令和 5 年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第27号 令和 5 年度山県市水道事業会計予算
- 議第28号 令和 5 年度山県市下水道事業会計予算
- 議第29号 第 4 次山県市地域福祉推進計画の策定について
- 議第30号 第 2 次山県市環境基本計画の改訂について

- 日程第 5 特別委員会の中間報告について
- 議会改革及び I C T 検討特別委員会
- 議員活動適正化特別委員会

- 日程第6 懲罰特別委員会の閉会中の継続調査について  
日程第7 発議第5号 山県市議会の正常化に関する決議  
日程第8 質 疑  
          発議第5号 山県市議会の正常化に関する決議  
日程第9 討 論  
          発議第5号 山県市議会の正常化に関する決議  
日程第10 採 決  
          発議第5号 山県市議会の正常化に関する決議
- 

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について  
議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について  
議第4号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について  
議第5号 山県市こどもサポートセンター設置条例について  
議第6号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
議第7号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について  
議第8号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について  
議第9号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議第10号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議第11号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議第13号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について  
議第14号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について  
議第15号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第16号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第18号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第19号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第20号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第21号 令和5年度山口市一般会計予算
- 議第22号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第23号 令和5年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第24号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第26号 令和5年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第27号 令和5年度山口市水道事業会計予算
- 議第28号 令和5年度山口市下水道事業会計予算
- 議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について
- 議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について

日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

- 議第2号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市こどもサポートセンター設置条例について
- 議第6号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第18号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第19号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第20号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第21号 令和5年度山県市一般会計予算
- 議第22号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第23号 令和5年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第24号 令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第26号 令和5年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第27号 令和5年度山県市水道事業会計予算
- 議第28号 令和5年度山県市下水道事業会計予算
- 議第29号 第4次山県市地域福祉推進計画の策定について
- 議第30号 第2次山県市環境基本計画の改訂について

日程第3 討 論

- 議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市こどもサポートセンター設置条例について
- 議第6号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について

- 議第9号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第18号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第19号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第20号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第21号 令和5年度山県市一般会計予算
- 議第22号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第23号 令和5年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第24号 令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第26号 令和5年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第27号 令和5年度山県市水道事業会計予算
- 議第28号 令和5年度山県市下水道事業会計予算
- 議第29号 第4次山県市地域福祉推進計画の策定について
- 議第30号 第2次山県市環境基本計画の改訂について

日程第4 採 決

- 議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条

	例の一部を改正する条例について
議第5号	山県市こどもサポートセンター設置条例について
議第6号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第7号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
議第8号	山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
議第9号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市環境保全条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議第17号	令和4年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第18号	令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第19号	令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第20号	令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第21号	令和5年度山県市一般会計予算
議第22号	令和5年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第23号	令和5年度山県市介護保険特別会計予算
議第24号	令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第25号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第26号	令和5年度山県市高富財産区特別会計予算
議第27号	令和5年度山県市水道事業会計予算
議第28号	令和5年度山県市下水道事業会計予算

議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について

議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について

日程第5 特別委員会の中間報告について

議会改革及びICT検討特別委員会

議員活動適正化特別委員会

日程第6 懲罰特別委員会の閉会中の継続調査について

日程第7 発議第5号 山口市議会の正常化に関する決議

日程第8 質 疑

発議第5号 山口市議会の正常化に関する決議

日程第9 討 論

発議第5号 山口市議会の正常化に関する決議

日程第10 採 決

発議第5号 山口市議会の正常化に関する決議

---

○出席議員（12名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	13番	武藤孝成君

---

○欠席議員（1名）

12番 石神真君

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政 課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境 課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君



健康介護課長	森 正和君	子育て支援課長	山田 佐知子君
農林畜産課長	福井 淳君	水道課長	大西 義彦君
理事兼建設課長	大熊 健史君	まちづくり・企業支援課長	服部 裕司君
会計管理者	奥田 英彦君	学校教育課長	森川 勝介君
生涯学習課長	藤根 勝君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井 義弘君	書記	長谷部 尊徳君
書記	山口 真理君		

---

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（山崎 通君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長 郷 明夫君。

○総務産業建設常任委員会委員長（郷 明夫君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月9日午前10時より開催し、審査を付託されました議第2号、議第4号、議第14号から議第17号、議第21号、議第26号の所管に属する条例案件5件、予算案件3件の8議案を議題として審査を行いました。

主な質疑において、議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例については、都市計画の内容の事務が建設課に移管されるとのことだが、その理由はどのようなか。議第14号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例については、市の小口融資審査委員会の構成はどのようなか。また、小口融資審査会が廃止される場合、市として融資の適正を期す担保はどのようなようになるのか。議第15号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、オートキャンプ場の現状の利用実態はどのようなか。また、通年化することによる利用見込み数はどのように考えているのか。議第16号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、直近3年から5年程度における市消防団員数の推移はどのようなか。また、定員を540人から445人に改めるとあるが、この定員の考え方の基礎はどのようなか。議第17号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第9号）（総務産業建設関係）では、総務管理費、財産管理費、北部地域拠点整備事業各種工事に関して、解体工事の費用が当初予算から減額となったとのことだが、この解体工事の対象施設は何か。また、減額になった理由は何か。議第21号 令和5年度山県市一般会計予算（総務産業建設関係）では、総務管理費、一般管理費、協働のまちづくり活動補助金に関して、補助金の増額理由は何か。また、スタート支援型とテーマ設定支援型の補助金限度額がほかと比べて手厚い内容となっている理由は何か。総務管理費、財産管理費、北部地域拠点整備事業に関して、予算計上されている工事の内容はどのようなか。また、美山地域での説明会や合意内容、外構工事において、今後どのように進めていくのか。総務管理費、

企画費、恋人の聖地広域連携事業において、古城山にライブカメラを設置するとのことだが、どこにどのような目的で設置するのか。具体的な事業内容はどのようなか。農業費、農業振興費、ふれあいバザール改修工事において、具体的な工事内容はどのようなか。林業費、林業振興費、木製遊具設置工事において、具体的な工事内容はどのようなか。商工費、商工振興費、工場用地基盤整備事業において、武士ヶ洞補償物件調査、設計等の具体的な内容はどのようなか。商工費、商工振興費、戦国歴史観光PR事業において、具体的な事業内容はどのようなか。河川費、河川維持費、河川除草委託料において、安全性などを考慮しつつ、費用を抑えて実施することはできないか。消防費、防災対策費、防災リーダー育成講座委託料において、具体的な事業内容はどのようなか。また、コロナ禍以前に実施していた市総合防災訓練やそれに代わるものを実施する予定はないかなどの質疑がありました。

採択の結果、付託されました議第16号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。議第2号、議第4号、議第14号から議第15号、議第17号、議第21号及び議第26号までの7議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教常任委員会委員長 田中辰典君。

○厚生文教常任委員会委員長（田中辰典君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月10日午前10時から開催し、審査を付託されました議第3号、議第5号から議第13号、議第17号から議第25号及び議第27号から議第30号までの23議案の所管に属する条例案件10件、補正予算案件4件、予算案件7件、その他案件2件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第21号 令和5年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）では、総務費、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード普及促進事業において、昨年度と比較して減額となった理由及び個人番号カードの現在の申請状況は、また、全国の申請状況はどのようなか。民生費、社会福祉総務費、ふれあい・さわやかドーム各種工事及び教育費、公民館費、伊自良コミュニティセンター水道管布設替工事において、伊自良コミュニティセンターの水道管布設替工事とふれあい・さわやかドームの水道管布設替工事は、それぞれ独立した工事か、それとも一体的な工事か。ふれあい・さわやかドームについて、今後、最低限の修繕をしながら施設を維持していく考えか。教育費、保健体育施設費、

高富体育館解体及び高富中央公民館ホール改修事業において、高富中央公民館ホール改修事業の具体的な内容、改修スケジュール及び改修期間中サークル活動などへの対応はどのようなか。また、完成後の利用規程や利用料の値上げ、指定管理についてはどのようなになるのか。下水道事業費用、総係費、ストックマネジメント全体計画策定業務において、ストックマネジメント全体計画の詳細と今後の進め方は。また、ストックマネジメント手法を導入したことによるコスト縮減効果はどのくらいか。令和5年度重点施策について、ゼロ歳から2歳児保育料の無償化において、ゼロ歳から2歳児の保育料を無償化することにより待機児童が発生しないか。また、保育士については、民営化などにより十分補っていけるということでのよいかとの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第3号、議第5号から議第13号、議第17号から議第25号及び議第27号から議第30号までの23議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の中間報告といたします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

---

## 日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

○議長（山崎 通君） 日程第2、常任委員会委員長に対する質疑。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

古川雅一君。

○5番（古川雅一君） 総務産業建設委員会の委員長に聞きますけど、最後に採択の結果と、採決の結果じゃなくて採択の結果と言いましたが、それでよろしいですか。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○総務産業建設常任委員会委員長（郷 明夫君） 訂正いたします。採決の結果です。申し訳ありません。

○議長（山崎 通君） ほかにありませんか。

武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 厚生文教委員長に、同じような質問になってしまいましたが、中間報告と言われたような記憶があるんですが、そこを確認していただきたいと思いますが。中間報告ではないので。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○厚生文教常任委員会委員長（田中辰典君） すみません。訂正いたします。委員長……。

○議長（山崎 通君） 起立して。

○厚生文教常任委員会委員長（田中辰典君） すみません。訂正いたします。委員長報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

### 日程第3 討論

○議長（山崎 通君） 日程第3、討論。

これより、議第2号から議第30号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、反対討論をしたいと思えます。マスクを取って行います。反対討論は2つです。

まず、議第16号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

改正内容は、定数540を445に改める条例改正です。提案説明は、分かりやすく言えば、消防団員の募集が定数に届かないので、消防団の実態に即して定数を削減するというものです。

しかし、総務省は、平成16年、地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保の在り方についてと題した調査検討会の報告書をまとめています。そこには、消防団を地域防災体制の中核的存在として位置づけ、消防団員数の確保方策として消防団員確保の重点方策などをまとめています。消防団への理解を深める広報、対象を絞った周知活動、消防団情報の提供と共有化、自主防災組織、ボランティア団体NPOとの連携方策、消防団員支援施策の推進などの具体的課題を提起しています。

条例改正の提案説明では、定数を見直すことによって消防団員の処遇改善及び消防団活動の効率的な組織運営を図るとしていますが、これらの改善は、定数を見直すことでなくても実行できる課題です。地域の防災力の維持、向上を図るとともに、団員の士気高揚を図るための施策をすることこそ求められます。そのような立場から、定数を実態

に即して削減する条例改正について反対をします。

次に、続いて議第21号 令和5年度山口市一般会計予算、北部地域拠点事業2億8,900万円余については、その在り方についての幾つかの疑問等について、質疑を通じて理事兼総務課長より、今後の美山地域の住民の方々との話合いの場を設け、外構工事、例えば公園の在り方や展望デッキの規模、大型遊具などの在り方について、要望を検討するように進めていくことが表明されました。公共交通運行に関する予算内容も、現状の運行を前提とするものであることなどを確認しました。こうしたことから、総務産業建設委員会関連の一般会計予算については了解をしました。

しかしながら、厚生文教委員会関連の一般会計予算のうち、一般質問でも取り上げてきた高富保育園、富岡保育園の民営化に関する予算には反対するものです。

なぜなら、そもそも保育園の民営化の主な理由は、3歳未満児保育のニーズの高まりで、保育所の確保が困難であること、施設整備に私学は国庫補助金が出ることでした。しかし、4月からの未満児の保育料無償化という積極的な政策実施において、未満児保育児童が増えても、少子化で保育園に入園する対象児童の絶対数が減り、保育所は定員を確保できている状況になっていること。公立保育園は、施設整備の国庫補助金が出なくても、基準財政需要額に算入され、施設整備は地方交付税で措置されることは、この間してきたとおりであり、差が生じるわけではありません。山口市の児童福祉審議会の答申は矛盾だらけです。しかも、今後残された5つの保育園の児童減少に伴う保育園閉鎖はしない明確な答弁もありませんでした。

保護者の一番の希望は、遠くより身近な保育園に入れたいというものです。答弁における選択肢というのは、保育内容ではなく、単なる公立か私立か、設置形態の違いの選択でしかなく、多様なニーズの中の産休明け8週間からの保育は、名古屋市の公立保育園でも実施しています。山口市は、公立保育園でありながら、生後10か月後の保育をやってきて、産休明け保育をやっただけで、民営化でなければならないことは理由になりません。

私は公立保育園だから万全だと言っているわけではなく、多様なニーズに公立保育園が挑戦し、改革することは当然のことです。保育園の民営化は、そうした努力を放棄して民間に委ね、児童福祉法24条1項の市町村における保育の実施義務を放棄するものであり、認めるわけにはいきません。したがって、こうした重大な内容を含む令和5年度一般会計予算について反対するものです。

以上です。

○議長（山崎 通君） 次に、寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、議第21号 令和5年度山県市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

5つの重点方針の下、編成された未来に向けた発展型予算には、子育て支援や女性活躍に向けた多くの事業予算が計上されました。物価高騰が続く中、成長期の子供たちに質の守られた給食を安定的に提供していくために、昨年9月より実施された小中学校の給食費の無償化、山県市が全国に先駆けて実施してきた3歳児以上の保育料無償化に加え、今回、新たに3歳未満児の保育料無償化に関わる予算が計上されています。どんな経済状況の家庭に生まれたか、兄弟が何人いるかに関係なく、子供たち一人一人の育ちを支える取組が3歳という年齢の線引きをなくした小さな子供たちへと広げられます。

未満児の保育料無償化は、議員になる前から市長に要望を提出し、10か月未満の低月齢保育やファミサポの料金改定についても、これまでの議会で質問をさせていただきましたが、財政状況や現場の環境によりなかなか実現には至らなかったところ、児童館の指定管理や保育園の民営化などによる民間の力を取り入れたことが実現への後押しになったと考えます。

子供が3歳になるまでは家庭で育てるべきという、いわゆる3歳児神話、それも1つの大切な価値観ではありますが、児童虐待死の多くは、子供が3歳になるまでに多く起きています。まだまだ子育てという役割が女性過多になっている現状。外部との交流が少ない人ほど育児不安を抱えることも多く、また、働くお母さんの中には、泣く子を預け、後ろ髪を引かれる思いで働く人も少なくありません。母親と子供は一体という固定観念が必要以上に母親の心を一人きりにしてしまっているのかもしれない。

合併20周年となる山県市の来年度予算は、産後孤独になりがちなお母さんや働く女性の困難の解消、女性の人生やキャリア形成において選択肢を増やす取組により、これまでの子育ての概念を超えた新たなステージに向かう取組となること、そして、子供たち一人一人がかけがえのない存在として、この山県市というまちで大切に育てられたという誇りを持つ取組につながることを期待して賛成討論といたします。

○議長（山崎 通君） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第4 採決

○議長（山崎 通君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第2号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第3号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4号 山県市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第5号 山県市子どもサポートセンター設置条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第6号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第7号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第8号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第9号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第10号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第11号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第12号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第13号 山口市環境保全条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第14号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第15号 山口市グリープラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第16号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） ありがとうございます。御着席ください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第17号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第9号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第18号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第19号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 令和5年度山口市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） ありがとうございます。お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第23号 令和5年度山口市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第25号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第26号 令和5年度山口市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 令和5年度山口市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 令和5年度山口市下水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第29号 第4次山口市地域福祉推進計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 第2次山口市環境基本計画の改訂について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 特別委員会の中間報告について

○議長（山崎 通君） 日程第5、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革及びICT検討特別委員会及び議員活動適正化特別委員会から中間報告をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

本件を特別委員会からの申出のとおり中間報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの特別委員会から中間報告を受けることに決定されました。

初めに、議会改革及びICT検討特別委員会委員長 加藤義信君。

○議会改革及びICT検討特別委員会委員長（加藤義信君） 議会改革及びICT検討特別委員会中間報告をいたします。

本特別委員会は、令和4年第2回定例会において設置され、6名の委員で取り組んでおります。

令和2年、議会改革特別委員会が設置され、市民に信頼され機能する議会となるため、ICT技術の活用に関する調査研究が行われ、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入が正式に決定されました。その後、議会改革及びICT検討特別委員会が設置され、議会改革特別委員会での決定事項をさらに検討し、議会活動の充実、強化を図るため、ICT技術の導入、活用方法を含む、これからの市議会の在り方について調査研究を進めてまいりました。

第1回を令和4年6月23日に開催、本委員会が選任され、正副委員長の互選を行いました。

第2回は令和4年7月12日に開催、本委員会の調査研究項目と進め方を協議し、タブレット端末導入後の運用方法等について検討、調査を行っていくことに決定しました。

第3回は令和4年8月19日に開催し、タブレット端末の納入に関する現状等を確認後、改めてタブレット端末の機種選定、仕様及びペーパーレス会議システムの仕様等について協議していくこととしました。また、議会報告並びに意見交換会の在り方について協議いたしました。

令和4年9月12日には、全議員を対象にペーパーレス会議システムのデモ体験を実施いたしました。デモ体験では、タブレット端末を使って実際の議案等をシステムで閲覧し、タブレット端末の使用感の確認、ペーパーレス会議システムの機能の確認などを行いました。また、タブレット端末の機種選定等に活用するため、アンケート調査を実施いたしました。

第4回は令和4年10月27日に開催、ペーパーレス会議システムのデモ体験の振り返り及び意見交換を実施しました。また、タブレット端末導入に向けた検討として、他市の導入状況を確認後、タブレット端末の機種、調達方法、通信方法、周辺機器、ペーパーレス会議システムの選定について協議いたしました。

令和4年11月2日に開催された議員協議会にて、委員外の議員に対して、特別委員会で決定したタブレット端末の機種、ペーパーレス会議システム等について説明をさせていただき、タブレット端末の機種等が決定いたしました。

第5回は令和5年2月27日に開催、山県市議会タブレット端末貸与規程案等について協議し、また、本議会に報告する中間報告案について協議いたしました。

議会におけるICT技術の活用については、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入を進め、導入後については、議員一人一人がICT技術の活用について自己研さんまたは研修等を行うことで、山県市議会のICT化に取り組む必要があると考えます。また、議会改革の継続的な取組を進めるため、議会基本条例に基づき制度や活動について評価を行う必要があるため、検証方法等について調査研究を深めていきたいと考えます。

以上、議会改革及びICT検討特別委員会の中間報告といたします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

続きまして、議員活動適正化特別委員会委員長 福井一徳君。

○議員活動適正化特別委員会委員長（福井一徳君） 議員活動適正化特別委員会から中間

報告を行います。

本特別委員会は、令和4年第2回定例会における議決において設置され、議員報酬について、選挙公営について、政務活動費について、この3点を同時に調査研究していくことを目的に、12回委員会を開催し、協議を進めてまいりました。

第1回は6月23日に開催し、委員長と副委員長を互選により選出しました。

第2回は7月4日に開催し、特別委員会の進め方、年間スケジュール案について提案し、委員全員よりそれぞれの考えを出し合い、確認をしました。

第3回は8月5日に開催し、3点の調査研究項目についての委員の考えを確認。次回の特別委員会にて目的をそれぞれ項目ごとで作成することとしました。

第4回は8月22日に開催し、議員報酬についての目的は、議会の機能を向上する視点から議員報酬の見直しを図る必要があるため、妥当な金額について調査研究するとし、選挙公営についての目的は、選挙公営の本来の趣旨は、金のかからない選挙の実現と各候補者間の選挙運動の機会均等を図ることにより、多くの候補者が出馬し、それにより議員の質の向上を図ることである。選挙公営の条例を公布するため、それぞれの項目について慎重に調査研究するとし、政務活動費についての目的は、岐阜県議会や近隣市町村の政務活動費なども参考にしながら、活用しやすい政務活動費を目指すため、各項目について調査研究することとし、目的を明確にしました。

第5回は8月31日に開催し、議員報酬については、県内各市の報酬額の比較表について意見交換することを確認しました。さらに、必要となる資料調達することを確認しました。選挙公営については、県内各市の公営の状況の確認、政務活動費については、調査研究費、研修費、交通費について、委員の意見を確認いたしました。

第6回は9月15日に開催し、選挙公営については、要望書案についての確認、政務活動費については、広報費、広聴費について委員の意見を伺いました。議員報酬については、県内各市の年代平均年齢や類似団体の比較表を示し、委員の意見交換をしました。

第7回は10月6日に開催し、選挙公営については、前回提示した要望書案の校正をしました。政務活動費については、要請・陳情活動費、会議費について委員の意見を求めました。議員報酬については、類似団体による議員1人当たりの担当面積比較表、類似団体による議員1人当たりの担当人口比較表、市幹部の平均給与の比較表、選挙収支における支出総額の比較表を提示し、委員の意見交換をしました。

第8回は10月24日に開催し、選挙公営については、前回校正した要望書案の再度の校正をしました。政務活動費については、資料作成費、資料購入費について委員の意見を求めました。議員報酬については、今までの資料を参考に委員より意見を求めました。



全委員は増加すべきとの方向で一致点を見いだしました。

第9回は11月25日に開催し、選挙公営については、校正した要望書案を委員外の議員に確認していくこととしました。政務活動費については、人件費、事務所費について委員の意見を求めました。議員報酬については、可児市議会による議員定数報酬検討特別委員会報告書を資料として用意し、次回までに各委員に意見をまとめることといたしました。

第10回は12月12日に開催し、選挙公営については、委員外の議員より意見がなかったとの報告があり、これを議長に提出に向けて進めていく確認をいたしました。政務活動費については、様式について委員の意見を求めました。議員報酬については、議員全員が納得いく報酬の在り方に向け、さらなる議論を深めていくこととしました。

第11回は1月18日に開催し、委員長が互選により交代をいたしました。選挙公営については、今までの委員の意見を反映した政務活動費の手引、新旧対照表を作成し、委員に校正を依頼しました。

第12回を2月24日に開催し、選挙公営の要望書の提出タイミングと来年度の委員会の会議スケジュールを表にすることを確認いたしました。また、第1回定例会にて提案する中間報告案を確認いたしました。

最後に、選挙公営については、3月9日に議長に要望書を提出し、次の選挙については、選挙公営が活用できる体制の確立に向けて進めていく。政務活動費については、来年度中に政務活動費の手引を修正し、議会運営委員長に要望書とともに提出をする。議員報酬については、今後も調査研究を続け、議員全員が納得のいく形をつくり、来年度中に要望書の提出を目指していくこととし、中間報告といたします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時から再開をさせていただきます。

それから、先ほどちょっと申し遅れましたが、石神 真議員は本日欠席をさせていただきますので、御報告します。

11時からお願いします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第6 懲罰特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山崎 通君） 日程第6、懲罰特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

懲罰特別委員会委員長から、時宜を得た審査を行うため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会委員長の申出どおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会委員長の申出どおり、閉会中の継続調査をすることに決定されました。

---

日程第7 発議第5号 山県市議会の正常化に関する決議

○議長（山崎 通君） 日程第7、発議第5号 山県市議会の正常化に関する決議を議題といたします。

議会運営委員会委員長の説明を求めます。

武藤委員長。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成君） 議長より御指名を受けましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

発議5号 山県市議会の正常化に関する決議でございます。山県市議会の正常化に関する陳情が提出され、これは、山県市議会の一刻も早い正常化を求めるもので、今定例会で審議すべき内容であることから、本案を提出するものであります。

それでは、決議文を朗読させていただきます。

山県市議会正常化に関する決議。

これまで、山県市議会において懲罰動議が提出されるなど、市民の負託に応えるべき議会がその責務を十二分に果たすことができず、議会の運営も混沌としてきた。

我々市議会議員は、市民の代表として市民生活の直結する課題解決に全力で取り組む責務を負っていることは言うまでもない。

市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその責務を果たし、もって清潔な市政の発展に寄与することは当然である。

市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正行為及び疑惑を持たれることがないよう責務を果たし、一刻も早い山県市議会の正

常化を図る。

以上で決議とする。

令和5年3月17日、山県市議会。

どうぞよろしく審議のほどをお願いします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第8 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第8、質疑。

これより、発議第5号 山県市議会の正常化に関する決議に対する質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第9 討論

○議長（山崎 通君） 日程第9、討論。

これより、発議第5号 山県市議会の正常化に関する決議に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第10 採決

○議長（山崎 通君） 日程第10、採決。

これより、発議第5号 山県市議会の正常化に関する決議についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和5年山口市議会第1回定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午前11時05分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山口市議会議長 山 崎 通

11 番 議 員 吉 田 茂 広

12 番 議 員 石 神 真